

令和4年度
包括外部監査の結果報告書

<監査テーマ>

前橋市教育委員会の学校教育
及び前橋市立図書館に関する財務事務
の執行について

前橋市包括外部監査人

松 井 理

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
5. 主な監査手続	3
6. 監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人及び補助者	3
8. 利害関係	4
9. その他	4
第 2 教育委員会及び学校（園）設置状況の概要	5
1. 前橋市教育委員会	5
(1) 教育委員会の概要	5
(2) 前橋市教育委員会の沿革	5
(3) 教育長及び教育委員	8
(4) 教育行政に関する計画・方針等	9
(5) 教育委員会会議	14
(6) 総合教育会議	14
(7) 市教育委員会の組織図及び各課の業務内容	15
(8) 市教育委員会の所属別・職名別職員数	18
2. 学校（園）の設置状況	19
(1) 市が設置している学校（園）の児童数、学級数、教職員数等	19
(2) 市が管理する学校（園）の教室数、建物面積、主となる建物の建設年度、校地面積	21
(3) 教育費予算等の推移	23
第 3 監査対象の概要及び監査結果・意見	25
1. 教育に関する計画等	25
(1) 概要	25
(2) 監査結果及び意見	25
① 市が作成する「第 2 期教育振興計画」と、国が作成する「教育振興基本計画」との期間が 同じ期間であることについて【意見】	25
② 市が作成する「教育振興計画」に具体的な指標が記載されていないことについて【意見】	26
2. 大規模修繕	26
(1) 概要	26
(2) 実施した手続	29
(3) 監査結果及び意見	29

① 設備投資時の事前検討について【意見】	29
② 工事成績評定省略基準の適切な運用について【意見】	31
③ 「施工体制チェックリスト」の適切な運用について【結果】	33
④ 設計図書精度の向上について【意見】	34
⑤ 固定資産台帳への登録について【結果】	35
(4) 契約書類を確認したその他の取引	38
3. 働き方改革	44
(1) 概要	44
(2) 実施した手続	49
(3) 監査結果及び意見	50
① 労務管理の取組について【意見】	50
② 部活動指導協力者、部活動指導員の有用性評価の実施について【意見】	50
③ 時間外勤務の抑制について【意見】	50
4. 保護者からの質問・要望等への対応	51
(1) 概要	51
(2) 実施した手続	54
(3) 監査結果及び意見	55
① 質問及び要望等への対応について【意見】	55
② スクールロイヤールの活用について【意見】	55
5. 教職員の不祥事への対応	57
(1) 概要	57
(2) 実施した手続	58
(3) 監査結果及び意見	58
① マニュアル策定の検討について【意見】	58
6. 教育情報システム	58
(1) 概要	58
(2) 実施した手続	63
(3) 監査結果及び意見	63
① プロポーザル方式における合格点の設定基準について【意見】	63
② 情報セキュリティの自己点検の実施について【結果】	65
③ リース期間終了後に無償譲渡された物品の管理について【意見】	66
④ 業務時間数の実績把握について【意見】	71
⑤ 契約書の適切な作成について【結果】	72
⑥ 5年を超える契約期間について【意見】	73
⑦ 複数の文書作成ソフト継続利用の見直し検討について【意見】	75
(4) 契約書類を確認したその他の取引	76
7. 図書館	84
(1) 概要	84
(2) 実施した手続	89

(3) 監査結果及び意見.....	89
① 「前橋市立図書館新本館基本構想」における群馬県との連携について【意見】	89
② 重要物品の保管について【意見】	90
③ 講堂の利用について【意見】	91
(4) 契約書類を確認したその他の取引	92
8. 学校給食.....	96
(1) 概要.....	96
(2) 実施した手続	113
(3) 現場視察	113
(4) 監査結果及び意見.....	114
① 前橋市学校給食費減免申請書（減免申請書）の様式について【結果】	114
② 私的理由での減免等の取扱いについて【結果】	114
③ 長期欠席時の減免等の取扱いについて【結果】	115
④ 第3子以降の学校給食費無料化に関するホームページ記載の不十分性について【意見】	115
⑤ 第3子以降学校給食費無料化の補助金交付要綱の記載について【意見】	116
⑥ 給食費未収金の督促、回収事務の委託について【意見】	117
⑦ 食材発注において数量確定の取扱いについて【意見】	117
⑧ 西部共同調理場の更新工事について【意見】	118
⑨ 東部共同調理場の更新について【意見】	119
⑩ 委託と直営の経費試算比較における算出方法について【意見】	119
⑪ 残留農薬検査業務の有効性について【意見】	120
⑫ 学校給食残さリサイクル業務仕様書について【意見】	121
⑬ 学校給食残さの数量把握について【意見】	122
⑭ 食器破損時の対応の明確化及び食器棚卸について【意見】	123
(5) 契約書類を確認したその他の取引	124
9. 総合教育プラザ	126
(1) 概要.....	126
(2) 実施した手続	137
(3) 監査結果及び意見.....	137
① 教育資料館（総合教育プラザ 3F）の来場者数減少について【意見】	137
② 視聴覚室（総合教育プラザ 2F）の利活用状況について【意見】	138
③ 総合教育プラザの収蔵庫、倉庫内の物品管理について【意見】	138
④ 総合教育プラザの利用頻度の少ない部屋等の利活用について【意見】	139
10. 学校健康診断事業.....	140
(1) 概要.....	140
(2) 実施した監査手続.....	143
(3) 監査結果及び意見.....	143
① 健康診断の未受診者への受診勧奨の明文化について【意見】	143

(4) 契約書類を確認したその他の取引	144
11. 体力向上推進事業.....	148
(1) 概要.....	148
(2) 実施した手続.....	148
(3) 監査結果及び意見.....	149
(4) 契約書類を確認したその他の取引	149
12. 小・中学校の統廃合の実績と計画	149
(1) 概要.....	149
(2) 監査結果及び意見.....	155
① 適正規模、適正配置の見直しについて【意見】	155
13. 小・中学校の就学奨励(援助)事業の実績と計画	156
(1) 概要.....	156
(2) 監査結果及び意見.....	156
① 指名業者数について【意見】	156
(3) 契約書類を確認したその他の取引	158
14. 外国語教育推進事業の予算と実績.....	160
(1) 概要.....	160
(2) 監査結果及び意見.....	161
15. 市の奨学金制度	161
(1) 概要.....	161
(2) 監査結果及び意見.....	165
① 滞納債権管理が不十分なことについて【結果】	165
第4 学校現地往査.....	167
1. 監査の概要	167
2. 実施した監査手続	168
3. 監査の結果及び意見.....	170
(共通事項)	170
① 備品管理について【結果】	170
② 図書蔵書点検について【結果】	171
③ 学校預り金に関するマニュアルの活用について【意見】	172
④ 学校預り金処理に係わる書類の検印について【意見】	173
⑤ 預り金の納品書におけるチェックマークが記載されていないことについて【意見】	174
⑥ 修繕案件について【意見】	174
(個別事項)	175
(1) 高校.....	175
① 備品購入時の所管課が未選択なことについて【結果】	175
② 自動販売機設置に係る市有財産賃貸借契約書について【結果】	175
③ 寄附金収入処理が行われていないことについて【結果】	177

④ 購入した固定資産が固定資産台帳へ記載されていないことについて【結果】	178
⑤ P T Aから委任を受けた業務の完了報告が行われていないことについて【結果】	179
⑥ 納品書にチェックマークが付されていないことについて【意見】	179
⑦ 公費負担と私費(P T A)負担の区分に基づく適切な寄附受入手続について【結果】	180
(2) 中学校.....	185
① 備品台帳への記載が不明な備品【結果】みずき中学校	185
② U S Bの「学校持ち出し管理簿」の押印について【結果】みずき中学校	185
③ 統廃合による新設校の教室数について【意見】みずき中学校	186
④ 寄附物品の受け入れについて【結果】南橘中学校.....	187
⑤ 就学援助費会計に関係のない入金、出金について【意見】南橘中学校.....	188
(3) 小学校.....	188
① 安全総合点検報告書への記載漏れについて【結果】わかば小学校	188
② 超過勤務について【意見】白川小学校.....	189
③ 超過勤務について【意見】滝窪小学校.....	189
④ 学校施設の利用管理簿について【結果】芳賀小学校	190
⑤ 金丸分校の納品書綴りに本校の納品書が綴られていることについて【結果】滝窪小学校	190
(4) 幼稚園.....	191
① 公費と私費の負担区分について【意見】おおご幼稚園	191

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の37第1項、第2項及び第4項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 外部監査のテーマ

前橋市教育委員会（以下、「市教委」という。）の学校教育及び前橋市立図書館に関する財務事務の執行について

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和3年度（必要に応じて過年度及び令和4年度を含む。）

3. 事件を選定した理由

市教委は、学校教育に関して3の市立幼稚園、46の市立小学校、20の市立中学校、1の市立高等学校、1の特別支援学校を抱えるほか、6の学校給食共同調理場、総合教育プラザを所管している。

学校教育は将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、市民生活と密接に関係している。また厳しい財政状況の中、教育の充実も求められている。学校教育を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行や家族形成・地域社会の変化、さらには社会経済環境の変化によって大きな影響を受けており、平成23年度から令和3年度までの期間に2の中学校の統合、3の小学校の統合が行われている。そして、いじめや不登校、子どもの貧困など児童生徒側の問題もさることながら、団塊世代の教職員の退職や経験の浅い若手の教職員の育成、教職員の働き方改革、学校施設の老朽化、教育分野のICT化など学校側の抱える課題も多様化、高度化している。このような中、市では平成25年度に「県都前橋 教育のまち」の実現に向けて「前橋市教育振興基本計画」（以下、「教育振興計画」という。）を策定し、各分野における具体的な取り組みを定めた「前橋市教育行政方針」を毎年策定している。また、第2期教育振興計画では、本市の教育の大綱において目指す人間像である「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むとしている。

さらに、前橋市立図書館は、本館、こども図書館をはじめ市内の各地域に16の分館があり、7の停本所と2の民間委託文庫を設置している。市立図書館は、令和4年4月に「前橋市立図書館新本館基本構想」を策定し、中心市街地に本館を移転する予定である。

財政面においては、教育費の令和3年度当初予算額は13,318百万円であり、一般会計歳出当初予算額156,364百万円の約8.5%を占めている。

このような中、学校教育及び市立図書館の財務事務に関し、内部統制の観点を含めて幅広く監査することは、法令等に対する合规性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から有用であると判断した。

4. 外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部局等

前橋市教育委員会事務局 総務課、教育施設課、学校教育課、青少年課、総合教育プラザ、図書館

(2) 外部監査の実施目的

外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにある。特に包括外部監査の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて経済性、効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

従って、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での意見を述べることで地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(3) 監査の視点

市が実施する教育等事業のうち、特に学校教育及び市立図書館の財務事務の執行について以下の点を監査の視点とした。

- ① 学校教育及び市立図書館の財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて

- ② 学校教育及び市立図書館の財務事務の執行を合规性の視点で検証することと合わせて、財務事務の執行等が経済性、効率性の面でも改善の余地がないかどうかについて
- ③ 学校教育及び市立図書館の財務事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて

5. 主な監査手続

上記に記載した監査の視点に基づき、学校教育及び市立図書館の財務事務について監査担当者を分担し、監査手続を実施した。具体的に実施した主な監査手続の概要は以下のとおりである。

- ・関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ・担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を実施した。
- ・必要に応じて、現場視察を行った。

6. 監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月20日まで

7. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 松井 理

(2) 補助者

公認会計士 柄澤 徹

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 田中 陽子

公認会計士 高間 春樹

公認会計士 新井 勇樹

弁護士 星野 公洋

公認会計士 星野 圭亮

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 長島 祐太

8. 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

9. その他

- (1) この報告書は、自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善意見であるが、項目によっては市全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 本報告書を作成するにあたり、前橋市から入手した資料の他に「前橋市教育史」等を利用した。
- (4) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 教育委員会及び学校(園)設置状況の概要

1. 前橋市教育委員会

(1) 教育委員会の概要

市教委は、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立と安定を確保するため、前橋市長から独立した行政委員会として設置されており、前橋市内における教育に関する事務を行っている。その主なものには以下のようなものがある。

- 学校、その他の教育機関の設置、管理、廃止、教育財産の管理
- 市教委、学校その他の教育機関の職員の任免、人事
- 幼児、児童、生徒の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎その他の施設、教具その他の設備の整備
- 校長、教員その他の教育関係職員の研修
- 校長、教員その他の教育関係職員、幼児、児童、生徒の保健、安全、厚生及び福利
- 学校その他の教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館、その他の社会教育
- 文化財の保護
- ユネスコ活動
- 教育に関する調査、統計、広報
- 教育行政に関する相談

市教委は、教育長及び4人の委員で構成され、合議により教育行政の基本方針や重要事項などを審議し決定する。

(2) 前橋市教育委員会の沿革

太平洋戦争に敗戦した我が国の戦後の教育改革においては、学校制度と教育行政制度の改革が重要な視点となっていた。改革の方向は、戦時体制を解消すること、また、厳格に統制された中央集権による画一主義を改め、公正かつ中立的な民意に支えられた自主的、個性的な教育制度を打ち立てようとするものであった。GHQは昭和21年4月7日、

「米国教育使節団報告書」を公表し、この勧告を受けて、（旧）教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日公布、施行）、学校教育法（昭和 22 年 3 月 29 日法律第 26 号）、教育委員会法（昭和 23 年 7 月 15 日法律第 170 号 昭和 31 年 9 月 30 日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により廃止）等教育に関する基本法が整備された。

教育委員会法は、昭和 23 年 7 月 5 日に成立し、7 月 15 日に公布された。この法律は、教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育行政と一般行政の調和を図り、国、都道府県及び市町村が連携した教育行政を確立することを理念としたものであった。この法律により設置された教育委員会は、自治体の教育行政をつかさどる機関であり、一般住民が教育委員となり、地域コミュニティを基盤として学校を運営する仕組みである。教育委員会法は、講和独立後の昭和 31 年 5 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の公布によって当該法律に改められたが、教育委員会は地方公共団体の教育に関する行政をつかさどる合議制の執行機関で、議決権と執行権を持つ行政機関であるという、この基本的性格は法律の改正にかかわらず一貫して続いている。

教育委員会法は、昭和 23 年 11 月 1 日までに教育委員会を都道府県と市町村について設置することを義務付けたが、同法による教育委員会の委員は、現在の選任方法と異なり、選挙により選ばれていた。

市教委の教育委員は、昭和 27 年 10 月 5 日に投票が行われ、公選によるもの 4 名、市議会議員中から選出されるもの 1 名の計 5 名で構成され、昭和 27 年 11 月 1 日市教委は発足し、新しい教育行政制度へと変更した。教育長は、前橋市の助役が兼任していた。市教委の発足当初の事務局は、総務課、教育課の 2 課であり、職員は教育長他 24 人であった。所管する教育施設は、小学校 7、中学校 3、市立女子高等学校 1、図書館 1 であった。

その後、選挙において、教職員組合の動員等、教育委員会に党派的对立が持ち込まれる等の弊害が生じたことや、首長から独立した教育委員会は非効率であるとの批判があったことなどから、これを解消するため昭和 31 年 6 月 30 日に「地方教育行政法」が公布された。この法律の特色の第一は、教育委員について従来公選制であったが、これが廃止され、首長が議会の同意を得て任命することとなった。教育委員は、保護者その他の教育の専門家ではない者を含む非常勤であり、合議制の執行機関である教育委員会を構成する。教育委員会は、委員の互選により定めた教育委員長を代表者とする一方で、教育長を教育委員長以外の委員から任命することとなっていた。教育長については、従来、教育公務員

特例法によってその資格が厳格に定められていたが、その資格が外され、教育委員会の自主的な選考により任命し得ることとなった。

常勤の教育公務員である教育長は、教育行政の専門家として、教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる職務を担っていた。その権限に係る意思決定を、非常勤の教育委員により構成される教育委員会が合議により決定することから、意思決定の迅速性に欠ける、責任の所在が明確ではない、といった批判もあった。さらにいじめ自殺事件（1994年11月27日 愛知県西尾市中学生いじめ自殺事件、2010年10月23日 群馬県桐生市小学生いじめ自殺事件、2011年10月11日 滋賀県大津市中2いじめ自殺事件 等）や高校生部活動体罰自殺事件（2012年12月23日 大阪府大阪市桜宮高校バスケットボール部体罰自殺事件）に対する教育委員会の対応が世論の批判を浴びたことなどもあって、改革の議論を活発化させ、平成26年6月20日に改正法が交付され、平成27年4月1日より施行された。この時の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行ったものであった。具体的な変更点としては、次の3点が挙げられる。

- ① 従来の教育委員長と教育長を一本化し、常勤の新「教育長」を教育委員会の代表者とする。新「教育長」は首長が議会の同意を得て直接任免するとともに、首長が在任中1度は教育長を選任できるようにするため、教育長の任期を3年に短縮する。但し、教育委員の任期は従来通り4年とする。
- ② 教育行政の基本方針である「大綱」を定める権限を教育委員会から首長に移し、首長の権限を強化する。首長は、教育基本法17条に規定する基本的な方針を参酌して大綱を策定する。
- ③ 教育行政の大綱や教育の条件整備などに関して、首長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議を新設する。総合教育会議は、首長が招集し、大綱の策定、重点施策、緊急の場合の措置について首長と教育委員が協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

約60年ぶりの大きな制度改革となった今回の改正は、教育委員会制度を存続しつつ、大綱の策定や総合教育会議の設置などを通じて首長の権限を強化することで、責任の明確化と政治的中立性・安定性・継続性の両立を図ろうというものである。

(3) 教育長及び教育委員

市の令和3年4月1日現在における教育長及び教育委員は以下のとおりであり、この5名が市教委を構成している。

職名	氏名	職業	任期
教育長	吉川 真由美	公務員	1期目 令2.4.1～令5.3.31
教育長 職務代理者	奈良 知彦	短期大学 特任教授	1期目 平27.4.1～平31.3.31 2期目 平31.4.1～令5.3.31
委員	石井 裕美	会社役員	1期目 平30.4.1～令4.3.31
委員	溝口 健介	医師	1期目 令2.4.1～令6.3.31
委員	高濱 正伸	会社役員	1期目 令3.4.1～令7.3.31

● 教育委員会について

教育長1名と教育委員4名からなる会議（合議体）だけを指して狭義の教育委員会と呼ぶことがあり、教育長をトップとして日常的な実務を取り仕切る教育委員会事務局までを含めて広義の教育委員会と呼ぶことがある。

「地方教育行政法」第3条では、教育委員会の委員の人数について「教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもって組織することができる。」と規定しているが、市は、条例を制定して市教委の人数を変更することはしていない。

● 教育長及び教育委員の主な業務

【教育長】

- ・ 市教委の会務を総理し、市教委を代表する。

(地方教育行政法 第13条)

- ・ 市教委の会議を主宰する。
- ・ 市教委の権限に属する全ての事務をつかさどる。
- ・ 市教委事務局を総括し、所属の職員を指揮監督する。

【教育委員】

- ・ 市教委の定例会、臨時会に出席し教育行政の基本方針や重要事項を審議し決定する。
- ・ 教育現場視察へ参加する。
- ・ 教育懇話会へ出席する。

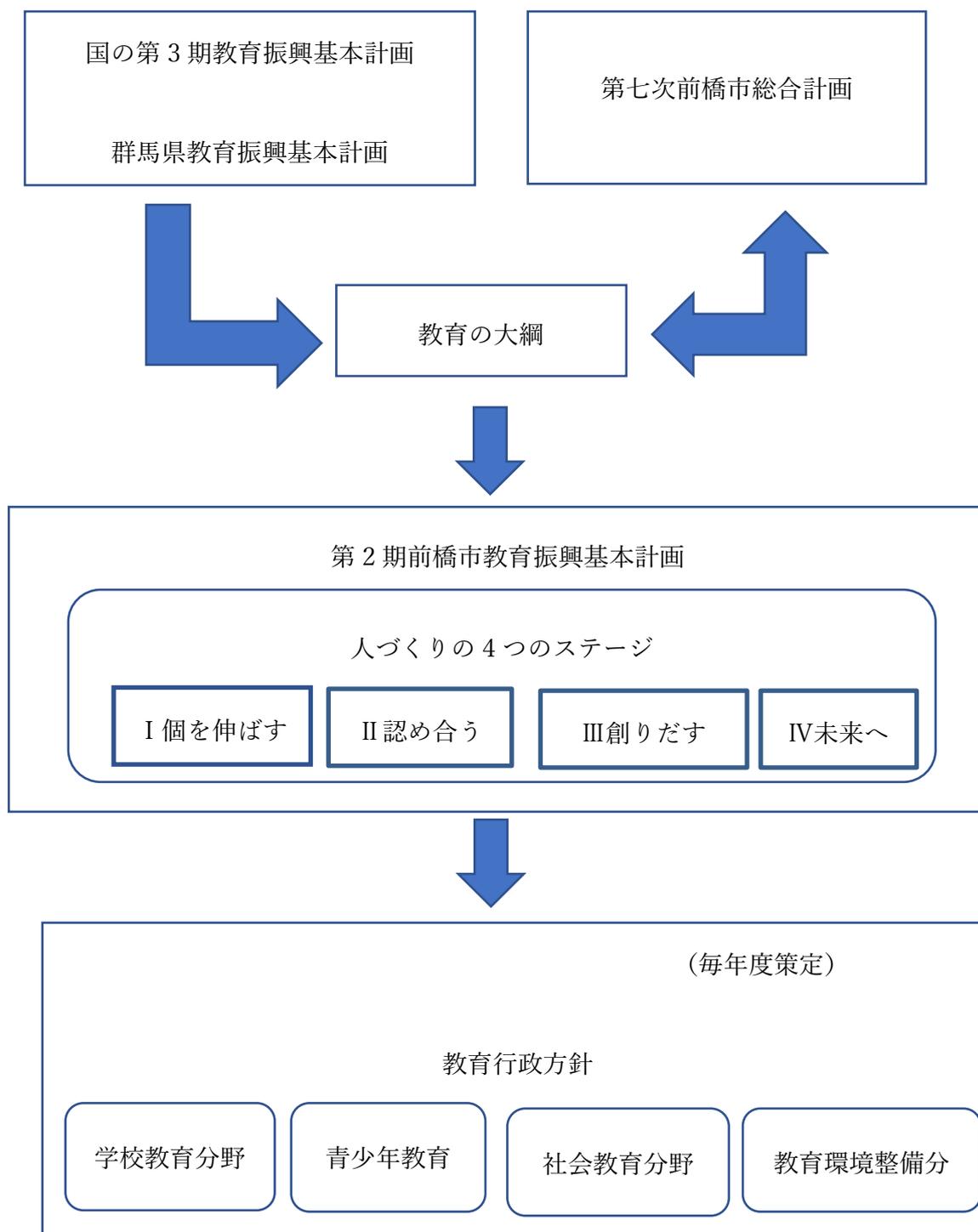
(4) 教育行政に関する計画・方針等

① 前橋市における教育計画

平成27年4月施行の「地方教育行政法」第1条の3では、「地方公共団体の長は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」としている。この規定により、市では、平成28年度から令和2年度までは教育振興計画と毎年度改定する重点事業を合わせて教育の大綱と位置づけてきたが、令和3年3月2日に「前橋の教育が目指す人間像」として、新たに前橋市の教育の大綱を定めることとした。これにより、前橋市の最上位の計画である「第七次前橋市総合計画」、「前橋市教育の大綱」、「第2期教育振興計画」、年度ごとに更新される「教育行政方針」の4つが教育に関する計画・方針として策定されることとなった。

なお、市では、平成27年度は「教育振興計画」を、平成28年度から令和2年度までは「第2期教育振興計画」と毎年度改定する重点事業を合わせたものを教育の大綱と位置付けてきたが、大綱とは、目標や施策の根本となる方針であることの趣旨に鑑み、他の計画との関連性を整理したうえで教育の大綱の改定を行った。

これに国や群馬県の計画との関係を示すと以下のようなになる。



② 第七次前橋市総合計画

「第七次前橋市総合計画」では、「新しい価値の創造都市・前橋」を将来都市像に据え、「地域経営」の視点を持って、市民、企業・団体、行政が「自分ごと」として、地域の課題を捉え、自主的・自律的に、また連携して市のまちづくりに取り組むこととしてい

る。本計画は、限られた資源で最大の効果を生み出すために選択と集中の観点から、推進計画に位置付けた重点施策の目標達成に向けて特に推進すべき事業をまとめたものである。それは「教育・人づくり」「産業振興」など全6章から構成されている。

第1章 人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）

第2章 希望をかなえるまちづくり（結婚・出産・子育て）

第3章 生涯活躍のまちづくり（健康・福祉）

第4章 活気あふれるまちづくり（産業振興）

第5章 魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）

第6章 持続可能なまちづくり（都市基盤）

上記のうち、第1章 人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）は、教育に関するものとして、3つの重点施策を掲げ、8つの施策の方向性を示している。そして市民、企業・団体、行政が何をなすべきかを示している。成果指標として、実績値（2012年）、現状（2019年）目標（2024年）の値を示している。その概要は以下のとおりである。

重点施策	施策の方向性
1 個を伸ばし、主体性を育む人づくり	(1) 一人ひとりが学ぶ喜びを実感できる学校教育を展開します
	(2) すべての子どもが自分の力を伸ばすことができる教育環境を提供します
	(3) 図書館の機能を充実し、市民の主体的な学びの場を提供します
2 学び合い、高め合う人づくり	(1) 人間性を高める学校・園づくりを推進します
	(2) 豊かな地域活動を通じて社会性を育みます
	(3) 一人ひとりの知識や経験を地域づくりに繋げる機会を提供します
3 ふるさとを愛し、未来へ繋げる人づくり	(1) 地域の文化や豊かな自然に触れて学ぶ機会を確保します
	(2) 文化財等に親しみ、郷土への愛着の心を未来へ繋げていきます

③ 前橋市教育の大綱

市教委は、「地方教育行政法」第1条の3第1項に規定する教育の大綱として、以下のとおり定めている。

「多様な人と協働しながら、主体的、創造的に社会を創る人」

従来は、平成 27 年度に策定した教育振興計画を、平成 28 年度から令和 2 年度までは教育振興計画と毎年度改定する重点事業を合わせたものを、教育の大綱として位置付けてきたが、大綱は、目標や施策の根本となる方針であることから、他の色々な計画等との関連性を整理したうえで、上記を大綱として定めることとした。

また、市には、最上位の計画である「第七次前橋市総合計画」があるが、この計画の第 1 章「教育・人づくり」の分野において、10 年後に目指す姿として掲げる「ふるさとを愛し多様性を尊重する豊かな人間性を育むとともに、あらゆる世代がともに学び、支えるまちを目指す」は、大綱とも合致しており、市の人づくりの指針ともなるものであるため、この「前橋の教育が目指す人間像」を、市の教育の大綱として位置付けることとしている。

④ 教育振興計画

教育行政に関する計画・方針等については、それぞれの場面や観点から諸々の計画・方針が策定されているが、その中心となるものは、教育基本法に定められている。すなわち教育基本法第 17 条第 1 項は、政府に対し「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の進行に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに公表しなければならない」としている。

また、第 2 項において「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」としている。

これを受けて群馬県及び前橋市も「教育振興計画」を策定している。市におけるその基本的な考え方、教育基本方針、教育政策の目標等は以下のとおりである。

項目	前橋市
根拠条文	教育基本法第 17 条第 2 項
計画名	第 2 期前橋市教育振興基本計画
計画期間	平成 30 年度から令和 4 年度まで
基本的な考え方	教育における人づくりには、下記の基本方針である「4 つのステージ（舞台、場面）」があり、それぞれの場面で力を伸ばし、それらが関わり合い

	ながら一歩ずつ目指す人間像に向かっていくものとする。
教育基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個を伸ばす 個を伸ばし、主体性を育む人づくり 2. 認め合う 多様な人が共に学び合える人づくり 3. 創り出す 協働してよりよいものを創造する人づくり 4. 未来へ ふるさとを愛し、未来へつなげる人づくり
教育政策の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一人一人が学ぶ喜びを実感できる学校教育を展開する 2. すべての子供が自分の力を伸ばすことができる教育環境を提供する 3. 市民の主体的な学びにつながる学習の機会を提供する 4. 人間性を高める学校・園づくりを推進する 5. 自他の個性を認め合い、支え合う心を育む 6. 様々な地域活動を通じて社会性を育む 7. 学んだことを活かして、意欲的に課題を解決する力を育てる学校教育を推進する 8. 生涯学習の成果を地域づくりにつなげる社会教育を充実する 9. 夢や希望を育む学校教育を推進する 10. 地域の文化や豊かな自然に触れて学ぶ機会を充実する 11. 前橋の歴史や伝統文化に親しみ、郷土への愛着の心を未来につなげていく

⑤ 教育行政方針

市では、最上位の計画を「前橋市第七次総合計画」と位置づけ、次に前橋の教育が目指す人間像として定めたものが「多様な人と協働しながら主体的・創造的に社会を創る人」であり、これが「教育大綱」である。これは、個の育ちと社会（集団）の中での育ちが相互に関わり合いながら高まっていくものと考えた。その実現のために4つのステージ（「個を伸ばす」、「認め合う」、「創り出す」、「未来へ」）を示し、それぞれのステージにおいて目指す方向性を定めている。これが、「第2期教育振興計画」である。これ

らの考え方を踏まえ、行政が取り組むべき具体的な施策を定めたものが「教育行政方針」である。「教育行政方針」は、教育分野を以下の4つに分類しそれぞれの各分野についてそれを説明するとともに、それぞれの「施策の柱」を掲げ、「施策の目標」「重要施策」を掲げている。

4つの教育の分野

1. 学校教育の分野
2. 青少年教育の分野
3. 社会教育の分野
4. 教育環境整備の分野

(5) 教育委員会会議

教育委員会会議は、「地方教育行政法」第14条第1項に「教育委員会の会議は、教育長が招集する」と規定されている。その目的とするところは、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することであり、教育長と教育委員の合議によって基本方針の決定等を行う会議である。同条第4項によれば議事については、出席した教育長及び委員の過半数の承認で決定するとされている。会議の開催については、前橋市教育委員会会議規則第5条第1項で、会議は、定例会及び臨時会とするとし、第2項では、定例会については、毎月1回開催するものとし、第3項では、臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員の定数の3分の1以上から会議に付議すべき事件を示して請求があったときに、これを招集する、としている。

(6) 総合教育会議

総合教育会議は、市長と市教委が教育政策について協議、調整する会議体である。「地方教育行政法」第1条の4第1項に「地方公共団体の長は、…総合教育会議を設けるものとする。」と規定されている。その目的は、

- ・教育大綱の策定に関する協議
- ・教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ・児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある

と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
について構成員の事務の調整を行うためである。

これにより、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になった。また、市長と市教委が協議、調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になった。

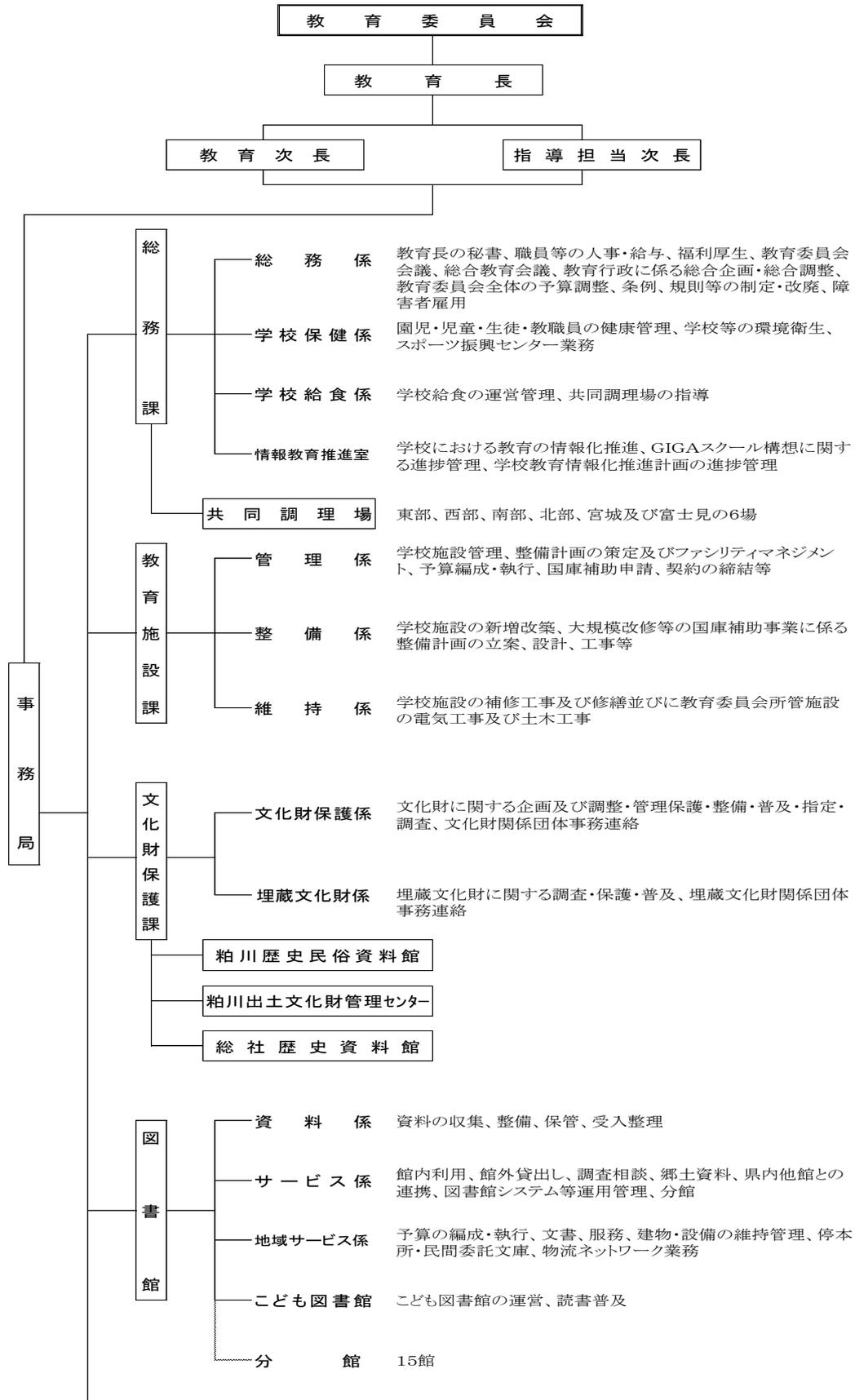
総合教育会議は、市長と市教委という対等な執行機関同士の協議調整の場であって、総合教育会議自体は執行機関ではないものとして位置付けられている。

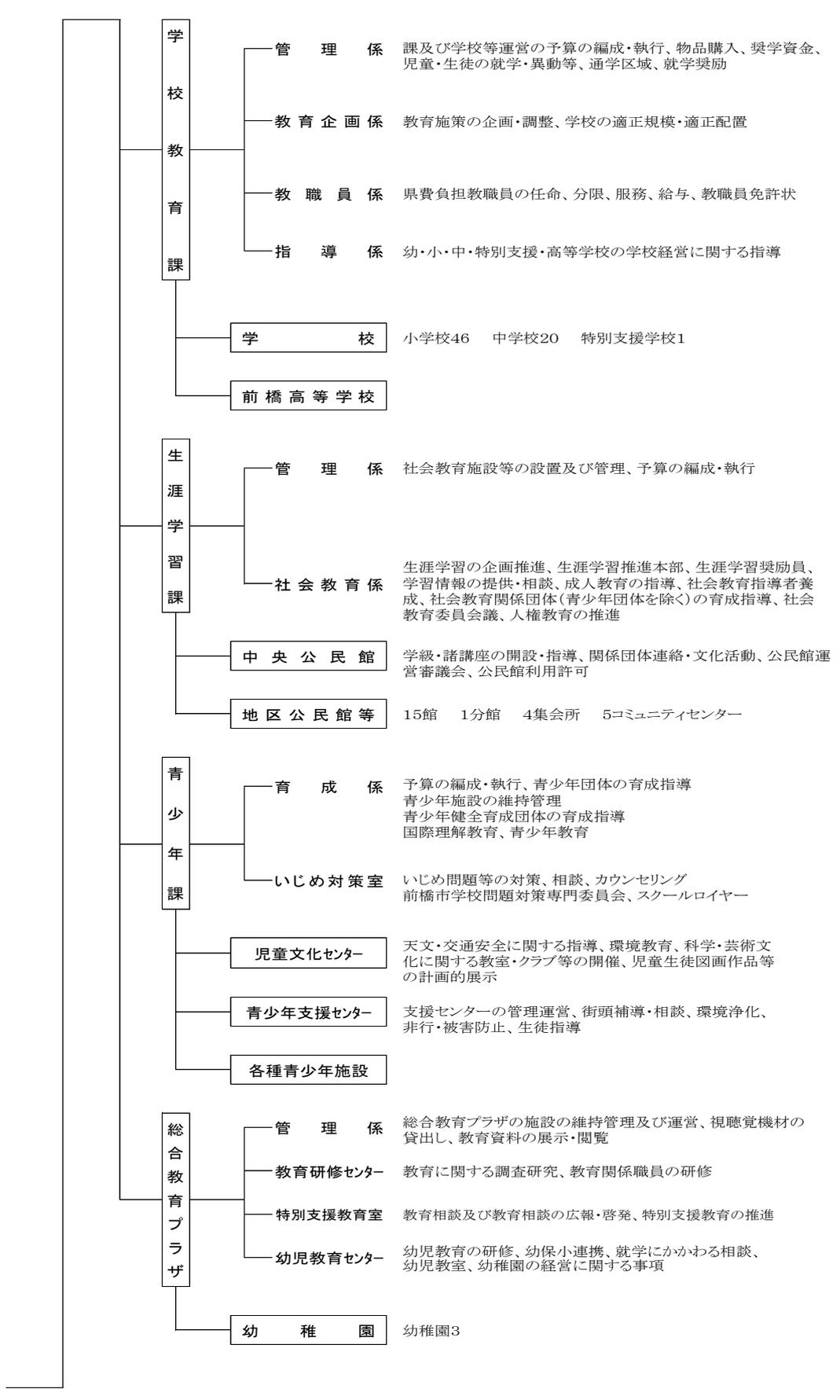
(7) 市教育委員会の組織図及び各課の業務内容

市教委（狭義）は教育長を筆頭とし、4人の教育委員で構成されている。教育委員会は、本来、教育事務全般について事務局を指揮監督し執行していくものとされているが、委員の身分は非常勤であり、意思決定も合議で行うことから、市教委は、教育の行政運営の基本的な方針について決定し、その決定に基づき、教育長の指揮監督のもと、市教委事務局が日々の事務を執行している（広義）。

市教委事務局は、総務課、教育施設課、文化財保護課、学校教育課、生涯学習課、青少年課の6つの課と総合教育プラザ、図書館の2つの施設を有し、その下に各係を設置している。各係の主要な事務分掌は下記のとおりである。

教育委員会の機構及び主な事務分掌(令和3年4月1日現在)





2. 学校（園）の設置状況

(1) 市が設置している学校（園）の児童数、学級数、教職員数等

令和3年5月1日時点における状況は以下のとおりである。

○小学校（本校46校、分校2校）

学校名	創立	児童数			学級数		教職員数						校医
		男	女	計	通常	特支	教員	養護	事務	栄養	用務	計	
桃井小学校	明 5	218	180	398	14	5	29	1	1	0	1	32	7
中川小学校	明 7	86	73	159	7	1	12	1	1	0	1	15	7
敷島小学校	明 6	104	99	203	8	2	14	1	1	0	1	17	7
城南小学校	大 12	245	245	490	18	3	26	1	1	0	1	29	9
城東小学校	昭 2	162	145	307	12	3	19	1	1	0	1	22	7
若宮小学校	昭 10	80	83	163	6	2	11	1	1	0	0	13	7
天川小学校	昭 27	235	208	443	15	2	23	1	1	0	1	26	9
岩神小学校	昭 28	171	142	313	12	3	21	1	1	0	1	24	8
上川淵小学校	明 7	154	133	287	12	2	18	1	1	1	1	22	7
下川淵小学校	明 8	285	283	568	19	3	26	1	1	0	1	29	9
桂萱小学校	明 7	171	146	317	12	3	20	1	1	0	1	23	7
桂萱東小学校	昭 34	254	225	479	18	4	29	1	1	0	1	32	9
芳賀小学校	明 7	215	195	410	14	3	23	1	1	0	1	26	9
総社小学校	明 6	143	131	274	12	2	17	1	1	0	1	20	7
元総社小学校	明 7	112	109	221	10	2	17	1	1	1	1	21	7
東小学校	明 7	403	373	776	26	2	33	1	2	0	1	37	9
細井小学校	明 7	261	277	538	18	3	25	1	1	0	1	28	9
桃川小学校	明 6	233	195	428	17	3	27	1	1	0	1	30	9
清里小学校	明 25	102	108	210	9	2	14	1	1	0	1	17	7
永明小学校	明 7	326	321	647	22	4	31	1	1	0	1	34	9
駒形小学校	明 6	209	175	384	14	3	22	1	1	0	1	25	8
荒子小学校	明 6	146	141	287	11	3	19	1	1	1	1	23	8
大室小学校	明 8	45	27	72	6	1	10	1	1	0	1	13	7
二之宮小学校	明 7	138	131	269	12	3	19	1	1	1	0	22	8
筑井小学校	明 7	98	103	201	7	2	12	1	1	0	1	15	7
広瀬小学校	昭 45	66	84	150	6	2	13	1	1	0	1	16	7
大利根小学校	昭 46	212	236	448	17	2	24	1	1	0	1	27	9
桃瀬小学校	昭 47	243	173	416	14	2	23	1	1	0	1	26	8
荒牧小学校	昭 48	305	288	593	19	4	29	1	1	0	1	32	9
荒牧小学校みやま分校	平 17	2	0	2	1	0	2	0	0	0	0	2	2
勝山小学校	昭 51	190	201	391	14	2	21	1	1	0	1	24	8
わかば小学校	平 29	130	103	233	10	4	18	1	1	0	1	21	7
元総社南小学校	昭 52	90	104	194	8	2	13	1	1	0	1	16	7
桃木小学校	昭 53	165	144	309	12	3	21	1	1	0	1	24	8
山王小学校	昭 54	199	250	449	16	3	24	1	1	0	1	27	9
新田小学校	昭 56	233	213	446	16	3	24	1	1	0	2	28	9
元総社北小学校	昭 57	160	130	290	13	2	19	1	1	0	1	22	7
大胡小学校	明 6	204	183	387	14	2	22	1	1	0	1	25	9
大胡東小学校	平 16	225	231	456	16	5	27	1	1	0	2	31	8
滝窪小学校	明 12	51	51	102	6	1	10	1	1	0	1	13	7
滝窪小学校金丸分校	昭 24	13	7	20	3	0	3	0	0	0	0	3	7
宮城小学校	明 6	155	151	306	11	2	17	1	1	1	1	21	8
粕川小学校	明 6	198	170	368	12	4	21	1	1	0	1	24	9
月田小学校	明 11	45	31	76	6	1	10	1	1	0	1	13	7
原小学校	明 6	204	206	410	15	4	23	1	1	0	1	26	8
時沢小学校	明 6	255	216	471	16	3	24	1	1	0	1	27	9
石井小学校	明 6	78	69	147	6	2	12	1	1	0	1	15	7
白川小学校	昭 30	56	36	92	6	2	11	1	1	0	1	14	7
合計	-	8,075	7,525	15,600	588	121	928	46	47	5	46	1,072	373

○中学校（本校 20 校、分校 1 校）

学校名	創立	児童数			学級数		教職員数						校医
		男	女	計	通常	特支	教員	養護	事務	栄養	用務	計	
第一中学校	昭 22	227	221	448	13	2	26	1	1	0	1	29	9
みずき中学校	平 23	167	172	339	11	3	24	1	1	0	1	27	9
第三中学校	昭 22	133	118	251	8	2	23	1	1	0	1	26	8
第五中学校	昭 33	216	191	407	12	3	26	1	1	0	1	29	10
第六中学校	昭 36	211	205	416	13	3	28	1	1	0	1	31	9
第七中学校	昭 37	281	275	556	17	4	36	1	1	0	1	39	10
桂萱中学校	昭 22	306	307	613	19	4	39	1	1	1	1	43	10
芳賀中学校	昭 22	115	83	198	7	2	18	1	1	1	1	22	8
元総社中学校	昭 22	149	160	309	9	3	22	1	2	1	1	27	9
東中学校	昭 22	231	228	459	15	2	29	1	1	0	1	32	10
南橋中学校	昭 22	265	252	517	17	2	32	1	2	0	1	36	10
南橋中学校みやま分校	平 17	8	2	10	2	0	9	0	0	0	0	9	2
木瀬中学校	昭 22	301	248	549	16	3	32	1	1	0	1	35	9
荒砥中学校	昭 22	155	162	317	10	2	22	1	1	1	1	26	9
明桜中学校	令 3	166	159	325	10	4	24	1	1	1	1	28	8
鎌倉中学校	昭 58	176	161	337	11	2	23	1	1	0	1	26	9
箱田中学校	昭 58	179	173	352	11	3	25	1	1	0	1	28	9
大胡中学校	昭 22	295	251	546	17	3	34	1	1	0	1	37	10
宮城中学校	昭 22	83	87	170	6	2	17	1	1	0	1	20	8
粕川中学校	昭 22	142	124	266	9	3	22	1	1	0	1	25	8
富士見中学校	昭 23	318	270	588	18	2	33	1	2	1	2	39	10
合計	-	4,124	3,849	7,973	251	54	544	20	23	6	21	614	184

○特別支援学校（1 校）

学校名	創立	児童数			学級数		教職員数						校医
		男	女	計	通常	特支	教員	養護	事務	栄養	用務	計	
前橋特別支援学校	昭 41	87	42	129	0	28	53	1	2	0	0	56	10

○高等学校（1 校）

学校名	創立	児童数			学級数		教職員数						校医
		男	女	計	通常	特支	教員	養護	事務	栄養	用務	計	
市立前橋高校	昭 4	287	423	710	18	0	47	1	4	0	1	53	10

○幼稚園（3 園）

学校名	創立	児童数			学級数		教職員数						園医
		男	女	計	通常	特支	教員	養護	事務	栄養	用務	計	
まえばし幼稚園	平 15	52	41	93	6	0	8	0	0	0	0	8	3
おおご幼稚園	平 29	33	38	71	5	0	7	0	0	0	0	7	3
宮城幼稚園	昭 50	8	12	20	3	0	5	0	0	0	0	5	3
合計	-	93	91	184	14	0	20	0	0	0	0	20	9

(2) 市が管理する学校（園）の教室数、建物面積、主となる建物の建設年度、校地面積

令和3年4月1日現在の状況は以下のとおりである。

○小学校（本校46校、分校2校）

学校名	教室数		建物面積		建設年度	校地面積			
	普通	特別	校舎	体育館		建物	運動場	その他	計
桃井小学校	19	22	6,406	982	H29	10,097	5,974	0	16,071
中川小学校	8	16	4,294	677	S43	8,753	6,620	0	15,373
敷島小学校	10	13	4,478	671	S46	6,074	11,425	0	17,499
城南小学校	21	15	4,943	677	S46	8,179	8,035	0	16,214
城東小学校	15	16	5,414	671	S47	7,827	9,127	0	16,954
若宮小学校	8	15	4,878	670	S48	9,195	12,341	0	21,536
天川小学校	17	12	5,348	673	S53	8,265	9,229	0	17,494
岩神小学校	15	15	5,173	653	S53	6,824	9,336	0	16,160
上川淵小学校	14	10	3,720	496	S51	5,229	4,714	131	10,074
下川淵小学校	22	11	5,466	677	S50	10,893	9,432	0	20,325
桂萱小学校	15	9	3,790	676	S43	6,152	10,572	0	16,724
桂萱東小学校	22	12	5,596	670	S50	9,622	15,115	0	24,737
芳賀小学校	17	14	6,036	746	S52	9,319	11,886	1,211	22,416
総社小学校	14	11	3,840	643	S52	7,131	10,022	275	17,428
元総社小学校	12	13	3,682	677	S37	4,259	12,231	0	16,490
東小学校	28	12	7,275	677	S43	9,897	10,312	0	20,209
細井小学校	21	12	4,863	746	S35	7,294	14,840	240	22,374
桃川小学校	20	13	4,814	670	S41	8,083	8,372	314	16,769
清里小学校	11	11	3,338	597	S54	3,697	7,589	0	11,286
永明小学校	26	11	6,230	604	S47	7,964	14,421	0	22,385
駒形小学校	17	12	4,912	671	S40	7,957	15,475	0	23,432
荒子小学校	14	12	3,926	676	S34	8,584	17,877	0	26,461
大室小学校	7	7	2,257	597	S41	5,453	22,251	0	27,704
二之宮小学校	15	7	3,635	596	S53	6,407	11,012	0	17,419
筑井小学校	9	9	3,070	598	S39	6,128	8,852	0	14,980
広瀬小学校	8	20	5,482	679	S44	8,383	16,311	0	24,694
大利根小学校	19	12	4,996	839	S46	8,059	8,601	0	16,660
桃瀬小学校	16	15	4,722	677	S46	6,479	12,235	0	18,714
荒牧小学校	23	14	5,917	748	S46	8,005	10,518	0	18,523
荒牧小学校みやま分校	1								
勝山小学校	16	10	5,092	691	S50	6,544	13,990	0	20,534
わかば小学校	14	12	5,567	900	S50	8,903	12,378	0	21,281
元総社南小学校	10	16	4,326	687	S52	7,097	8,171	0	15,268
桃木小学校	15	11	5,195	748	S52	7,952	14,829	0	22,781
山王小学校	19	10	5,578	748	S53	9,285	11,598	0	20,883
新田小学校	19	9	4,463	748	S55	8,599	12,255	195	21,049
元総社北小学校	15	14	4,698	735	S57	9,488	9,417	0	18,905
大胡小学校	16	13	6,397	1,286	H18	4,991	12,250	981	18,222
大胡東小学校	21	11	6,736	1,337	H16	7,214	6,159	9,193	22,566
滝窪小学校	7	12	2,769	999	S57	6,112	8,933	2,995	18,040
滝窪小学校金丸分校	3	7	1,017	544	H5	5,999	9,187	3,108	18,294
宮城小学校	13	13	4,327	1,037	S40	13,508	7,197	0	20,705
粕川小学校	16	16	5,575	1,626	H7	19,162	12,333	0	31,495
月田小学校	7	11	2,458	994	S60	4,582	13,000	1,069	18,651
原小学校	19	12	4,233	732	S46	5,450	9,823	2,389	17,662
時沢小学校	19	15	4,674	725	S48	7,802	10,660	0	18,462
石井小学校	8	13	2,410	732	S50	5,780	6,303	5,652	17,735
白川小学校	8	9	2,664	740	S52	0	0	14,646	14,646
合計	709	585	216,680	35,643	-	358,677	503,208	42,399	904,284

○中学校（本校 20 校、分校 1 校）

学校名	教室数		建物面積		建設年度	校地面積			
	普通	特別	校舎	体育館		建物	運動場	その他	計
第一中学校	16	23	7,585	1,584	S56	9,995	10,146	0	20,141
みずき中学校	14	17	7,374	1,815	H24	4,933	8,972	0	13,905
第三中学校	10	23	6,210	1,430	S39	8,580	12,181	0	20,761
第五中学校	15	21	7,362	2,305	H26	9,380	13,722	0	23,102
第六中学校	16	21	6,131	1,555	H15	11,751	22,326	3,463	37,540
第七中学校	21	21	7,371	1,467	H19	16,227	23,780	0	40,007
桂萱中学校	23	14	5,763	1,643	S49	7,954	18,990	0	26,944
芳賀中学校	9	11	4,589	1,570	S54	8,786	13,010	0	21,796
元総社中学校	12	18	6,248	1,974	S52	10,540	16,460	798	27,798
東中学校	17	15	4,859	2,099	S41	5,002	10,881	0	15,883
南橋中学校	19	20	6,602	1,720	S47	12,268	21,395	1,500	35,163
南橋中学校みやま分校	3								
木瀬中学校	19	15	7,070	1,831	S53	14,908	35,981	0	50,889
荒砥中学校	12	16	5,721	1,925	S47	14,010	12,493	0	26,503
明桜中学校	14	16	5,426	1,987	S57	12,003	17,400	0	29,403
鎌倉中学校	13	18	5,663	1,104	S58	12,443	15,185	0	27,628
箱田中学校	14	16	5,535	1,104	S57	11,064	21,118	283	32,465
大胡中学校	20	17	5,442	1,848	S50	6,213	22,052	662	28,927
宮城中学校	8	15	4,913	1,083	S51	9,532	13,166	0	22,698
粕川中学校	12	28	5,061	1,911	S50	11,929	13,627	0	25,556
富士見中学校	20	19	6,758	2,522	S39	18,469	37,769	13,750	69,988
合計	307	364	121,683	34,477	-	215,987	360,654	103,083	597,097

○特別支援学校（1 校）

学校名	教室数		建物面積		建設年度	校地面積			
	普通	特別	校舎	体育館		建物	運動場	その他	計
前橋特別支援学校	27	12	5,699	877	H11	16,615	13,137	0	29,752

○高等学校(1 校)

学校名	教室数		建物面積		建設年度	校地面積			
	普通	特別	校舎	体育館		建物	運動場	その他	計
市立前橋高校	18	19	10,450	3,712	H8	30,321	36,896	4,958	72,175

○幼稚園(3 園)

学校名	教室数		建物面積		建設年度	校地面積			
	普通	特別	校舎	体育館		建物	運動場	その他	計
まえばし幼稚園	6	—	1,578	—	S39	2,244	1,351	0	3,595
おおご幼稚園	5	—	1,651	—	H16	3,379	1,710	2,733	7,822
宮城幼稚園	3	—	1,683	—	H22	3,855	2,916	1,695	8,466
合計	14	0	4,912	0	-	9,478	5,977	4,428	19,883

(3) 教育費予算等の推移

(単位：千円)

予算上の細目	令和3年度			令和2年度	令和元年度
	当初予算額	最終予算額	決算額	決算額	決算額
学校給食管理	1,377,087	1,400,736	1,354,917	1,228,588	1,341,010
学校体育	22,189	17,379	16,977	10,726	19,819
学校保健	190,786	194,756	184,479	176,684	182,077
学務運営	24,745	179,249	166,597	122,783	24,060
共同調理場	1,217,820	1,222,945	1,206,932	1,095,851	1,046,631
教育委員会	5,080	5,198	4,880	5,108	5,124
教育指導	526,033	527,480	520,934	261,446	251,089
教育資料	4,873	4,890	4,858	6,003	5,765
研究研修	7,822	7,704	6,742	39,744	62,962
公民館運営	677,260	664,152	583,199	560,040	529,138
公民館講座	10,121	7,623	5,967	6,337	10,538
高等学校管理	630,964	617,476	557,556	621,758	638,678
高等学校教育振興	13,940	13,497	12,960	20,313	28,683
支援センター	81,375	80,190	79,196	79,499	77,212
事務局運営	2,109,114	1,975,043	1,836,530	3,044,911	1,372,447
児童文化センター	160,129	147,483	141,990	136,156	151,933
社会体育	1,030,738	956,208	936,298	1,089,382	1,163,858
小学校管理	1,235,496	1,218,340	1,181,020	1,155,003	1,367,229
小学校教育振興	194,665	187,875	181,473	175,907	190,629
小学校整備	226,206	3,814,253	1,926,244	545,618	599,619
人権教育	4,914	4,423	3,563	3,704	4,655
図書館運営	406,952	409,376	406,391	371,186	364,357
生涯学習推進	622,041	606,255	602,330	607,222	600,910
青少年健全育成	124,682	126,141	122,313	120,513	145,854
青少年自然体験教育施設管理	49,985	51,525	51,317	50,576	74,300
青少年団体助成	5,762	4,131	3,985	4,774	6,497
総合教育プラザ	70,145	69,353	67,607	72,653	65,158
大学管理	894,566	1,010,176	1,009,854	972,595	977,928
中学校管理	584,942	535,640	517,987	555,247	641,100
中学校教育振興	182,851	162,045	154,752	148,800	179,237
中学校整備	49,938	630,873	252,142	1,350,448	699,772
特別支援学校管理	58,377	128,225	79,265	66,472	52,147
特別支援学校教育振興	782	782	748	791	1,009
特別支援教育	160,977	158,102	150,851	156,356	141,673
文化財管理	56,283	53,691	51,380	52,256	51,633
文化財整備	3,270	13,081	12,368	20,031	15,311
文化財普及調査	8,886	9,126	8,096	6,780	10,766
埋蔵文化財	65,264	64,800	50,564	65,357	69,017
幼稚園管理	196,141	194,102	188,492	199,198	205,564
幼稚園助成	25,242	18,812	14,334	15,935	11,610
視聴覚ライブラリー				345	373
合 計	13,318,443	17,493,134	14,658,088	15,223,091	13,387,370

注

- ・令和元年度「学務運営費」が少ないことについて

令和元年度まで、備品購入費について、「小学校管理費」又は「中学校管理費」で支出していたが、令和2年度からは「学務運営費」で支出することとした。

- ・令和2年度「事務局運営費」が多額なことについて

令和2年度に教育情報ネットワーク事業により1,819百万円の備品購入があったことによる。

- ・令和2年度「中学校整備費」が多額なことについて

令和2年度に、校舎等大規模整備事業により799百万円、520百万円の支出があったことによる。

- ・令和3年度「小学校整備費」が多額なことについて

岩神小学校南校舎大規模改造建築工事315百万円、勝山小学校南校舎大規模改造建築工事286百万円、下川淵小学校校舎大規模改造建築工事（第三期）104百万円、芳賀小学校校舎大規模改造建築工事（第三期）110百万円等の整備工事が行われたことによる。

第3 監査対象の概要及び監査結果・意見

1. 教育に関する計画等

(1) 概要

先述のとおり、市では「第七次前橋市総合計画」を市全体の最上位の計画とし、同計画の第1章「人をはぐくむまちづくり（教育・人づくり）」を教育に関する最上位計画としている。「第七次前橋市総合計画」の下位に前橋市の教育が目指す人間像の理念として「前橋市教育の大綱」があり、その理念の実現に向けた計画として長期計画である「教育振興計画」があり、その推進計画として年度ごとに定めている分野別の具体的施策として「教育行政方針」がある。その他個別計画として、子供たちが目的に応じて主体的にICTを活用する能力の育成を図り、急速に変化する社会において、どのような能力の育成が必要か、また家庭や地域と連携して、ネット社会における生き方を考えていく必要があり、これらを推進する計画として「前橋市学校教育情報化推進計画」や、教育施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図ることを目的として策定された「前橋市教育施設長寿命化計画」等がある。

(2) 監査結果及び意見

① 市が作成する「第2期教育振興計画」と、国が作成する「教育振興基本計画」との期間が同じ期間であることについて【意見】

(現状)

市が作成している「第2期教育振興計画」は、その対象期間が平成30年度から令和4年度までであり、国が作成している「(第3期)教育振興基本計画」も対象期間が、平成30年度から令和4年度までであり、対象期間が同期間である。

(問題点)

教育基本法第17条第2項は「地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない」と、規定している。しかし、計画の対象期間が同期間ということは、市の計画の策定期間と国の策定期間とは同時進行である。これでは市が国の計画を参酌しようと思っても参酌できる状況にはない。国が計画に織り込んだ教育理念や伝統の継承、新しい文化の創造といった、国が作成した計画の精神を生かすことができない。

(改善策)

市は、市の「教育振興計画」の対象期間を1年間後ろに遅らせることによって、国が策定した「教育振興計画」を参酌することができる。

② 市が作成する「教育振興計画」に具体的な指標が記載されていないことについて【意見】

(現状)

「第2期教育振興計画」(平成30年度～令和4年度)は、

- ・第1章 「教育振興計画」について
- ・第2章 「第2期教育振興計画」目指すもの
- ・第3章 施策と点検評価の関係について

の3章構成になっているが、達成すべき項目を特定して、いつまでにその目標をどれだけ達成するか、といった目標・期間・指標の記載が一切ない。

(問題点)

国が策定した「教育振興計画」は、第2部「今後5年間の教育政策の目標と施策群」において5つの目標を掲げ、それぞれについて計画期間内に達成すべき目標値を定めている。また、群馬県の「教育振興計画」(令和元年度～令和5年度)は、各論第6 指標一覧において、45の指標名を掲げ、それぞれの定義及び選定理由、計画作成時の平成29年度における「現状値」、計画の最終年度である令和5年度において達成すべき「目標値」を記載している。

しかし、市が策定した「第2期教育振興計画」は、計画期間内に達成すべき項目、項目を選定した理由、現状値、目標値等、主要となる項目について達成すべき指標が記載されていない。それ自体問題であるが、PDCAサイクル等を考慮する場合においても問題である。

(改善策)

計画の策定時において目標とする項目を何に設定するか、現状値はどうか、目標値はどう設定したらよいか、等を研究し、達成すべき指標を定めることが重要である。

2. 大規模修繕

(1) 概要

① 教育施設の現状

前橋市の教育施設の種類及び内訳は下記のとおりであり、学校施設が大半を占めている。

教育施設の多くは昭和 40 年代以降の高度経済成長期に急速に整備されてきたため、経過年数が 40 年以上経過している施設が全体の約 6 割を占め、老朽化が進行している。今後大半が一斉に建替え時期を迎えるため、財政面、計画面でも厳しい状況が想定される。

【教育施設の種類の内訳：令和 4 年 10 月現在】

施設種類	棟数	延床面積	棟数割合
学校施設	268	438,148	88.7%
共同調理場	6	10,298	2.0%
公民館等	20	26,662	6.6%
青少年教育施設	3	5,977	1.0%
文化財施設	2	1,275	0.7%
総合教育施設	1	7,971	0.3%
図書館	2	5,568	0.7%
合計	302	495,889	100.0%

【教育施設の経過年数：令和 4 年 10 月現在】

経過年数	棟数	延床面積	棟数割合
50 年以上	56	87,313	18.6%
40 年以上 50 年未満	120	196,955	39.7%
30 年以上 40 年未満	41	43,404	13.6%
20 年以上 30 年未満	26	49,330	8.6%
10 年以上 20 年未満	29	65,982	9.6%
10 年未満	30	52,915	9.9%
合計	302	495,899	100.0%

② 教育施設に関する改修、維持管理費

教育施設に関する直近 3 期の事業費の推移は以下のとおりである。

【教育施設関連事業費】

(単位：千円)

教育施設関連事業	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
教育施設管理運営事業	22,020	24,818	163,120
施設維持管理事業	517,946	328,874	335,519

財産等管理事業	6,888	6,878	6,782
校舎等大規模改修事業	574,623	451,293	1,815,953
プール改築事業	0	94,324	110,290
職員人件費	158,425	157,219	151,746
施設維持管理事業	223,604	119,928	101,893
校舎等大規模改修事業	659,534	1,350,448	252,142
職員人件費	10,765	10,765	7,374
学校施設利用促進事業	5,936	5,890	5,645
体育施設管理事業	644,079	684,915	656,295
体育施設整備事業	216,244	210,082	73,198
旧前橋東商業高校体育施設管理事業	6,455	6,710	6,898
合計	3,046,524	3,452,149	3,686,861

近年実施された主な学校施設改修工事は以下のとおりである。

年度	施設名	工事件名	支出額(千円)
令和元年度	わかば小学校	校舎大規模改造建築工事(第2期)	243,100
〃	明桜中学校	校舎ほか大規模改造建築工事	225,500
〃	明桜中学校	体育館ほか新築建築工事	210,300
令和2年度	明桜中学校	校舎ほか大規模改造建築工事	338,250
〃	明桜中学校	体育館ほか新築建築工事	315,500
令和3年度	岩神小学校	南校舎大規模改造建築工事	315,700
〃	勝山小学校	南校舎大規模改造建築工事	286,000
〃	芳賀小学校	校舎大規模改造建築工事(第3期)	184,970
〃	上川淵小学校	校舎大規模改造建築工事(第2期)	175,780
〃	下川淵小学校	校舎大規模改造建築工事(第2期)	173,800

※教育施設課より入手した大規模修繕データより作成。

※明桜中学校は、旧春日中学校と旧広瀬中学校の統合による新築工事

上記表よりわかるように教育施設関連事業は、年々増加している。このため市では、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を目的として平成25年3月に「前橋市教育施設長寿命化計画」を策定し(平成31年3月改定)、教育施設の長寿命化を図ろうとしている。

施設の維持管理費、経年劣化による補修・修繕費用の他、建替えには多額の費用がかか

るが、人口減少、少子高齢化といった人口構造の変化もあり、今後財政的には一層厳しい状況が想定される。そのため、現有施設をできるだけ長期間使用する工夫に努め、施設の整備及び維持にかかるコストを総合的に抑制していく必要がある。

(2) 実施した手続

① 個別検討

直近3期分における教育施設に関する事業から取引をサンプリングし、各関連証票を閲覧、担当者へのヒアリングを実施し、前橋市財務規則等に従い適切に処理されているか検証した。サンプル抽出にあたっては、主に現場往査対象の施設に関する案件からランダムで抽出した。また、定期的に同様の工事が実施されるため、個別検討にあたり同時期に実施された他の同類修繕工事と比較検討した。

② 固定資産台帳との整合性

固定資産台帳への登録が必要な案件については、適切に固定資産台帳へ登録されているか検証した。

(3) 監査結果及び意見

① 設備投資時の事前検討について【意見】

業務内容（契約内容）	明桜中学校夜間照明設置工事
相手先	利根電気工事株式会社
契約期間	令和2年9月4日から令和3年2月26日
契約日	令和2年9月1日
予定価格	30,270,000円(税抜)
契約金額	28,000,000円(税抜)
落札率	92.5%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	春日中学校、広瀬中学校の統合後の明桜中学校に夜間照明を設置したもの。

(現状)

上記照明設置工事を行った明桜中学校は、現場往査の対象である。現場にて利用状況を

ヒアリングしたところ、生徒による部活動での利用は稀であるとのことであった（前橋市立学校の施設の利用に関する規則に基づく市民の利用実績はある）。

明桜中の部活規定で規定されている活動時間は以下のとおりであり、夜間照明が必要になる時間帯には生徒が下校していると想定されるため、照明の利用は稀であるという疑念がある。担当者へ確認したところ、疑念はあるものの今後利用する可能性がないとはいえず、また統合された旧春日中学校では夜間照明が設置されていたため、統合後の中学校に同様の設備がないのは公平性に欠くため、設置に至ったとのことであった。

（明桜中学校部活規定より一部抜粋）

第 11 条 活動日・時間

4 活動時間

- ① 部活動終了時刻は年間を通して 16：45（17：00 完全下校）とする。
- ② 活動を延長して行う場合は、以下の最大延長時刻までとする。
 - ・ 4 月～8 月 18：15（18：30 完全下校）
 - ・ 9 月及び 3 月 17：45（18：00 完全下校）
 - ・ 10 月及び 2 月 17：15（17：30 完全下校）
 - ・ 11 月～1 月 延長なし

（問題点）

夜間照明を設置したが、今まで生徒の利用は稀であり、また、明桜中学校部活規定からしても今後利用頻度は稀であると想定される。また、設置にあたり生徒の利用頻度や生徒数に合わせた設備機能などは検討されていない。夜間照明ありきのもとグラウンドの広さから必要光度を基に設計されていた。そのため、現状の利用実態に見合わない過剰な設備費、維持管理費が発生していると考えられる。

（改善策）

少子化により生徒数が減少することに加え、教育施設の維持管理、改修に多額の費用がかかる事が想定され、利用頻度、将来的な維持管理費及び改修費用を考慮した上で設置の可否を判断すべきである。今後の利用頻度の見込み等から設備の必要性を総合的に判断し、設備投資の可否を判断するプロセスを事務手続として追加することを検討されたい。また、改修工事の場合においては同規模施設を維持することを前提にすることなく、将来性を勘

案して設備投資の可否を検討すべきである。

② 工事成績評定省略基準の適切な運用について【意見】

業務内容（契約内容）	粕川小学校体育館照明設備改修工事
相手先	株式会社宮城電業
契約期間	令和3年11月17日から令和4年2月16日
契約日	令和3年11月12日
予定価格	10,750,000円(税抜)
契約金額	9,648,000円(税抜)
落札率	89.7%
契約方法	一般競争入札
随意契約理由	—
備考	体育館の耐震化及び落下防止を図るため、LED照明器具等に更新するもの。

(現状)

当工事は、前橋市工事成績評定及び通知公表要領第2条(1)に記載の工事種別表における「その他設備機器の更新」(照明器具)に該当するとして、工事成績評定を省略している。

〈前橋市工事成績評定及び通知公表要領第2条〉

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える工事の完成検査とする。ただし、次に掲げる工事は、工事成績評定を省略することができるものとする。

- (1) 主たる工事内容が別に定める工事成績評定を省略することができる工事種別表に掲げるいずれかの工事
- (2) 緊急工事発注に伴う契約事務手続による緊急工事
- (3) 上記(1)及び(2)以外で契約監理課長と協議のうえ、工事成績評定を行わないこととした工事

〈工事成績評定を省略することができる工事種別表〉

工事種別	備考
照明灯、道路反射鏡、防護柵、転落防止柵、区画	

線、整地、浚渫、溝蓋設置、鉄蓋交換、点字ブロック設置、防草シート設置、消火栓の新設撤去のみの工事等	
機械設備更新（空調機、陸上ポンプ、水中ポンプ（付属ケーブルを含む）、弁類等）	機器または盤単体のみを交換する工事（ケーブルの接続、及び据付アンカーの打設を伴う場合も可とする。）
電気設備更新（開閉器類、変圧器、蓄電池、発電機等）	
制御機器更新（配電盤・制御盤、インバータ、シーケンサ等）	
計装設備更新（流量計（専用ケーブルを含む）、水質計器、圧力計、水位計、遠方監視装置、隔測メーター等）	
その他設備機器の更新（照明器具、消防防災機器、衛生機器、テレメーター、エレベーター機器（電動機、制御盤含む）等）	
機械及び電気設備の分解点検整備	機器の分解点検及び消耗品を交換する工事（複数機器の点検整備も可とする。）

上記に掲げる工事以外の工事が含まれる場合であっても、直接工事費に対する工事費の割合が10%以下かつ50万円以下の場合、工事成績評定の対象外とする。

例：直接工事費計 500万円 内訳(溝蓋設置 460万円、舗装 40万円)・・・対象外

直接工事費計 700万円 内訳(溝蓋設置 630万円、舗装 70万円)・・・対象

(問題点)

工事成績評定を省略することができるとして列挙されている工事種別表の更新工事は、主に経年劣化や故障による設備、機器、機関自体の更新（交換）工事を示しており、選定業者により完成品質に差が発生し得ない工事(比較的簡易な工事)を対象としている。

この点、当工事は体育館の照明設備を耐震化、LED 照明器具に更新するものであり、足場組立、養生工事を要し、総工費も 9,648 千円と簡易な照明器具の交換工事とは言い難い。また、担当者に確認したところ、当時工事名目で判断し評価省略としたとのことであった

が、耐震化、LED 化といった価値の増加がある以上、選定業者により完成品質の差は十分発生し得る工事である。従って、本来であれば工事成績評定をすべき工事であった。

(改善策)

工事評価は、「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」(前橋市工事成績評定及び通知公表要領第 1 条)とあるように、市の施工工事全体の品質向上に重要であり、選定業者の工事实績の評価に関わるため、今後の入札への影響を及ぼす重要な手続といえる。

現状、工事成績評定の省略は各課への回覧書類に該当有無の記載がなく、検査調書回覧時の担当者による伺いメモにて回覧されているのみであった。担当者のみの判断では形式的な判断となる可能性が高いため、起案書類に工事成績評定の要否判断を記載し、判断することが考えられる。また、前橋市工事成績評定及び通知公表要領第 2 条における省略可能な工事内容の趣旨につき、改めて周知徹底する事が必要である。

③ 「施工体制チェックリスト」の適切な運用について【結果】

業務内容 (契約内容)	芳賀小学校校舎大規模改造建築工事(第 3 期)
相手先	株式会社吉田鉄工所
契約期間	令和 3 年 6 月 21 日から令和 3 年 11 月 16 日
契約日	令和 3 年 6 月 21 日
予定価格	195,090,000 円(税抜)
契約金額	183,000,000 円(税抜)
落札率	93.8%
契約方法	条件付き一般競争入札
随意契約理由	—

(現状)

市では「前橋市建設工事適正化指導要綱第 5 条(提出書類の確認)」により、工事契約が共通の仕様書・契約書等に基づき、工事に必要な確認項目が適切に守られているかを「施工体制チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)で確認する必要がある。

当案件のチェックリストを確認したところ、評価項目欄に空欄箇所がありチェックしたかどうか不明な箇所があった。

担当者に確認したところ、通常チェック対象とならない箇所については斜線を引くべき

ところ、対象外の項目は空欄として回覧していたとのことであった。

また、他のチェックリストでは鉛筆書きのものや、チェック証跡の不明瞭なものも識別された。

(問題点)

チェックリストは、公共工事が仕様書、契約書等に基づき施工に必要なプロセスが漏れなく適切に管理・施工されているかを確認するためのものである。そのため、不十分なチェック（チェック漏れや正確性に欠けるチェック）では、想定外のトラブルを引き起こす可能性がある。そもそも、チェック漏れや正確性に欠けるチェックが見受けられると上長による検閲が適切に行われているのかという疑念も生じる。

(改善策)

チェックリストの運用方法を再度周知徹底すべきである。空欄や鉛筆書きなど不明瞭なチェック証跡については、上長が確認時に発見し、各担当者に指導すべきである。

④ 設計図書精度の向上について【意見】

業務内容（契約内容）	市立前橋高等学校体育館外壁落下防止ほか工事
相手先	株式会社サンテック
契約期間	令和2年7月3日から令和2年11月30日
契約日	令和2年7月2日
予定価格	40,860,000円(税抜)
契約金額	37,230,000円(税抜) 追加後：48,040,000円(税抜)
落札率	91.1%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	経年劣化によりタイル及びモルタルが乖離落下する危険があるため、外壁を改修するもの。

(現状)

当工事は施工開始後、外壁のクラックが当初想定以上に進行している事が判明し、当初契約金額の約29%が増工額として追加契約されている。

増工に至ったクラック等の変更は以下のとおりである。

補修箇所	当初設計時	施工時判明	備考
クラック部補修	305m	1,254m	+311%
浮き部補修	—	418本	新規判明
欠損部補修	—	36カ所	新規判明

このことについて、担当者へヒアリングしたところ、設計時、設計図書の調査精度が低かったため判別できず今回の増工に至ったとのことであった。

なお、設計変更による増額は「前橋市請負工事契約に係る設計変更ガイドライン(案)」に従い、適切に変更手続きがなされていた。

(問題点)

当工事は外壁補修工事としては一般的な工事であり、上記補修箇所の調査は設計時に当然実施されるが、設計時との差異が大きく、浮き部補修、欠損部補修に至っては当初「該当なし」とされていた。

結果、設計変更に伴う増額は当初請負金額の約29%となり、設計変更不可となる30%に近い変更となっており、調査精度の信頼性に疑念を抱かざるを得ない。

また、競争入札であるため、本来の補修箇所を加味した予定価格とした場合、入札結果に影響を及ぼした可能性もある。

(改善策)

請負工事は、契約において取り交わされた設計図書に基づき施工されるものであり、設計図書の精度は当然に信頼に足るものでなくてはならない。従って、設計時の調査精度に大きな乖離があった工事については、事後的に検証を行い、継続的にあるべき調査方法を検討すべきである。

具体的には、前橋市請負工事契約に係る設計変更ガイドラインにおける設計変更不可となる30%を考慮し、20%以上の設計金額の変更が起きた場合、設計時の調査の妥当性を検討し、改善を図ることなどが考えられる。

⑤ 固定資産台帳への登録について【結果】

(現状)

確認した取引につき固定資産台帳への計上の要否を確認したところ、以下の取引について、固定資産台帳への計上漏れ、計上単位の相違、建設仮勘定から本勘定への振替漏れが見受けられた。

1) 固定資産台帳への計上漏れ

施設名	年度	工事件名	支出額(円)	監査人判断
わかば小学校	令和元年	南側ほかブロック塀改修工事（緊急）	24,585,000	ブロック塀からフェンスへの改修であり全く別物へ更新するもの。新規フェンス設置に係る工事費は工作物として計上すべきである。
粕川中学校	令和元年	北側ブロック塀改修工事（緊急）	3,348,000	同上
箱田中学校	令和3年	受水槽設備耐震化改修工事	18,700,000	樹脂の受水槽からステンレス製への改修工事である。耐震性も新基準へ適応させているため建物附属設備として計上すべきである。
市立前橋高校	令和元年	けやき館給湯器更新工事	1,285,200	給湯器の新規交換であり建物附属設備として計上すべきである。
市立前橋高校	令和3年	空調設備更新工事（第三期）	53,790,000	空調機の新規交換工事であり建物附属設備として計上すべきである。
おおご幼稚園	令和元年	エアコン更新工事	1,285,200	エアコンの新規交換工事であり建物附属設備として計上すべきである。
宮城幼稚園	令和2年	遊具改修工事	770,000	新品の遊具への交換であり工作物として計上すべきである。

まえばし 幼稚園	令和3年	トイレ洋便器化改修 工事	1,039,500	新規の洋便器に交換する 工事であり建物附属 設備として計上すべき である。
-------------	------	-----------------	-----------	--

また、上記サンプル検討過程で類似工事の状況を確認し、以下の案件も固定資産台帳への計上がないことが判明した。

施設名	年度	工事件名	支出額(円)	監査人判断
永明小学 校	平成30年	ブロック塀改修工事 (緊急)	8,731,800	ブロック塀からフェン スへの改修であり全く 別物へ更新するもの。 新規フェンス設置に係 る工事費は工作物とし て計上すべきである。
月田小学 校	令和元年	ブロック塀改修工事 (緊急)	1,298,000	同上
第五中学 校	令和元年	ブロック塀改修工事 (緊急)	14,643,600	同上
東小学校	令和元年	ブロック塀改修工事 (緊急)	10,368,000	同上
粕川中学 校	平成30年	ブロック塀改修工事 (緊急)	2,322,000	同上

2) 計上単位の相違

施設名	年度	工事件名	支出額(円)	監査人判断
明桜中学 校	令和2年	夜間照明設置工事	30,800,000	計上単位は1式である が、合計で4本の照明 工事であるため計上単 位は4本とすべきであ る。

3) 建設仮勘定から本勘定への振替漏れ

施設名	年度	工事件名	支出額(円)	監査人判断
明桜中学校	令和2年	体育館ほか新築建築工事	315,500,000	令和元年度に建設仮勘定へ計上されているが、令和2年8月20日に完成後も建物に計上(振替処理)されていない。完成済みのため建物勘定へ振替処理すべきである。

(問題点)

固定資産台帳は、年1回財政課から「固定資産増減調査について」という通知が各課へ送付され、固定資産の増減状況を専用Excelへ入力したものを基に作成されている。

財政課からの通知には、「固定資産増減調査について」の調査趣旨や概要の詳細が明記された資料が送付され、判断基準等の記載があるものの、具体的な例示がないため、固定資産の増減に該当するか否かの判断(資本的支出か否かの判断)において、分かりづらい部分がある。

(改善案)

マニュアルに例示等を記載し、よりわかりやすいマニュアルに変更する必要がある。

(4) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容(契約内容)	元総社中学校南校舎トイレ大規模改修工事
相手先	株式会社ティー・エム・エス
契約期間	令和3年8月6日から令和3年12月15日
契約日	令和3年8月4日
予定価格	38,500,000円(税抜)
契約金額	34,687,000円(税抜) 変更後 35,260,000円(税抜)

落札率	90.1%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	生徒の衛生管理及び環境改善を図るため、トイレの改修を行うもの。

業務内容（契約内容）	みずき中学校柔剣道場吊り天井撤去ほか工事
相手先	有限会社群馬建物
契約期間	令和元年11月6日から令和2年1月15日
契約日	令和元年10月7日
予定価格	11,420,000円(税抜)
契約金額	11,000,000円(税抜)
落札率	96.3%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	天井等落下防止対策についての通知(平成25年8月文部科学省)に基づき、安全性を確保するために柔剣道場の既設吊り天井を撤去するもの。

業務内容（契約内容）	わかば小学校南側ほかブロック塀改修工事(緊急)
相手先	株式会社名正
契約期間	令和元年9月19日から令和2年2月20日
契約日	令和元年9月19日
予定価格	—
契約金額	21,615,000円(税抜)、変更後22,350,000円(税抜)
落札率	—
契約方法	特命随意契約
随意契約理由	平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震によりブロック塀が崩れたことによる事故が発生したことを受け、緊急に改修工事が必要とされたため。

	※特命随意契約理由書より一部抜粋
備考	ブロック塀を調査したところ、現行基準に不適合なものがあることが判明し、塀の高さの超過や著しい劣化、通学路に面しているなど、児童生徒に危険が及ぶ可能性の高い箇所を緊急に改修するもの。

業務内容（契約内容）	永明小学校東校舎屋上防水改修工事
相手先	株式会社グンリツ
契約期間	令和2年10月30日から令和3年1月28日
契約日	令和2年10月28日
予定価格	3,970,000円(税抜)
契約金額	3,785,000円(税抜)
落札率	95.3%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-
備考	施設の老朽化により雨漏りが生じたため、屋上防水を改修するもの。

業務内容（契約内容）	山王小学校南校舎屋上防水改修工事
相手先	株式会社エム・アイ
契約期間	令和元年10月23日から令和2年1月23日
契約日	令和元年10月18日
予定価格	8,500,000円(税抜)
契約金額	7,650,000円(税抜)
落札率	90.0%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-
備考	施設の老朽化により雨漏りが生じたため、屋上防水を改修するもの。

業務内容（契約内容）	箱田中学校受水槽設備耐震化改修工事
相手先	株式会社木之内設備
契約期間	令和3年6月8日から令和3年9月30日
契約日	令和3年6月3日
予定価格	18,340,000円(税抜)
契約金額	17,000,000円(税抜)
落札率	92.7%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	老朽化した受水槽設備を計画的に改修する工事。

業務内容（契約内容）	明桜中学校体育館ほか新築工事
相手先	鶴川工業株式会社・菊川工業株式会社 共同企業体による
契約期間	令和元年9月11日から令和2年8月20日
契約日	令和元年9月11日
予定価格	506,960,000円(税抜)
契約金額	478,000,000円(税抜)
落札率	94.3%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	春日中学校、広瀬中学校の統合に伴い、体育館を新築するもの。

業務内容（契約内容）	おおご幼稚園職員室エアコン更新工事
相手先	コーエイ株式会社
契約期間	令和2年5月25日から令和2年8月21日
契約日	令和2年5月25日
予定価格	1,180,000円(税抜)
契約金額	1,170,000円(税抜)
落札率	99.2%
契約方法	随意契約

随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による
備考	空調機が故障しているため、更新するもの。

業務内容（契約内容）	宮城幼稚園遊具改修工事
相手先	大永ドリーム株式会社
契約期間	令和 2 年 7 月 28 日から令和 2 年 8 月 31 日
契約日	令和 2 年 7 月 28 日
予定価格	少額工事のため省略(前橋市契約規則第 16 条)
契約金額	700,000 円(税抜)
落札率	—
契約方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による
備考	老朽化のため撤去されたロッキング遊具を更新するもの。

業務内容（契約内容）	まえばし幼稚園トイレ洋便器化改修工事
相手先	株式会社円設
契約期間	令和 3 年 12 月 15 日から令和 4 年 2 月 25 日
契約日	令和 3 年 12 月 10 日
予定価格	950,000 円(税抜)
契約金額	945,000 円(税抜)
落札率	99.5%
契約方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による
備考	施設利用者の衛生管理及び環境改善を図るため、トイレの改修を行うもの。

業務内容（契約内容）	木瀬中学校エアコン配管防鳥剣山設置工事
相手先	株式会社ヒロタ
契約期間	令和 4 年 2 月 28 日から令和 4 年 3 月 28 日
契約日	令和 4 年 2 月 25 日

予定価格	少額工事のため省略(前橋市契約規則第 16 条)
契約金額	107,000 円(税抜)
落札率	-
契約方法	随意契約
随意契約理由	少額工事のため
備考	生徒および職員の学校生活の衛生環境保全のため、配管の上部に防鳥剣山を設置するもの。

業務内容 (契約内容)	市立前橋高等学校けやき館給湯器更新工事
相手先	株式会社和田設備工業
契約期間	令和元年 8 月 27 日から令和元年 9 月 27 日
契約日	令和元年 8 月 27 日
予定価格	1,200,000 円(税抜)
契約金額	1,190,000 円(税抜)
落札率	99.2%
契約方法	特命随意契約
随意契約理由	当時の空調設備更新工事の請負業者であるため、履行工事と並行して施工する事により工期の短縮、経費削減等を図ることができるなど、有利と認められるため。
備考	給湯器が故障したため、早急に更新を必要とする工事。 従来から空調設備更新工事が進行中であり、同一の施工業者に依頼したもの。

業務内容 (契約内容)	市立前橋高等学校空調設備更新工事(第 3 期)
相手先	株式会社和田設備工業
契約期間	令和 3 年 7 月 9 日から令和 3 年 10 月 22 日
契約日	令和 3 年 7 月 7 日
予定価格	51,530,000 円(税抜)
契約金額	48,900,000 円(税抜)
落札率	94.9%

契約方法	簡易型条件付一般競争入札(事後審査方式)
随意契約理由	—
備考	けやき館の空調機が老朽化しているため、更新するもの。

3. 働き方改革

(1) 概要

① 任用

小中学校・特別支援学校の教職員は、教育公務員（地方公務員）として県で採用され前橋市は服務監督者とされる。よって、教職員の任命や免職は、県においてなされる。なお、市立前橋高校は前橋市の採用である。

② 勤務時間

教職員の勤務時間については、地方教育行政法において、「勤務時間は都道府県の条例で定める」（第42条）とされ、これを受けて「群馬県学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例」（以下、「勤務時間条例」という。）において、勤務時間、休暇等について定めている。

基本労働時間は、1週間当たり38時間45分（1日7時間45分）とされ（勤務時間条例第3条）、休日は、週休日（土曜、日曜）（勤務時間条例4条）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）（勤務時間条例9条）とされている。休日の学校行事に関しては、週休日と振替られる（勤務時間条例6条）。

実際の始業・終業時間は、学校長が定める（市学校管理規則）とされており、8時15分～16時45分（休憩45分）」や「8時20分～16時50分（休憩45分）」（実7時間45分）とされている学校が多い。

③ 時間外勤務

時間外勤務について、公立学校の教職員に対しては、原則として時間外勤務を命じないものとしており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第5条及び第6条において「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされ、ア. 校外実習その他生徒の実習に関する業務、イ. 修学旅行その他生徒の行事に関する業務、ウ. 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをい

う)、エ.非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合などが挙げられている。

時間外手当について、公立学校の教職員に対しては、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給せず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給されている（給特法3条）。

④ 有給休暇

年次有給休暇は、勤務時間条例第12条によると群馬県職員の有給休暇は年間20日間とされ、最大20日繰越可能で年間計40日が取得できる。もっとも、令和2年度の有給休暇取得率は平均8.53日であった。主として夏季休暇などの長期休暇時に取得を促している。なお、特別休暇として別途、夏季休暇5日間がある。

⑤ 勤務時間上限

前橋市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン（令和2年1月10日。一部改正 令和2年3月27日）（以下、「本ガイドライン」という。）の概要は以下のとおりである。

ア 背景（本ガイドライン第1）

●市教委の教職員のゆとり確保への取り組みについて

平成20年に「教員のゆとり確保検討委員会」が示した「教員のゆとり確保に関する提言」をもとに、様々な取組を進めてきた。

特に平成30年以降、「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、各種非常勤職員の配置など、具体的な取組を進めてきたところであり、現在は、同検討委員会が作成したリーフレットを踏まえ、各関係団体等との連携により、取組を進めている。

●国

平成29年以来、中央教育審議会において議論が進められ、平成31年1月25日付けで「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が答申されるとともに、令和元年12月に一部改正された給特法第7条第1項の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）が策定され、令和2年1月17日付で告示された。

●群馬県

国指針を受けて規定された群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年群馬県条例第57号。以下「県条例」という。）第8条では、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、国指針に基づき、サービスを監督する市教委の定めるところにより行うこととされた。

●ガイドラインの策定

市教委では、上記国指針及び県条例を受けて、前橋市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和2年市教委規則第3号。以下「規則」という。）を制定し、規則第3条の規定により、本ガイドラインを策定した。

イ 勤務時間の上限の目安（本ガイドライン第4）

●時間外在校等時間（規則第2条第1項）

- (1) 1ヶ月の時間外在校等時間の合計時間について45時間
- (2) 1年の時間外在校等時間の合計時間について360時間

●特例（規則第2条第2項）

- (1) 1ヶ月の時間外在校等時間の合計時間について100時間未満
- (2) 1年の時間外在校等時間の合計時間について720時間
- (3) 1ヶ月ごとに区分した各機関に当該各機関の直前の1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月または5ヶ月の期間を加えたそれぞれの期間において、1ヶ月当たりの時間外在校等時間の合計時間の平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1ヶ月の時間外在校等時間の合計時間が45時間を超える月数について6ヶ月

⑥ 多忙化解消に向けた取組

ア 現状

勤務時間の管理は、各学校に配置された共通の管理ソフトを使用している。始業時にPCを立ち上げると始業時刻が入力され、PCを閉じると終業時刻が入力される。月末には各教職員の勤務記録データを教頭らが確認し、校長及び市教委へ報告されている。

市教委は、月次データを確認し、超過勤務の観点で気にかかる場合には、該当の教職員が所属する学校長に事情聴取、場合によっては指導を行っている。

市内小中学校においては、学校長の補佐、校務の調整、外部・保護者の調整など業務内容が多岐にわたる教頭は長時間勤務になる傾向にある。また、行事（運動会や文化祭）などの担当教諭も準備期間中は、長時間勤務となる。中学校においては、部活動顧問などは負担が大きくなりやすい。

小中学校の教諭に共通の長時間勤務の傾向の要因としては、教諭の経験値などが挙げられている。ほか、多忙化の要因として、従来から指摘されているとおり、本来業務以外の業務が過多であることが挙げられる。家庭からの相談対応（きめ細やかな対応）、新型コロナウイルス感染症対応など本来業務との切り分けが難しい状況である。また、産休育休・休職など欠員が生じた際に職員が不足する。これらに対する対策としては、交通指導は保護者など外部に依頼したり、電話対応時間を限定的に設定したりするなどしている。

イ 多忙化解消に向けた取組

前記のとおり、平成30年以降、「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、各種非常勤職員の配置など、具体的な取組を進め、現在は、同検討委員会が作成したリーフレットを踏まえ、各関係団体等との連携により、取組を進めている。

●教職員の多忙化解消に向けて【提言 R4】（R4.2.10 教職員の多忙化解消に向けた協議会）

- ① 勤務時間の適正な記録と活用を中心とした労務管理
- ② ICTの活用による業務改善の推進

●市教育委員会の対策

- ① 空き時間（授業をもっていない時間）の有効活用

非常勤職員を採用（市の採用）し、教職員の空き時間をつくる。教職員は空き時間で事務処理や教科研究に充てる。

教職員が対応する必要のない業務を外注する（市の採用）。校務補助員として、各種集金、掲示物の張替、資料の印刷・配布などを委託する。

- ② C4th(学校の情報を、一元管理できる教務システム)の活用

C4thを利用して、通知表など成績管理、掲示板で情報伝達、意見募集など会議を縮減可能となる。

- ③ ICT活用の業務改善推進の詳細

GIGAスクール構想によるデジタル化対応のため、児童生徒1人に1台のタブレット

を配布し、授業で活用している。印刷物が不要、生徒の意見を端末で確認可能、教材研究も教室で可能、出欠確認も Google フォームなど利用（電話対応なし）、アンケートの集計も省力化でき、業務改善の一助となっている。

●学校の取組（主なもの）

① 小学校

- ・管理職による声掛け
- ・会議の短縮化 C4th の活用
- ・行事の見直し（縮減） 例：運動会は午前中のみ

② 中学校

- ・管理職による声掛け
- ・会議の精錬
- ・部活動時間の減縮 例：朝練習なし。延長なし。
- ・ノー残業 Day、ノー部活 Day の設置

③ 部活動の運営

- ・前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」平成 30 年 6 月施行、令和元年 9 月改正本ガイドライン第 5（1）①イ「部活動の負担軽減」及び同②イ「勤務時間外に及ぶ業務の軽減」に則り、「適正な部活動の運営に関する方針」を策定し、部活動分野での教職員の負担軽減の方策を準備している。

- ・部活動指導協力者・部活動指導員

（部活動指導協力者）

令和 3 年度前橋市中学校部活動指導協力者活用事業実施要領

（部活動指導員）

群馬県教育委員会「部活動指導員配置促進事業実施要領」

⇒前橋市「部活動指導員配置促進事業実施要領」

（両者の差異）

	指導員	協力者
根拠	県の実施要領	なし
内容	実技の補助指導＋引率も単独で可能（顧問の代わりも可能） 実体として運動部に配置（規程	運動に限らない 実技の補助指導のみ ※引率不可。対外活動は顧問の

	上は文科系も可能)	教員必要
報酬 年間	上限 336,000 円 時給 1,600 円 (R4 年～) × 210 時間 ※R3 年 1,500 円	上限 40,000 円 1 回 2,000 円 ※1 回 平日 2 時間 休日 3 時間
選定・採用	校長の面接 市教委に推薦 市教委の承認	
財源	国県市が 1/3 ずつ負担	市負担
現況 令和 3 年度 令和 4 年度	6 名 6 名 予算上限あり	50 名程度が登録 ※報酬辞退する者ありのため実数は若干増える ※予算上限あり
従事者	教員 OB が多い 60 歳以上	地域のスポーツクラブの関係者、公務員、会社員等
業務内容、1 日の動き	平日 16 時～18 時 休日 9 時～12 時 13 時～16 時 実技指導をする	
開始年度	H30 年～	H30 年～ 報酬支払 以前はボランティア
成果	対外遠征引率⇒教員なし 競技経験ない教員の実技補佐。 実技を学ぶ負担軽減	競技経験ない教員の実技補佐。 実技を学ぶ負担軽減
地位	みなし公務員 市の責任	私人
活動報告	あり	あり

(2) 実施した手続

担当課へのヒアリングを実施し、必要に応じて規則等を確認した。

(3) 監査結果及び意見

① 労務管理の取組について【意見】

(現状)

労務管理記録と活用はなされているが、その分析に課題がある。各学校の労務管理は、校長・教頭により把握され、基本的な指導助言は、校長・教頭による教職員への個別指導である。定期的な会議を開催している学校はあるものの、教職員全体での問題意識の共有には課題がある。

(問題点)

超過勤務の要因として、行事担当者の過度な負担や経験値不足による業務の非効率性が認められるため、学校での対応を促すためにも教職員全体で情報共有する機会が必要である。

(改善策)

勤務時間を全体で情報共有する機会（会議や掲示板など）を設ける。

② 部活動指導協力者、部活動指導員の有用性評価の実施について【意見】

(現状)

部活動指導協力者・部活動指導員の利用は、年々増加傾向であり、ニーズは高いと思われる。各事業について校長会議（月に1回開催）にて制度を周知している。同協力者らから、活動状況の報告書を徴収しているものの成果を測るアンケートなどは徴求していない。

(問題点)

教職員の部活動の負担軽減のため、同事業は有用であり、活用の促進が図られるべきところ、効果測定のためのアンケートや事業の周知が徹底されていない。

(改善策)

効果測定のためのアンケートを実施（協力者・指導員、各学校）し、有用性を評価するとともに周知する方策を検討すべきである。

③ 時間外勤務の抑制について【意見】

(現状)

ある市内中学校については、毎月約半数の教職員が月40時間超の超過勤務であり、80時間超の教職員も相当数存在する。小学校においても教頭は月40時間超の超過勤務は常態化し、ほか行事担当が40時間を超える（時期によっては80時間を超える）超過勤務の

実態が見受けられた。

中学校の教職員について超過勤務の要因として顕著なのは、部活動である。改善策として、通知表記載の簡素化、ノー会議 Day&部活 Day の導入、校時表の見直しなどを導入している。なお、各教職員が熱心に、かつ真摯に、教育に携わる姿勢があることも、結果として丁寧な対応をすることにつながり、超過勤務の要因となっており、悩ましい問題である。

(問題点)

中学校の教職員の超過勤務の常態化は顕著であるところ、多忙さ解消対策案として取り組まれている方策が十分に効果を発揮していないものと思われる。

根本的な問題として、教職員数の不足があるのは公知の事実と解されるが、政策外の部分で効果的な対策を模索する必要がある。

(改善策)

部活動の負担軽減のための、前記部活動指導協力者・部活動指導員の利用促進を図る。

一義的に学校長に任されている時間外勤務の管理及び対策について、市教委との情報共有を現在よりも密にし、市教委も学校長と連携して積極的な多忙さ解消のための効果的な方策を実行するよう努めることが必要と考える。

4. 保護者からの質問・要望等への対応

(1) 概要

① 保護者からの質問・要望件数

●令和3年度 学校教育課指導係対応分 計 140 件

(内訳) 教師への不満(担任、顧問、管理職等) 60 件

新型コロナウイルス感染症対応(修学旅行、リモート授業、マスク等) 44 件

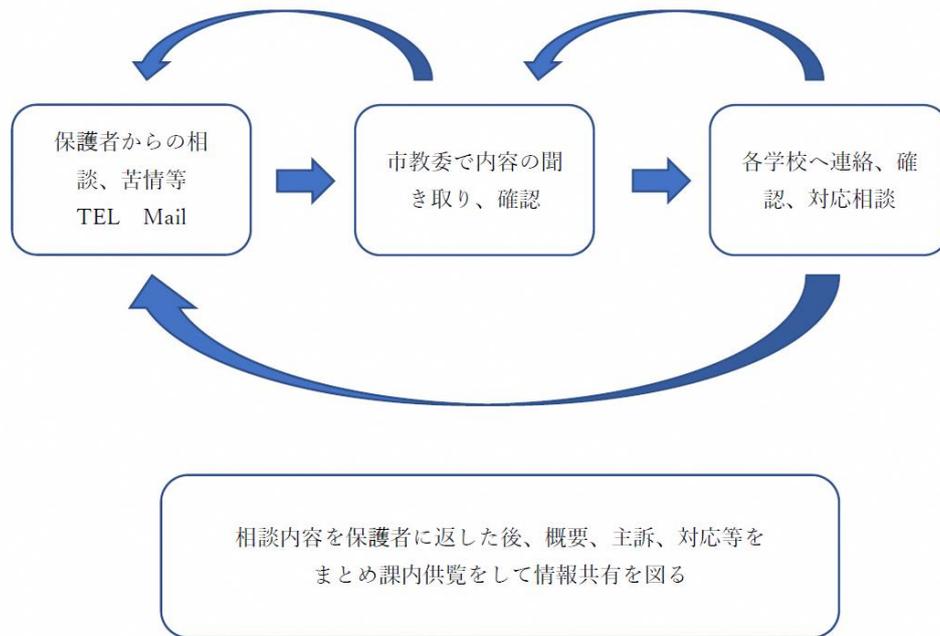
その他(旗振り当番、通学路、自転車マナー等) 36 件

※各学校が直接対応した件数は多数に上る見込み

学校教育課指導係では学校対応分の全てを把握していない

② 質問・要望等への対応における手続

〈学校教育課指導係対応のケース〉



なお、各学校においては、教頭が主として保護者対応にあたっている。

③ 過度な意見及び要望の防止のための取組

● 校長会議、教頭会議等での伝達

定期的に開催される市教委と校長・教頭との会議にて、保護者対応や非違行為防止等について指導し、校長などから各学校教職員へ伝達

● 教職員研修

対象の教職員に対して教育企画係及び外部講師による研修を実施

- ・ 小・中学校初任者研修（対象：新規採用職員）
 - 5月…教育企画係による講義・演習
 - 8月…外部講師による講義・演習
- ・ 小・中学校3年経験者研修（対象：在職3年目の教諭）
 - 8月…外部講師による講義
- ・ 小・中学校6年経験者研修（対象：在職6年目の教諭）
 - 9月…スクールロイヤーによる講義
- ・ 中堅教諭等資質向上研修（対象：在職12年目の教諭）
 - 1月…教育企画係による講義
- ・ 前橋長期研修（対象：市内から研究員3名）

事例研修

④ スクールロイヤーの活用（市教委青少年支援センター）

●導入の経緯

近年、子どもたちが抱える問題の背景に様々な原因が複雑に絡み合っていることを要因として、生徒指導上、学校だけでは解決が困難な事例が増えてきた。そこで、法的観点から学校をサポートし、早期かつ適切に対応することで、子どもたちが安心・安全に学ぶ環境を与えること及び教職員が本来の業務である子どもと向き合う時間を確保するために導入に至った。

●法的根拠

スクールロイヤーの法的設置義務はないものの、文部科学省からの事務連絡等により、「教育行政に係る法務相談」の積極的な体制構築を検討するよう通知が出されている。

●選任・配置

群馬弁護士会から推薦を受けた4名の弁護士と契約し、4ブロックに分け、各ブロックに1名を配置している。

●報酬

契約期間は1年。年間委託料として1名につき60万円を支給している（弁護士会との協定）。そのうち1名を統括者と位置づけ、70万円を支給している。年60万円の報酬×3名＋年70万円の報酬×1名＝年250万円。

●事業内容

- ① 学校で発生した様々な問題に対して、校長らとの電話相談や面談等で法的観点からの助言を行う。
- ② 児童生徒に対して、法的な側面からのいじめの未然防止に関する教育を行う。
- ③ 学校におけるいじめ問題への対応が、法令に基づいて正しく行われているか確認し、適切な助言を行うことや教員向けの研修会を実施する。

※スクールロイヤーは、学校の代理人にはならず、常に中立的な立場で助言を行う。

●活用状況

①相談件数

相談項目	R2年度 (件)	R3年度 (件)	R4年度 (4～8月) (件)
いじめ対応	7	15	6
保護者対応	7	11	10
学校事故	2	4	1
教員の指導	1	3	0
非行の問題	2	0	0
ネットトラブル	0	1	0
児童虐待	0	0	0
その他※	12	17	11
合計	31	51	28

※その他…PTA入会等、親権を争う保護者のトラブルや学校への要求、警察からの情報提供に関する依頼、卒業生に関するトラブル、保護者同士のトラブル、地域住民とのトラブル、持病を持つ児童の宿泊行事への出欠等

②教職員向け研修及び児童生徒向けいじめ予防授業

	R2年度 (件)	R3年度 (件)	R4年度(8月現在) (件)
研修	3	9	11
授業	0	1	3

※9月以降に研修は6回、授業は1回予定されている。

(2) 実施した手続

担当課へヒアリングを実施した。

群馬弁護士会との協定書、業務委託契約書ほか資料の閲覧を実施した。

(3) 監査結果及び意見

① 質問及び要望等への対応について【意見】

(現状)

保護者からの質問・相談窓口は、以前は各学校であったが、近年は、直接市教委に申し立てる保護者も増えている。内容としては、新型コロナウイルス感染症対応に係る問題は近年目立つものであるが、それ以外は、従前同様、教師の対応への不満が多い状況である。

各学校における質問及び要望等に対応する担当者は、主として教頭が多く、学校側で対処できない状況となった場合には、市教委と連携して対応する。市教委が把握した要望等については、学校側より報告書を挙げ、実態を把握している。

過度な意見及び要望の防止への取組としては、各種の教職員への研修、スクールロイヤーの活用を実施している。

(問題点)

要望等に対応するための手続（担当窓口）や心構えなどを定めたマニュアルが存在しない（市教委・各学校共に）ため、校長や市教委担当者の経験によるところが大きく、学校ごとに対応が異なる可能性があり二次的な要望の要因となりかねない。ヒアリングによれば近年は直接、市教委へ要望を申し立てる保護者が増加しているようであるが、依然として学校への申立てが多いため、多忙を極め、超過勤務が常態化している教職員（特に教頭）の負担となっている。

(改善策)

保護者からの要望等の対応における手続（担当窓口）や心構えなどを定めたマニュアルを作成することが望まれる。なお、文部科学省のホームページでは、いくつかの自治体の「保護者等からの過剰な要望や不当な要求への対応マニュアルや手引きについて」が公開されている。

また、市教委に直接、要望等を申し立てる窓口を設置し、学校や保護者にも周知することが望まれる。

② スクールロイヤーの活用について【意見】

(現状)

情報化社会、権利意識の向上を受け、多様化する課題に適切に対応すべく、スクールロ

イヤーを導入し、相談及び研修・授業を実施している。相談においては、主として校長が電話や面談にて活用しているようであるが、学校により相談件数に偏りがみられる。相談件数は、令和2年度31件、令和3年度51件であり、今後の積極的な活用を促すべく、校長会議の際にスクールロイヤーを紹介する等活用を促している。

(問題点)

スクールロイヤーに支払う報酬(年250万円)に比して利用頻度が少ないので、教職員の負担軽減になっているとしても、その効果は限定的である。

また、相談を実施した際に、相談内容、結果などを記した報告書は、校長など学校側の者が作成するのみでスクールロイヤーは報告書を作成していない。

(改善策)

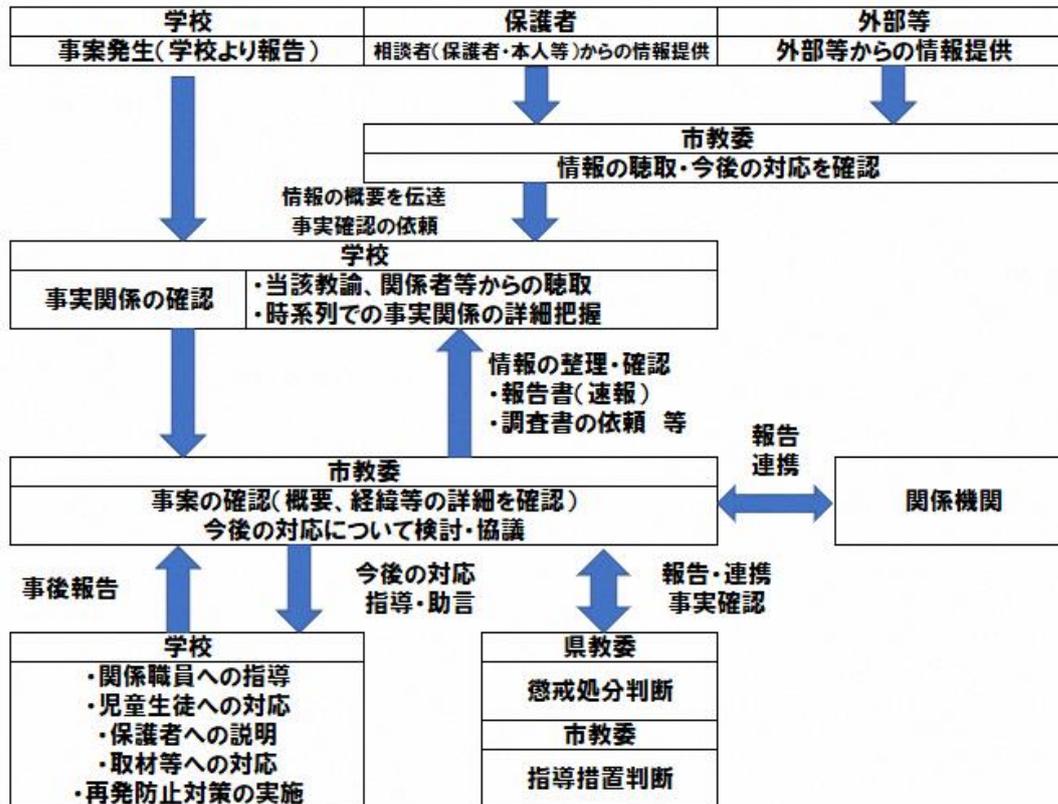
費用対効果面では人数を見直すか、報酬体系を実績に応じた変動制とするなどの方策を検討すべきである。研修や授業は都度払い、タイムチャージなどの導入が考えられる。弁護士会と協議する機会をもつなど協定の内容について検討することが望ましい。

また、スクールロイヤーに相談概要、結果を記した報告書の作成を依頼することも考えられる(弁護士は、各種法律相談業務において、相談概要や結果を記すのが通常で、報告書作成を求めたとしても抵抗はないと思われる)。

5. 教職員の不祥事への対応

(1) 概要

① 不祥事に対する対応を図説すると以下のようである。



② 服務規律確保に関する取組 (令和3年度)

- ・学校教育課長より校長会議において、服務規律の確保について指導 (4月、5月、6月、8月、10月、11月、1月、2月、3月)
- ・管理主事より校長会議、学校園へ訪問等により、教諭らへ服務規律の確保について指導 (4月、6～8月)
- ・教職員係長より、校長会議、初任者らへ服務規律の確保について指導 (4月、8月、11月)
- ・その他通知等「規律確保行動計画の作成の依頼」「ハラスメント相談窓口の依頼」「県に対して服務規律確保の取組の点検・評価の取りまとめ」「懲戒免職事案等を踏まえた服務規律確保の再徹底」など

※県教委「服務ガイドライン～不祥事の根絶に向けて～」…チェックリストや事例・解説が掲載されている。各種指導において利用されるほか、学校に備え置かれいつでも閲覧可能としている。

(2) 実施した手続

担当課へのヒアリングを実施した。

(3) 監査結果及び意見

① マニュアル策定の検討について【意見】

(現状)

教職員の不祥事の発生を防止するため、種々の服務規律確保に向けた取組がみられるが、数件程度の不祥事が発生している。

教職員の不祥事が発生した場合の統一的な対応マニュアルは存在しないものの、学校・市教委・ほか関係機関と連携し、対応している。

(問題点)

不祥事が発生した場合の対応マニュアルが作成されていない（市教委・各学校共に）。実際の対応としては、関係機関と連携し、適切な対応に努めているものと考えられる。

(改善策)

統一的なマニュアルの作成を策定し、周知することで、市教委の対応の不備や事後の問題発生（二次的被害）の予防に寄与するものと思われる。前記(1)②記載の「不祥事に対する対応」を詳細化するなどして、不祥事発生の際の対応マニュアルを作成することが望ましい。

6. 教育情報システム

(1) 概要

① GIGA スクール構想

平成31年2月に、文部科学省よりGIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想が打ち出された。

GIGAスクール構想とは、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」とされている。当初は、令和5年度中に1人1台端末配備の計画であったが、新型コロナウイルスの感染拡大による学校教育への影響を踏まえ、令和2年度中の完了を目指すよう前倒しが行われた。

市においては、令和3年3月までに全ての小・中・特別支援学校への1人1台の学習者

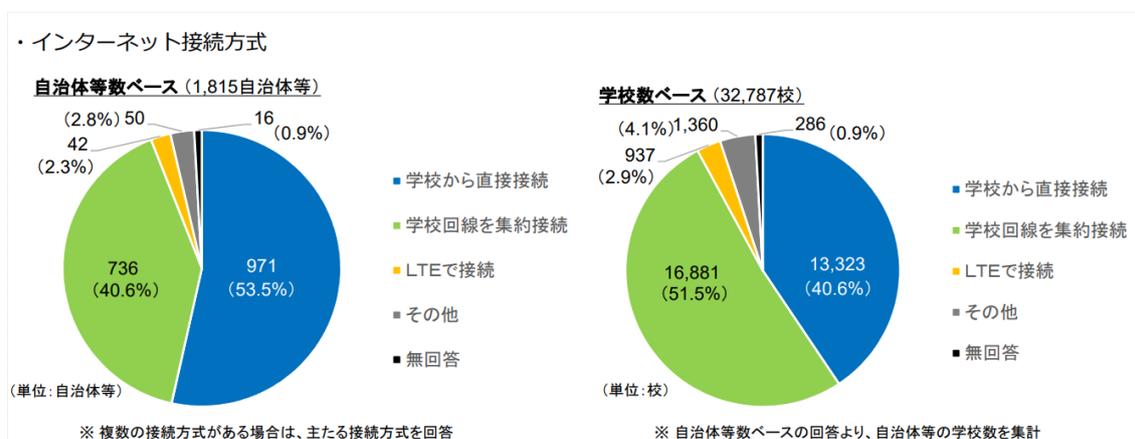
用端末を整備するとともに、市立前橋高校においても、県立高校での端末導入と歩調を合わせ、学習者用端末が整備された。

市において整備した学習用端末の概要は、次のとおりである。

	小・中・特別支援学校	市立前橋高校
端末	Apple iPad(第8世代)32GB セルラーモデル	NEC Chromebook Y2 LTE モデル
学習用アプリ	ミライシード	Classi、スタディサプリ
管理用アプリ	Jamf Pro	Chrome Education Upgrade
付属品	・外付けキーボード(Lightning 端子対応) ・EVV 製ケース ・画面保護フィルム	—
備考	24,213 台	720 台
共通事項	運用プラットフォーム : Google Workspace for Education フィルタリングアプリ : iFilter@Cloud	

なお、文部科学省が令和3年10月に公表した「端末利活用状況等の実態調査（令和3年7月末時点）」（確定値）によれば、全自治体のうち1,744自治体、96.2%が整備済みとされている。

また、各自治体におけるインターネット接続方式の統計は、以下のとおりとなっている。市においては、自宅でも容易に学習機会を得られるようにすること及び今後の設備投資負担等を思慮し、LTE 接続方式を採用している。



令和3年2月に実施された調査によるとインターネット接続に関しては、ネットに「学校から直接接続」（ローカルブレイクアウト）する自治体が53.5%（971自治体）、自治体のセンターサーバー経由など「学校回線を集約接続」する自治体が40.6%（736自治体）、モバイル通信回線を契約する「LTEで接続」が2.3%（42自治体）であった。

（出典：GIGA スクール構想の実現に向けたICT環境整備の進捗状況（令和3年3月末時点）について（速報値））

② 学校教育の情報化の基本方針と具体的施策

・基本方針

市における、基本方針は以下のとおりである。

知識・情報・技術の変化が加速度的に進み、グローバル化が進展する社会においては、様々な情報や出来事に対して、主体的に判断し、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力や、情報やICTを主体的に選択し活用するための能力を育成することが求められています。そのために、市教委と学校が一体となって学校教育の情報化を計画的・段階的に推進し、GIGA スクール構想の推進と合わせて「主体的・対話的で深い学び」の実現や児童生徒の情報活用能力のさらなる育成を図り、「自らの可能性を広げ、新たな価値を創り出す学び」の充実を目指します。

・具体的施策

令和元年6月施行「学校教育の情報化の推進に関する法律」において、「学校教育情報化推進計画」策定が地方公共団体の努力義務とされたため、「第七次前橋市総合計画」、「第2期教育振興計画」、「まえばし学校教育充実指針」、との整合性を図りながら、市における学校教育の情報化の計画的な推進・充実を図るために「前橋市学校教育情報化推進計画」が令和3年4月に策定された。

計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間で、学校教育の情報化を推進していく上で必要となる考え方や取組を「導入期」「充実期」「発展期」の3つの段階ごとに定めている。

令和4年度は「充実期」にあたり、GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末を、授業において「教科の学びを深める」「教科の学びの本質に迫る」活用を意図的に取り入れていく取組を実施し、「まえばし学校教育充実指針」の「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に活動する子供」の育成を目指している。

計画はA～Eの5つの基本方針から成り、それぞれの3つの段階で取り組む内容がわかるよう、具体方針および具体的施策を示している。

【基本方針A】 各教科等における効果的な ICT 活用

	具体方針	具体的施策①	具体的施策②
導入期	個に応じた学習ツールとしての ICT 活用の充実	授業中の必要に応じた、学習の道具としての ICT 活用の充実	ドリル学習システムによる補充、学習履歴に基づく個別指導の充実
充実期	授業支援システム等の活用による協働的な学習の充実	個やグループの考えを可視化して共有し、学びを深める活動の充実	オンラインによる他者との交流を活用した学習の充実
発展期	社会課題等の解決に向けた活動や新たな表現による創造的な活動の充実	総合的な学習などにおける ICT を活用して社会課題等を解決する活動の充実	音楽や図工美術などにおける ICT を活用した創造的な活動の充実

【基本方針B】 情報活用能力の育成

	具体方針	具体的施策①	具体的施策②
導入期	1人1台端末の活用に必要な基礎的な知識・技能の育成	各教科等での活用を通じた基本操作、情報モラル、セキュリティへの理解促進	道徳や特別活動の年間指導計画に基づく情報モラルや態度の育成
充実期	深い学びの実現に必要な情報活用能力の育成	各教科等における情報収集、整理、分析、表現、発信の方法の理解促進	情報を活用して問題解決や探究を進める活動の充実
発展期	課題解決に向けた活動や創造的な活動に必要な情報活用能力の育成	社会課題等の解決への見通しをもって必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決を図るといった一連の活動の充実	ICTの活用により、自分らしい作品や新たな価値などを創造する活動の充実

【基本方針C】 様々な状況の子供への学びの保障

	具体方針	具体的施策①	具体的施策②
導入期	オンラインによる学校外での学習環境の確立	その日の授業内容について、自らの必要に応じて復習したり、様々な事情で登校できない子供が取り組んだりできるオンライン学習環境の構築	個に応じた支援が必要な子供や外国籍の子供に対するICTを活用した合理的配慮の提供や学習の充実
充実期	多様な子供に対するICTを活用した学習の充実	教育支援教室におけるICTを活用した不登校支援	外部人材によるICTを活用した不登校支援
発展期	一人一人に個別最適化された学びの提供	自らの理解度や到達度に合わせ、自由に学びを深めたり進めたりできる環境の整備	—

【基本方針D】 校務の効率化

	具体方針	具体的施策①	具体的施策②
導入期	学校配付物等のデータ化の推進	Google クラウドの活用による学校便り、各種チラシ等の配付の合理化	Google フォームの活用によるアンケート実施の促進
充実期	ドリル学習・校務支援システムの活用推進	学習支援システムの活用による校務負担の軽減	校務支援システムのより一層の活用促進による校務負担の軽減
発展期	多様な働き方に対応した環境の整備	様々な状況下での多様な勤務の形態や内容に対応できるICT環境の整備	—

【基本方針E】 教師の指導力向上

	具体方針	具体的施策①	具体的施策②
導入期	個に応じた学習ツールとしてのICT活用の研修推進	端末やドリル学習システムの基本操作、活用方法についての研修の充実	—
充実期	協働的な学習の充実に向けたICT活用の研修推進	ICTを活用した協働的な学びに向けた授業づくり研修	ICTを活用した授業実践例を共有できる仕組みづくり
発展期	ICTを活用して、社会課題等の解決や創造的な活動につなげる学習の実現	ICTを活用して、社会課題等を見出し、解決を目指す探究型学習の検討・カリキュラムへの位置づけ	より高度なICT活用を図っていくための外部人材の積極的な活用促進

(2) 実施した手続

以下の資料を確認し、必要に応じて担当課等へのヒアリングを実施した。

- ・前橋市の教育（令和4年度、令和3年度、令和2年度）
- ・教育振興計画
- ・教育行政方針
- ・令和3年度及び令和2年度市教委事務点検・評価報告書
- ・前橋市情報セキュリティポリシー

また、令和3年度、令和2年度、令和元年度の予算整理簿より金額的重要性を加味して任意にサンプリングした契約関係書類を閲覧した。

(3) 監査結果及び意見

（全般的事項）

① プロポーザル方式における合格点の設定基準について【意見】

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報基盤用閉域網構築業務
相手先	株式会社インターネットイニシアティブ

契約期間	令和2年12月23日
契約日	令和2年10月15日
予定価格	9,673,000円(税抜)
契約金額	9,673,000円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	プロポーザル方式
随意契約理由	—

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報基盤構築委託業務
相手先	前橋市教育情報基盤構築委託業務共同企業体 (S k y株式会社・ユニアデックス株式会社)
契約期間	令和2年11月18日～令和3年9月30日
契約日	令和2年11月18日
予定価格	235,251,546円(税抜)
契約金額	235,251,546円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	プロポーザル方式
随意契約理由	—

(現状)

プロポーザル方式による入札を行った場合に、参加者が1者になることがある。参加者が1者であった場合でも安易な1者随意契約にならないように合格点(失格点)が設けられているが、今回確認した契約関係処理での合格点は3割、4割、5割とバラツキがあるとともに低い割合で設定されている。

(問題点)

個々の案件によって評価基準を定めているため、合格点にバラツキがあることは理解できる側面はある。しかしながら、合格点が3割と低い場合、評価者が不合格と判断し、3割以下の評価点とした場合であっても高い評価点をつけた評価者がいた場合、平均では合格となる場合も想定される。例えば、評価者が3名であった場合に、2人が2割とした場合であっても残りの1人が5割をつけた場合には平均点が3割となるため、過半数が不合格

と判断したにもかかわらず合格となってしまう可能性がある。また、第三者からすると評価基準によるとはいえ、3割の評価点しかない事業者を選定して良いのかという疑問も生じる。すなわち、市が希望する満点の提案書に対して3割の評価しかない内容で優先交渉事業者を選定するのが有効かつ合理的な契約なのかということである。このような基準では、契約不調にならないように、必ず合格点に到達するように合格点を設定しているように感じる。

注：プロポーザル方式は、主として価格面だけではなく、企画力や業務遂行能力等の技術面を総合的に勘案して優先交渉事業者を選定するものである。

(改善策)

安易な1者随意契約とならないように合格点を設けることは良い方針であるが、合格点の設定を低くしすぎてしまうと上記のような不合理な結果や疑問点が生じる可能性があるため、評価基準を工夫することが望ましい。

② 情報セキュリティの自己点検の実施について【結果】

(現状)

前橋市情報セキュリティポリシーによると統括教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施することとなっているが、その結果報告が行われていない。

また、教育情報セキュリティ責任者は、教育情報セキュリティ管理者と連携して、所管する部局におけるセキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を実施することとなっているが、令和元年度以降自己点検を実施した履歴が残っていない。

【補足】

統括教育情報セキュリティ責任者：教育長

教育情報システム管理者：学校教育課長、情報政策課長など

教育情報セキュリティ責任者：教育次長など

教育情報セキュリティ管理者：各学校（園）長など

(問題点)

情報セキュリティポリシーで自己点検を実施することとなっているが、実施内容や実施方法が定められていない。また適切な自己点検が行われていたとしても、令和元年度以降

自己点検を実施した履歴が残っていない。なお、重大なセキュリティ問題は発生していないとのことであった。

(改善策)

情報セキュリティポリシーは、平成 30 年 3 月の「前橋市学校教育ネットワークシステム」の公開用サーバへの不正アクセスを受けて設置された「前橋市学校教育ネットワークセキュリティ調査対策検討委員会」の検証報告書を踏まえて策定されたものであり、その運用は適切に行う必要がある。

③ リース期間終了後に無償譲渡された物品の管理について【意見】

業務内容(契約内容)	令和 3 年度教職員用端末等一式賃貸借
相手先	リコーリース株式会社
契約期間	令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日
契約日	令和 3 年 5 月 31 日
予定価格	月額 5,091,917 円(税抜)
契約金額	月額 3,020,000 円(税抜)
落札率	59.3%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	リース期間終了後に市に無償譲渡される。

業務内容(契約内容)	教育情報基盤機器等一式賃貸借
相手先	NTT・TCリース株式会社 関東支店
契約期間	令和 3 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日
契約日	令和 3 年 5 月 19 日
予定価格	月額 16,915,446 円(税抜)
契約金額	月額 15,863,200 円(税抜)
落札率	93.8%
契約方法	条件付一般競争入札契約
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後は市に無償譲渡

業務内容(契約内容)	前橋市立特別支援学校の ICT 環境整備に伴う情報機器等一式の貸借借契約書(学校教育・管理)
相手先	日本教育情報機器株式会社
契約期間	平成 28 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日
契約日	平成 28 年 5 月 18 日
予定価格	月額 12,362,000 円(税抜)
契約金額	月額 12,247,600 円(税抜)
落札率	99.1%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	前橋市情報教育ネットワーク(MENET)データセンター移管に伴う情報機器一式貸借借契約(学校教育・指導)
相手先	N T Tファイナンス株式会社 関東支店
契約期間	平成 27 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日
契約日	平成 27 年 9 月 11 日
予定価格	115,699,752 円(税抜)
契約金額	106,140,000 円(税抜)
落札率	91.7%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	前橋市情報教育ネットワーク(MENET)校務支援システム構築に伴う情報機器一式貸借借契約(学校教育・指導)
相手先	N T Tファイナンス株式会社 関東支店
契約期間	平成 27 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日
契約日	平成 27 年 9 月 11 日

予定価格	106,081,372 円(税抜)
契約金額	97,320,000 円(税抜)
落札率	91.7%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	前橋市情報教育ネットワーク(MENET)全校無線LAN構築に伴う情報機器一式賃貸借契約(学校教育)
相手先	NTTファイナンス株式会社 関東支店
契約期間	平成27年10月1日～令和2年9月30日
契約日	平成27年9月11日
予定価格	41,733,854 円(税抜)
契約金額	38,760,000 円(税抜)
落札率	92.9%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成26年度小学校授業用コンピュータ賃貸借契約(学校教育)
相手先	ぐんぎんリース株式会社
契約期間	平成27年1月1日～令和元年12月31日
契約日	平成26年12月26日
予定価格	229,469,000 円(税抜) 954 台
契約金額	222,279,000 円(税抜)
落札率	96.9%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成26年度中学校授業用コンピュータ賃貸借契約(学校教育)
相手先	日本教育情報機器株式会社
契約期間	平成27年1月1日～令和元年12月31日
契約日	平成26年12月26日
予定価格	123,157,147円(税抜)
契約金額	117,660,000円(税抜)
落札率	95.5%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成27年度小学校授業用コンピュータ装置一式賃貸借契約(学校教育・指導)
相手先	NTTファイナンス株式会社 関東支店
契約期間	平成27年11月1日～令和2年10月31日
契約日	平成27年11月1日
予定価格	225,258,824円(税抜)
契約金額	205,860,000円(税抜)934台
落札率	91.4%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成27年度中学校・特別支援学校等コンピュータ装置一式賃貸借契約(学校教育・指導)
相手先	NTTファイナンス株式会社 関東支店
契約期間	平成28年1月1日～令和2年12月31日
契約日	平成28年1月1日
予定価格	76,725,000円(税抜)
契約金額	75,480,000円(税抜)934台

落札率	98.4%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成28年度教職員用コンピュータ装置一式(学校教育・指導)
相手先	株式会社 JECC
契約期間	平成28年7月1日～令和3年6月30日
契約日	平成28年7月1日
予定価格	69,741,004円(税抜)
契約金額	68,664,000円(税抜)
落札率	98.5%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成27年度教職員用コンピュータ装置一式(学校教育・指導)
相手先	JA三井リース株式会社
契約期間	平成27年7月1日～令和2年6月30日
契約日	平成27年7月1日
予定価格	42,079,395円(税抜)
契約金額	41,028,000円(税抜)
落札率	97.5%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

業務内容(契約内容)	平成26年度教職員用コンピュータ装置一式(学校教育・指導)
相手先	NECキャピタルソリューション株式会社
契約期間	平成26年7月1日～令和元年6月30日

契約日	平成 26 年 7 月 1 日
予定価格	62,055,559 円(税抜)
契約金額	56,940,000 円(税抜)
落札率	91.8%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	契約期間終了後に無償譲渡

(現状)

固定資産税の減免等の関係からリース期間終了後にリース物品の無償譲渡を受ける契約が複数見受けられた。リース期間終了後のリース物品の管理方法をヒアリングしたところ、特段の取り扱いは定めていないとのことであった。

(問題点)

企業会計や税務では、リース期間終了後に無償譲渡されるものは所有権移転ファイナンスリース取引に分類され、購入したものと同じように会計処理される。この考え方を踏襲するならば、リース契約時に公有財産台帳または備品台帳に登録すべきであると考えられるが、市の規則では特段の定めはなく、自治体がリース会計基準の考え方に従わなければならない規則も明確には定められていない。

そのため、リース期間終了時の時価は、市が定める備品台帳への計上金額 3 万円を超えていないと判断され、台帳に登録されず、明確な物品管理は行われていない。

しかしながら、市の財産であり、特にパソコンなどの情報媒体は情報漏洩の恐れもあることから明確に物品として管理すべきである。また、時価を算定した資料はなかった。

(改善策)

所有権移転ファイナンスリースは、

- ・ 公有財産または備品台帳に当初から登録する。
- ・ 公有財産台帳、備品台帳とは別にリース契約台帳を作成する。

などの取り扱いを定め、物品管理を行う必要がある。

④ 業務時間数の実績把握について【意見】

業務内容 (契約内容)	令和 3 年度前橋市 GIGA スクールサポート業務
相手先	株式会社滋野堤水堂

契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日→変更契約 令和3年9月29日
予定価格	37,635,000円(税抜)
契約金額	37,059,750円(税抜) 変更後 47,038,950円(税抜)
落札率	98.4%
契約方法	プロポーザル方式
随意契約理由	—
備考	主として学校内で教師等のサポート業務を行う契約

(現状)

プロポーザル方式により業者を決定し、その後、増額契約を行っている。増額契約金額は、時間数×単価で算出している。

(問題点)

増額契約金額は、時間数を基に算出されているにもかかわらず、業務時間数の実績報告を受けていない。当初契約金額も時間数のみによって契約金額は決まるものではないが、業務内容から時間数は主要な構成要素の一つであると考えられる。

(改善策)

業務時間数は、契約金額を決める主要な要素の一つであると考えられるため、実績報告時に業務時間数の報告を受け、適切に業務が遂行されているか確認するとともに次回契約内容の立案時の参考にすべきである。

⑤ 契約書の適切な作成について【結果】

業務内容(契約内容)	タブレット型学習者用端末・ノート型学習者用端末
相手先	株式会社NTTドコモ 群馬支店
納入期限	令和3年3月31日
契約日	令和2年11月6日
予定価格	1,650,262,490円(税抜)
契約金額	1,650,262,490円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	プロポーザル方式

随意契約理由	プロポーザルにて優先交渉権を得ていることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程による
備考	

(現状)

物品売買仮契約書では、納品数量は「別紙1 対象拠点と納入機器等内訳のとおり」とされているが、別紙1が契約書に綴られていなかった。

(問題点)

1人1台端末の導入契約で対象拠点ごとの納入数量は、重要な契約内容の一つである。

契約書の締結前に複数人が確認・承認を行っているにもかかわらず、別紙1が契約書類から漏れてしまっており、契約事務手続が遵守されていない。

(改善策)

契約書の締結承認手続において、十分に記載内容を確認した上で承認する必要がある。

⑥ 5年を超える契約期間について【意見】

業務内容（契約内容）	電気通信サービスの提供料金
相手先	株式会社NTTドコモ
契約期間	令和3年8月1日～令和8年9月30日
契約日	令和3年6月11日
予定価格	月額995,400円(税抜)
契約金額	月額990,000円(税抜)
落札率	99.5%
契約方法	プロポーザル方式
随意契約理由	<p>利用対象となる施設が市街地・山間部に関わらず市内の広範囲に分布しており、また、教育目的の利用を予定していることから、規定の料金や通信プランに当てはめることなく、児童生徒の学びを止めることのない高品質な通信が必要であるため、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案の提出を求めたところ1者から応募がありました。</p> <p>通信品質や電波不良への対応などの観点により採点および合議を実施し、当該事業者が本委託事業の優先交渉先として選定されま</p>

	した。その後の優先交渉において、業務内容を履行しうる事業者であると認められるため、この優先交渉者が提案するプランに申し込むこととしたい。
備考	契約期間が5年を超えて5年2ヶ月となっている。 電気通信役務の提供への申し込みであることから、5年を超える契約も可能と解釈している。

(現状)

本契約は、電気通信役務の提供への申し込みであることから、地方自治法施行令第167条の17に基づき定める前橋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条の契約には該当せず、同第3条の規程が及ばないとして5年を超える5年2ヶ月の契約期間としている。

(問題点)

本契約は、プロポーザルによって業者選定を行った結果での教職員端末用セルラー回線の契約であり、必ずしも地方自治法第234条の3に定められている電気通信役務の提供という括りに該当しないとも考えられる。すなわち、セルラー回線を採用していなければ、必須の契約ではない。また、市の解釈によれば、モバイル通信業者を選定し、30年の契約を行うことも可能となってしまうが、業者の事業継続性や技術革新等を踏まえると5年を超える長期継続契約は慎重に検討すべきである。

(改善策)

今回の契約は、セルラー端末の導入に伴う試験運用等を踏まえ、端末貸与開始時期の2ヶ月前から回線契約を締結しているものであることから5年を超える契約であっても不合理ではないと考えられる。しかしながら、安易に地方自治法234条の3の範囲を広く捉えないように注意されたい。

～地方自治法～

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

⑦ 複数の文書作成ソフト継続利用の見直し検討について【意見】

業務内容（契約内容）	前橋市教育情報ネットワーク用オフィスソフト一式
相手先	株式会社ジーシーシー
納入期限	令和元年 12 月 6 日
契約日	令和元年 11 月 15 日
予定価格	4,239,000 円(税抜)
契約金額	4,150,000 円(税抜)
落札率	97.9%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—

（現状）

本契約は、令和3年9月までの旧ネットワークにおける導入予定端末のライセンスとして購入したものである。文書作成ソフトについては複数のソフトによる運用がなされていた。

また、その運用は令和3年10月以降の現行ネットワークにおいても情報政策課で標準配備したソフト以外も学校の裁量により利用できる状況となっている。機能が類似したソフトを併用して利用している状況である。

（問題点）

文書作成ソフトの利用については、業務の実施上重要なものであるが、標準配備されたソフト以外に学校の裁量予算にてソフトを導入し複数のソフトウェアを継続利用したうえで作成したファイルを共用利用や学校外との連絡等に利用することは、教職員の人事異動も踏まえると、業務の効率性、持続性や経済性の観点からは好ましくはない。

（改善策）

業務の効率性、経済性や持続可能性の観点から標準配備の文書作成ソフトに統一できるように見直しを実施すべく、市教委の関係所属においては、情報政策課と連携し標準配備以外の文書作成ソフトの利用について実態調査を行い、その結果を踏まえて「段階的に利用廃止」など廃止に向けた方針を定めるべきである。

(4) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容(契約内容)	前橋市ミライシードライセス使用契約書
相手先	株式会社ナブアシスト
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	1ライセンス 2,000円(税抜)
契約金額	1ライセンス 1,980円(税抜)
落札率	99.0%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク無線LAN保守業務
相手先	株式会社滋野堤水堂
契約期間	令和3年1月1日～令和3年3月31日
契約日	令和2年12月23日
予定価格	2,400,000円(税抜)
契約金額	2,183,160円(税抜)
落札率	91.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および前橋契約規則第17条第1項ただし書を適用し1者による随意契約といたしたい。</p> <p>(補足)</p> <p>既存の無線LAN保守委託業務の受託業者であることから、当該ネットワークシステムの仕様を把握しており、かつ、遠隔操作による迅速な保守作業が期待できるため。</p>

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク無線LAN保守業務
相手先	株式会社滋野堤水堂
契約期間	令和3年4月1日～令和3年7月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	1,455,440円(税抜)
契約金額	1,455,440円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約といたしたい。</p> <p>(補足)</p> <p>既存の無線LAN保守委託業務の受託業者であることから、当該ネットワークシステムの仕様を把握しており、かつ、遠隔操作による迅速な保守作業が期待できるため。</p>

業務内容(契約内容)	小・中・特別支援学校タブレット再設定・回収・配布業務
相手先	株式会社ナブアシスト
契約期間	令和2年9月1日～令和2年9月30日
契約日	令和2年8月27日
予定価格	2,996,000円(税抜)
契約金額	2,996,000円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および前橋市契約規則第17条第1項ただし書を適用し、1者による随意契約といたしたい。</p> <p>(補足)</p> <p>タブレット端末の導入業者であり設定内容を熟知しており、一斉休校による授業の遅れを取り戻すため学校現場から早急な設定変更を求めていることから、短期間に作業を完了する</p>

	ことを規定できるため。
--	-------------

業務内容 (契約内容)	指導者用タブレット型端末不足補充分及び学校図書システム用端末等一式賃貸借
相手先	株式会社 J E C C
契約期間	令和 2 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日
契約日	令和元年 10 月 4 日
予定価格	月額 1,445,587 円 (税抜)
契約金額	月額 1,307,500 円 (税抜)
落札率	90.4%
契約方法	条件付き競争入札
随意契約理由	契約期間終了後に返還

業務内容 (契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク学習端末用ライセンス一式
相手先	株式会社ナブアシスト
納入期限	令和元年 7 月 24 日
契約日	令和元年 7 月 8 日
予定価格	月額 4,713,000 円 (税抜)
契約金額	3,752,000 円 (税抜)
落札率	79.6%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—

業務内容 (契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク延長ライセンス一式
相手先	株式会社ナブアシスト
納入期限	令和 2 年 10 月 30 日
契約日	令和 2 年 10 月 15 日
予定価格	6,610,000 円 (税抜)
契約金額	6,160,000 円 (税抜)
落札率	93.2%

契約方法	指名競争入札
随意契約理由	

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク保守業務
相手先	東日本電信電話株式会社 群馬支店
契約期間	令和2年10月1日～令和3年9月30日
契約日	令和2年9月30日
予定価格	月額4,020,030円(税抜)
契約金額	月額3,900,000円(税抜)
落札率	97.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および前橋契約規則第17条第1項ただし書を適用し、1者による随意契約といたしたい。</p> <p>(補足)</p> <p>教育情報ネットワークの保守委託業務の受託業者であることから当該ネットワークシステムの仕様を把握しており、かつ、遠隔操作による迅速な保守作業が期待できるため。</p>

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報基盤保守業務
相手先	S k y 株式会社
契約期間	令和3年10月1日～令和8年9月30日
契約日	令和3年9月30日
予定価格	5年総額 224,047,090円(税抜)
契約金額	5年総額 224,014,200円(税抜)
落札率	99.9%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および前橋契約規則第17条第1項ただし書を適用し、1者による随意契約といたしたい。</p>

	<p>(補足)</p> <p>教育情報ネットワークの保守委託業務の受託業者であることから当該ネットワークシステムの仕様を把握しており、かつ、遠隔操作による迅速な保守作業が期待できるため。</p>
--	---

業務内容(契約内容)	前橋市教育情報ネットワーク用オフィスソフト一式
相手先	株式会社ジーシーシー
納入期限	令和元年12月6日
契約日	令和元年11月15日
予定価格	4,239,000円(税抜)
契約金額	4,150,000円(税抜)
落札率	97.9%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—

業務内容(契約内容)	前橋市教育無線LAN構築保守委託業務(学校教育・指導)
相手先	株式会社滋野堤水堂
契約期間	平成27年10月1日～令和2年9月30日
契約日	平成27年10月1日
予定価格	21,840,000円(税抜)
契約金額	21,831,600円(税抜)
落札率	99.9%
契約方法	随意契約
随意契約理由	プロポーザル方式で決定された業者

業務内容(契約内容)	MENET データセンター移管保守委託業務(学校教育・指導)
相手先	東日本電信電話株式会社
契約期間	平成27年10月1日～令和2年9月30日
契約日	平成27年10月1日
予定価格	60,060,000円(税抜)

契約金額	60,000,000 円(税抜)
落札率	99.9%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用。 (補足)</p> <p>MENET に求められる要件に適したデータセンターを構築し、また校務支援システムの合理化や効率化なども設計を行った業者であり、保守業務を行う上で最良の業者であること</p> <p>初期導入経費のみではなく、5 年間のトータルの保守運営を行うことで教育現場に安定したサービスを提供できること</p> <p>最新の I T 技術に基づいた、より利便性が高く効率的な運用が期待でき、データセンターおよび校務支援システム保守に対して迅速な対応も期待できるため。</p>

業務内容(契約内容)	MENET 校務支援システム保守委託業務(学校教育・指導)
相手先	東日本電信電話株式会社
契約期間	平成 27 年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日
契約日	平成 27 年 10 月 1 日
予定価格	38,460,000 円(税抜)
契約金額	38,460,000 円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用。 (補足)</p> <p>MENET に求められる要件に適したデータセンターを構築し、また校務支援システムの合理化や効率化なども設計を行った業者であり、保守業務を行う上で最良の業者であること</p> <p>初期導入経費のみではなく、5 年間のトータルの保守運営を行うことで教育現場に安定したサービスを提供できること</p> <p>最新の I T 技術に基づいた、より利便性が高く効率的な運用が</p>

	期待でき、データセンターおよび校務支援システム保守に対して迅速な対応も期待できるため。
--	---

業務内容(契約内容)	平成30年度教職員用コンピュータ装置一式(学校教育・指導)
相手先	日本教育情報機器株式会社
契約期間	平成30年10月1日～令和5年9月30日
契約日	平成30年8月9日
予定価格	73,200,000円(税抜)
契約金額	69,106,800円(税抜)934台
落札率	94.4%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	賃貸借期間終了後に協議で所有権は決定

業務内容(契約内容)	平成29年度教職員用コンピュータ装置一式(学校教育・指導)
相手先	株式会社前橋大気堂
契約期間	平成29年7月1日～令和4年6月30日
契約日	平成29年6月23日
予定価格	47,245,412円(税抜)
契約金額	44,670,000円(税抜)
落札率	94.5%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	賃貸借期間終了後に協議で所有権は決定

業務内容(契約内容)	モバイルバッテリー 900台ほか
相手先	株式会社ナブアシスト
納入期限	令和3年3月31日
契約日	令和3年2月1日
予定価格	1,995,640円(税抜)

契約金額	1,683,000円(税抜)
落札率	84.3%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—

業務内容(契約内容)	充電保管庫 73台
相手先	株式会社滋野堤水堂
納入期限	令和3年3月31日
契約日	令和3年1月18日
予定価格	4,015,000円(税抜)
契約金額	4,000,440円(税抜)
落札率	99.6%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—

業務内容(契約内容)	充電器 1,000台ほか
相手先	株式会社滋野堤水堂
納入期限	令和3年3月31日
契約日	令和3年1月15日
予定価格	4,796,180円(税抜)
契約金額	4,796,180円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	市の登録業者では本業者のみが取扱可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一者による随意契約とした。
備考	条件付き競争入札で不調になったことに伴い随意契約に移行

業務内容(契約内容)	LTE通信用 USBドングル 700個ほか
相手先	株式会社NTTドコモ 群馬支店

納入期限	令和2年6月3日
契約日	令和2年5月25日
予定価格	14,966,000円(税抜)
契約金額	14,966,000円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	新型コロナウイルスの影響によりタブレット端末によるオンライン授業を実施する予定であるが、その際、特定サイト以外へのアクセス制限を行うにあたり、NTTドコモによる設定が必要となる。また、緊急かつ必要数量を納期限までに納入できる業者は市の登録業者で本業者のみが取扱可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、一者による随意契約とした。

7. 図書館

(1) 概要

前橋市立図書館は、図書館法の規程に基づき、大正5年4月1日に設置した施設で、現在は本館、こども図書館のほか、16か所に分館がある。

① 図書館の組織

資料係……………資料の選定・購入、寄贈資料の受入

サービス係……………フロントオフィスの管理、調査相談、読書普及活動

地域サービス係…予算の編成、施設の維持管理、ネットワーク

こども図書館……こども図書館の運営、子ども読書活動の推進

16地区分館……………図書の貸出など

② 前橋市立図書館の主な事業

・ブックスタート

前橋市民で満1歳までの乳幼児を対象として、絵本を1冊配布している。

・団体貸出

市内の様々な団体を対象として一定期間図書の貸出をしている。

- 小中学校、特別支援学校、市立高校、児童施設、高齢者施設等
- 絵本セット団体貸出
- ・前橋藩松平家記録解読
群馬県指定重要文化財である松平家記録の解読を昭和 61 年から継続している。
- ・在宅障害者等配本サービス
在宅障害者の自宅へボランティアが図書館資料を配達している。

③ 本館の概要

- ・施設概要
 - 所在地 前橋市大手町二丁目 12 番 9 号
 - 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 2 階
 - 面積 敷地 3,173.53 m² 建物 1,862.11 m² 床面積 4,765.43 m²
- ・施設案内
 - 3 階
 - 学習室（自主学习等 120 席）
 - 視聴覚室（DVD 上映等 50 席）
 - グループ図書室
 - 2 階
 - 郷土資料室
 - 調査相談室
 - 県内資料室
 - 展示室
 - 1 階
 - 中央図書室（一般書架、貸出返却カウンター）
 - 視聴覚コーナー（CD・DVD 等）
 - 社会人読書室（社会人向 16 席）
 - 地下 1 階
 - 講堂（講演会、各種イベント等 80 席）
- ・利用案内
 - 開館時間

火曜日～金曜日	午前 9 時～午後 7 時
土曜日・日曜日・祝日	午前 10 時～午後 5 時
 - 休館日 月曜日（休日の場合は翌日）年末年始・特別整理期間
 - 貸出数 図書 10 冊、視聴覚資料 6 点

●貸出期間 15日間

④ 本館、こども図書館、分館の実績（貸出数、人数等）について

・蔵書数（令和4年3月31日現在）

場 所	一般図書		児童関係			視聴覚		合 計	雑誌
区 分	一般書	郷土資料	児童書	絵本	紙芝居	CD他	DVD他		タイトル数
本 館	225,362	85,734	4,053	3,576	42	12,836	6,803	338,406	210
停本所・ 委託文庫	9,966	67	5,045	11,459	828	522	0	27,887	0
こども 図書館	16,007	545	74,813	60,344	2,990	2,547	1,983	159,229	25
小 計	251,335	86,346	83,911	75,379	3,860	15,905	8,786	525,522	235
上 川 淵	26,545	676	13,389	8,222	820	1,717	363	51,732	46
下 川 淵	17,179	327	10,358	9,492	435	1,657	262	39,710	38
芳 賀	13,106	339	6,764	4,605	588	1,667	326	27,395	34
桂 萱	24,541	670	12,330	6,198	584	2,041	356	46,720	51
東	30,571	349	8,934	7,480	387	1,161	626	49,508	42
元 総 社	20,612	286	8,770	6,577	543	1,173	304	38,265	39
総 社	18,531	501	6,556	4,712	320	942	936	32,498	32
南 橘	19,676	344	9,727	6,473	320	1,869	309	38,718	41
清 里	13,418	341	7,068	5,652	495	1,759	265	28,998	34
城 南	15,617	262	6,507	3,688	250	1,676	379	28,379	33
大 胡	17,630	483	5,527	6,520	245	710	263	31,378	34
宮 城	14,572	407	4,850	5,438	256	474	241	26,238	30
粕 川	11,199	294	5,099	5,880	245	738	276	23,731	22
富 士 見	27,181	710	10,802	6,584	253	1,222	569	47,321	40
プ ラ ザ	14,065	259	7,123	5,001	424	1,443	280	28,595	35
分館小計	284,443	6,248	123,804	92,522	6,165	20,249	5,755	539,186	551
合 計	535,778	92,594	207,715	167,901	10,025	36,154	14,541	1,064,708	786

⑤ 利用の状況（令和3年度）

	新規登録者数	貸出利用者数	貸出冊数・点数			リクエスト件数	開館日数
			図書	視聴覚	合計		
本館	2,436	85,464	314,913	54,820	369,733	7,232	295
停本所・委託文庫	420	2,987	10,430	148	10,578	42	2,026
こども図書館	713	27,352	169,233	16,993	186,226	723	265
小計	3,569	115,803	494,576	71,961	566,537	7,997	2,586
上川淵	165	35,370	153,639	9,525	163,164	3,664	301
下川淵	146	23,009	102,774	6,414	109,188	1,922	301
芳賀	50	11,449	41,475	3,908	45,653	1,422	298
桂萱	145	29,429	124,126	7,448	131,574	4,166	301
東	383	52,652	225,423	14,571	239,994	4,633	297
元総社	117	23,946	98,643	5,178	103,821	2,472	301
総社	125	16,105	65,595	5,574	71,169	1,484	301
南橘	181	24,989	110,485	6,948	117,433	3,127	301
清里	62	11,783	58,299	3,642	61,941	1,362	298
城南	105	15,783	69,394	5,544	74,938	1,749	298
大胡	89	11,017	46,699	2,878	49,577	1,792	301
宮城	48	7,795	29,777	2,046	31,823	1,193	298
粕川	44	4,853	18,773	1,552	20,325	810	298
富士見	151	18,098	75,894	6,106	82,000	2,175	301
プラザ	79	13,435	49,662	4,159	53,821	1,616	301
分館小計	1,890	299,668	1,270,928	85,493	1,356,421	33,587	4,496
合計	5,459	415,471	1,765,504	157,454	1,922,958	41,584	7,082

(注)：新規登録者は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの新規登録者数

令和4年3月31日現在の登録者数は、160,582人

⑥ 図書館のICT化について

・目的

ICTタグシステムや電子書籍等を導入することで、本市図書館サービスの利便性を向上させ、多様化する市民ニーズに応えると同時に、新型コロナウイルス等の感染症への対策を講じる。これにより、従来の図書館利用者はもとより、移動困難者、年少者、勤労者などの利用頻度が少ない層へアプローチし、読書普及活動の推進及び市民の自主的な学びの支援を行う。

また、ICTタグシステムの導入で事務量を削減することにより、社会教育事業の充実や図書館職員の専門性を向上させる。

・事業内容及び効果

● ICTタグシステムの導入

資料へICチップのタグを貼付し、情報の書き込みや読み込みを行い、無線通信で個体を識別し電子的に管理するシステムを導入する。ICTタグシステムの導入により、職員等と利用者が接触せずに、大量の図書館資料を管理することが可能となる。

このため、貸出・返却の時間短縮により、レファレンスサービス(調べもの案内)の強化、プライバシーの保護強化などが見込まれる。

● 電子書籍の導入

電子書籍の導入により、場所や時間の制約のない図書の貸出・返却が可能となる。また、盗難・紛失・破損・未返却及びそれに係る事務が省力化され、効率化を図ることができる。

● 書籍除菌機的全館配備

書籍除菌機の導入により、消毒作業の軽減や消毒液による書籍の劣化軽減が見込まれるほか、利用者が安心して利用することが可能となる。

・事業費

監査対象年度である令和3年度の支出はない。令和4年度において、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金 332,000千円を活用し、年度内に調達して、本館・子ども図書館及びすべての分館に配備する予定である。

内 訳	金 額
I C タグシステム（貼付込）	273,000 千円
図書館システム改修費	20,000 千円
電子書籍（5 千冊 初期費用込）	19,000 千円
書籍除菌機	20,000 千円
合 計	332,000 千円

・他の自治体における I C タグの活用

千葉県富里市立図書館では、平成 15 年 3 月の開館時より、I C タグを導入している。I C タグを導入した公立図書館としては、宮崎県北方町立図書館があったが、大容量の I C タグに図書データを入れて管理する方法は、富里市立図書館が日本で最初とされている。その後、岩手県江刺市や茨城県結城市などで I C タグの導入が進んでいる。

I C タグの導入により、コロナ禍における資料の貸出し等について非接触が可能となることから、今後も多くの自治体において導入することが見込まれている。

(2) 実施した手続

令和 3 年度契約の中から、金額基準によりサンプリングし、契約書等を閲覧した。また、修繕契約の中から 1 件をサンプリングした。なお、修繕契約については令和 3 年度で 100 万円を超える取引がなかったため、令和元年度契約からサンプリングした。

(3) 監査結果及び意見

【全般的事項】

① 「前橋市立図書館新本館基本構想」における群馬県との連携について【意見】

(現状)

「前橋市立図書館新本館基本構想」は令和 4 年 4 月に策定された。現在の本館は 1974（昭和 49）年に開館しており、整備や在り方を総合的に検討する時期を迎えている。前橋ビジョン「めぶく。Where good things grow」のもと、官民協働のまちづくりが進む前橋中心市街地が新本館の移転予定地であり、本館とこども図書館を一体運用することで、新本館では絵本や児童書に加えて、多様な書籍や文化に触れあう機会を創出する予定となっている。

但し、基本計画は、今後策定予定であり、現段階においては、新本館建設に係る具体的

な内容についても、今後、定めていくこととなっている。

一方、同じ前橋市にある群馬県立図書館も1978（昭和53）年に開館し、現在、在り方を検討している最中である。「県有施設のあり方見直し最終報告」（令和3年3月25日）によると群馬県立図書館の登録者のうち、約62%が前橋市民であり、今後の見直しの方向性として、前橋市と連携し、前橋市立図書館とのサービス重複の解消に向けた具体的な取り組みを進めたいとしている。

（問題点）

前橋市立図書館、群馬県立図書館は、市の図書館、県の図書館ということでそれぞれの目的や存在意義は異なるものと思われる。しかし両者はともに前橋市にあり、それぞれ老朽化問題等により見直しを検討している。市が新本館構想を進める中、群馬県も「県有施設のあり方見直し最終報告」を作成し、図書館施設の更新を検討している。市と県が同時期に施設の検討を行うのであれば、共通する機能等についてどちらかに集約することも可能である。

（改善案）

新本館基本計画の策定にあたっては、利用者にとってよりよい図書館となるよう、県とも協議を行い、両図書館の連携を検討することが望ましい。

② 重要物品の保管について【意見】

（現状）

前橋市立図書館本館のいたるところで老朽化が進み、毎年雨漏り等を含む漏水被害が発生しており、重要文化財や歴史的古文書が危険にさらされている。例えば図書館本館の地下書庫は、令和元年に修繕を実施したものの、往査時においても、雨漏り対策のバケツがいくつも置いてあった。また、3階の天井も雨漏りが見られ、電球が取り除かれていた。3階の天井上にあたる屋上では、防水シートが劣化のため軟化している状況であった。

令和4年度に、新図書館本館の基本計画を作成している段階であり、今後5年以上は現状の図書館を引き続き使用することを考えると、新図書館本館への移転までの間にこれらの重要文化財や歴史的古文書が破損する可能性がある。

（問題点）

図書館で保管されている資料等には重要文化財に指定されている古文書等もあり、これらが雨水にさらされると歴史的価値等が破損する可能性がある。

過去には、群馬県立歴史博物館では、結露により水滴染みが発生したり、また群馬県立近代美術館では、空調設備から漏水が発生し、収蔵庫内の保管絵画1点が濡れたりする事案が発生している。

代替性のない歴史的古文書等が漏水等の危険にさらされるのは問題である。

(改善案)

市教委が管理する総合教育プラザには、空室等もあり同建物は建設後まもなく漏水等の危険も少ない。重要な古文書等だけでも、安全に管理する必要がある、場合によっては、総合教育プラザ等を含め他の施設での保管も検討すべきである。

③ 講堂の利用について【意見】

(現状)

講堂の過去4年間及び令和4年度(11月28日現在)の利用は以下のとおりであり、令和元年度の3月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、講堂は換気が不十分であることから、積極的な利用ができない状況となっている。

	内部利用		外部利用	
	回数	人数	回数	人数
平成30年度	78	1,932	10	138
令和元年度	32	987	5	50
令和2年度	53	905	3	45
令和3年度	41	1,345	5	50
令和4年度	12	184	5	50

(問題点)

新型コロナウイルス感染症の影響により利用率が低下しているのはやむを得ないとしても、3月以外はほぼ影響を受けていない令和元年度の利用も、平成30年度と比較して、利用回数及び人数が半減している。また、令和4年度は、行動規制がなされていないにもかかわらず、8ヶ月经過時点で前年度と比較して利用回数及び人数が伸び悩んでいる。

(改善案)

新型コロナウイルス感染症の行動制限とは関係なく、利用が減少している。今後の使用予定計画等もないことから、使用予定目標等を作成し、有効活用を検討することが望ましい。

(4) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容（契約内容）	図書館フロントオフィス等業務
相手先	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
契約期間	令和元年7月1日から令和4年6月30日
契約日	令和元年5月31日
予定価格	年額 174,000,000円(税抜)
契約金額	年額 169,200,000円(税抜)
落札率	97.2%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—

業務内容（契約内容）	令和3年度 市立図書館外壁調査業務
相手先	株式会社 亦野建築設計事務所
契約期間	令和3年11月17日から令和4年3月16日
契約日	令和3年5月31日
予定価格	1,650,000円(税抜)
契約金額	1,650,000円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	指名競争入札（5者）
随意契約理由	—
備考	経年による図書館の外壁の劣化状況を調査するとともに、外壁落下防止工事を実施するための調査として実施した。

業務内容（契約内容）	図書館及び富士見分館空調設備保守管理業務
相手先	株式会社 ヤマト
契約期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日
契約日	令和3年4月1日

予定価格	年額 3,080,000 円(税抜)
契約金額	年額 2,800,000 円(税抜)
落札率	90.9%
契約方法	指名競争入札 (5 者)
随意契約理由	—

業務内容 (契約内容)	令和 3 年度 市立図書館永明分館書架等
相手先	株式会社 春木堂
契約期間	令和 3 年 8 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日
契約日	令和 3 年 8 月 2 日
予定価格	21,680,000 円(税抜)
契約金額	19,974,000 円(税抜)
落札率	92.1%
契約方法	条件付一般競争入札
随意契約理由	—
備考	市立図書館永明分館の新設に伴い、書架等を購入するために、条件付一般競争入札を実施した。
業務内容 (契約内容)	令和 3 年度 前橋市立図書館図書購入
相手先	株式会社 図書館流通センター
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
予定価格	1 冊あたり定価の 100% (単価契約)
契約金額	1 冊あたり定価の 100% (単価契約)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	(株)図書館流通センターは、公共図書館への納入実績が全国で 2,547 館であり、確実な業務履行と、仕様書に基づいた装備がされた図書を毎週確実に調達できるため。

業務内容（契約内容）	令和3年度 図書マーク等作業委託業務
相手先	株式会社 図書館流通センター
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	年額 4,805,000円(税抜)
契約金額	年額 4,805,000円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>前橋市立図書館の図書資料データは(株)図書館流通センター仕様の「TRCマーク」を採用している。マークを変更するには、システム改修のための費用が必要となる。</p> <p>また、マークを変更した場合、データの使用や情報量、表記仕様の違いから、OPACで蔵書検索した際、データがうまく表示されないなどの利用者サービスの低下が懸念される。</p> <p>以上の理由により、(株)図書館流通センターと随意契約した。</p>

業務内容（契約内容）	図書館管理システム機器保守委託業務
相手先	NECソリューションイノベータ株式会社
契約期間	令和2年1月1日から令和6年12月31日
契約日	令和元年10月10日
予定価格	月額183,137円(税抜)
契約金額	<p>月額183,137円(税抜)</p> <p>なお、永明分館の開館に伴い、使用する機器を保守対象とするため、令和4年2月15日に月額197,586円の変更契約を締結した。</p>
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	<p>令和2年1月の図書館管理システム更新に向けて新システム稼働に必要な機器の入れ替えを行うため、その機器の保守委託業務である。このため、現在使用しているシステムの提供業者と随意契約を行った。</p>

業務内容（契約内容）	図書館管理システム機器等賃貸借
相手先	株式会社 J E C C 本社
契約期間	令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日
契約日	令和元年 10 月 10 日
予定価格	月額 898,010 円(税抜)
契約金額	月額 866,500 円(税抜) なお、賃貸借機器明細の数量に一部変更があることから、令和元年 12 月 17 日に月額 911,700 円の変更契約を締結した。
落札率	96.5%
契約方法	指名競争入札（5 者）
随意契約理由	—

業務内容（契約内容）	図書館管理システムサービス利用契約
相手先	日本電気株式会社 群馬支店
契約期間	令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日
契約日	令和 3 年 5 月 31 日
予定価格	月額 879,790 円(税抜)
契約金額	月額 879,790 円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	既に使用している図書館管理システムの更新のため、現在使用しているシステムの提供会社と随意契約を行った。

業務内容（契約内容）	令和元年度 市立図書館地下書庫雨漏り対策工事
相手先	佐田建設株式会社
契約期間	令和 2 年 1 月 20 日から令和 2 年 3 月 18 日
契約日	令和 2 年 1 月 20 日
予定価格	990,000 円(税抜)
契約金額	980,000 円(税抜)
落札率	99.0%

契約方法	見積合わせ（2者）
随意契約理由	—
備考	図書館地下1階の書庫は、北東隅を中心に恒常的に雨漏りが発生しているが、令和元年度台風19号の影響により漏水が発生した。放置すると収蔵している書籍に悪影響を及ぼしかねないため、本修繕工事を行うことによって雨水の書庫への流入を食い止め、雨漏りの防止を行った。

8. 学校給食

(1) 概要

① 変遷

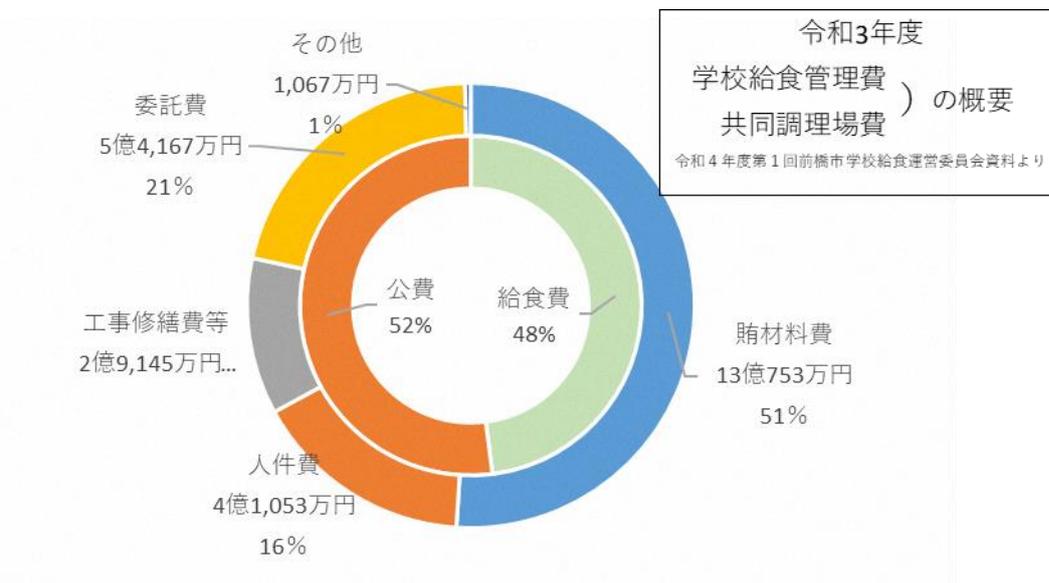
前橋市の学校給食は、昭和7年に貧困・欠食児童に対するものから始まり、戦後、順次学校給食の体制が整えられていき、昭和32年に全小学校（23校）で完全給食の実施率が100%となった。給食の提供方法として、当初は単独校方式であったが、昭和39年に国が共同調理場施設設備に対する助成策を講じたことに伴い、旧前橋市域においては昭和41年から順次共同調理場方式に移行し、昭和50年8月に全小中学校が共同調理場方式となり、現在に至っている。

学校給食の提供体制として、昭和29年に任意団体の前橋市学校給食会が当番校制として発足し、その後昭和36年度に当番校制を改め、昭和43年になって事務局を設置する等その組織体制を拡充していったが、児童生徒数の増加に伴う学校給食業務の拡大に対応すべく、昭和53年に財団法人前橋市学校給食会が設立された。以後同法人が学校給食用物資の調達供給及びその物資代金の回収及び支払を行っていた。もともと、当時の給食費は私会計であり、集金という点では現場の各学校の教諭が担っており、各学校での集金額を同法人に送金し、未納金については同法人が回収するという役割分担であった。

その後、公益法人制度改革に伴い財団法人のあり方が問われたため、同法人は平成24年度をもって解散し、平成25年度からは学校給食用物資の調達・支払が市の一般会計となるとともに、学校給食費が私費会計から公費会計に移管された。その際に学校給食費システムを導入し、さらに平成29年9月から新学校給食費システムに移行している。

② 令和3年度の決算概要

学校給食に係る令和3年度決算の概要は以下のとおりである。



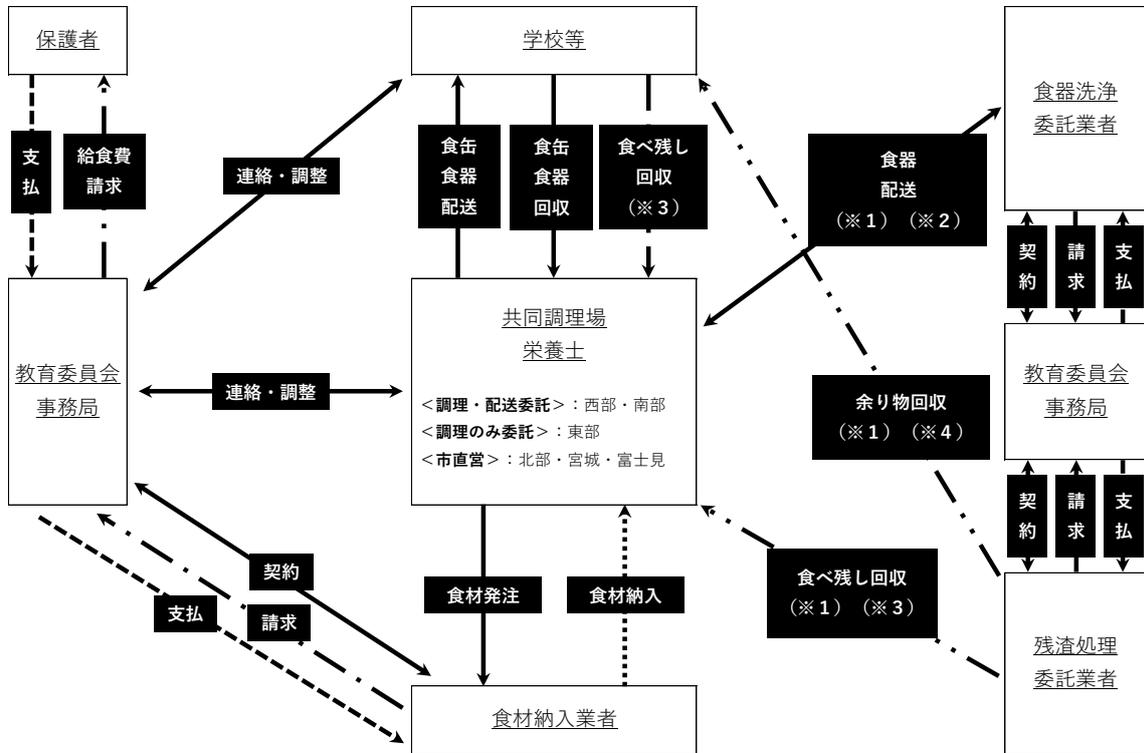
支出が全体で25億6,184万円となっており、そのうち半分強の13億円余りが賄材料費である。給食費は賄材料費見合いで徴収することとなるが、賄材料費のうち全てが給食費から賄われるわけではない。第3子無料化施策や、新型コロナウイルス感染症対策等で学級閉鎖になった場合、その分の給食費は徴収しないものの、キャンセルの利かない賄材料費は公費負担で購入することとなるためである。

委託費5億4,167万円のうち共同調理場の調理・配送委託で3億4,149万円、給食用食器洗浄保管業務で1億5,139万円であり、工事修繕費等2億9,145万円のうち工事請負費が1億1,643万円ですさらにそのうち1億421万円が西部共同調理場の大規模改修工事である。

③ 業務フロー

学校給食の業務フローをまとめると以下のようなになる。

学校給食概略図（フロー図）



<注釈>

(※1) 宮城及び富士見共同調理場は、食器洗浄及び残渣回収・処理を共同調理場で行っている。(業者には委託していない。)

(※2) 食器は、共同調理場の職員が食器洗浄委託業者へ取りに行った後に各学校へ配送し、給食後各学校から回収して業者へ持ち込んでいる。

(※3) 「食べ残り」とは、ご飯やおかず等、配膳されるなどして一度手をつけられたものである。

(※4) 「余り物」とは、パンや麺など個包装されているもので、袋等から開封されていないものである。

作成:教育委員会総務課学校給食係

フロー図には記載していないが、共同調理場のうち調理・配送業務を委託しているところがあり、また、共同調理場はインフラ設備であるためその維持管理のための修繕や保守点検が必要になる。

④ 学校給食の収納業務

学校給食費の収納につき、公会計化後、前橋市学校給食費徴収規則及び前橋市学校給食費の徴収に関する要綱を定め、前者については例規集で公開している。また、保護者に対しては学年の初めに「令和〇年度学校給食の実施予定及び学校給食費について(通知)」と題する文書(以下「保護者への通知文」という。)を配布し、給食費の額、減額の取扱い、学校給食費の滞納対策を示している。

学校給食費の概要は以下の通りである。（令和3年度当初予定分）

区分	① 日額	うち 主食	副食	飲料	② 提供日 数	①×② 年額	各月 (全10 回)	
							3月	
幼稚園 (年少※)	230円	40円	140円	50円	190日	43,700円	4,000円	3,700円
						42,800円	4,000円	2,800円
小学校	240円	50円	140円	50円	197日	47,280円	4,400円	3,280円
					6年 198日	47,520円	4,400円	3,520円
中学校	290円	60円	180円	50円	1年 198日	57,420円	5,300円	4,420円
					2年 199日	57,710円	5,300円	4,710円
					3年 188日	54,520円	5,000円	4,520円

※年少は簡易給食がある。

※特別支援学校は提供日数が異なるが、省略する。

なお、令和4年度になって原材料費高騰を受け基準となる給食費を値上げしたが、保護者負担分については据え置き、差額を公費負担としている。

学校給食費の徴収対象者（主に保護者、教職員、共同調理場勤務者）からは、8月を除く毎月月末に原則として口座振替にて給食費を徴収している。基準としては日額があり、市内共通で実施する行事計画も加味した提供日数により年額が定まっている。その年額を各月均等に徴収し3月を調整月としている。すなわち、各学校で独自の行事を行う場合や、年度途中で学級閉鎖等が発生して給食費の減額事由が発生する場合は、発生月で調整するのではなく、3月で調整(減額)することとなる。

なお、教育実習生が期間限定で喫食することや、給食実食会を開催するといったイレギュラーなことも生じえるが、その場合は都度納付書を発行している。納付方法としては口座振替が原則であり、毎月の口座振替時には、学校側に全児童生徒の口座振替予定額を通知し、学校側でも異動の確認をするように促しているが、毎月振替不能が全体の2%程度の5-600件発生する。その場合、引き落としの再依頼はかけないため、納付書を用いるこ

ととなる。そして、口座振替ではない児童生徒と同様、学校を通じて納付書を渡している。

学校給食費を減額し、又は免除する際には前橋市学校給食費の徴収に関する要綱に定める「前橋市学校給食費減免申請書」によって、校長等の確認を経てその提出を受ける。なお、減免を解除する際には「前橋市学校給食費減免解除届」の提出を受ける。

学校給食費の減額区分は、保護者への通知文に従うと以下の通りである。

給食費の減額区分
①アレルギー：常時欠食または常時欠員の場合に申出から給食提供6日目以降の給食費を減額
②長期欠食：申出から給食提供6日目以降の給食費を減額
③学級閉鎖：連続して2日以上閉鎖があった場合に2日目以降の給食費を減額
④行事欠食：当日分の給食費を減額
⑤その他災害等による給食停止：当日分の給食費を減額
⑥新型コロナウイルス感染症による休校、学年・学級閉鎖、出席停止：1日目から給食費を減額

給食費は専用システムを用いており収納管理を行っているところ、上記の申請書・解除届は学校を通じて全て市教委に提出されるため、市教委において全ての入力を行っている。また上記の通り、給食費は基本的に年額で精算しており、毎月実食の精算をしているというわけではない。給食費の徴収額の変更が発生するのは、転出入、減免の申請・解除のほか、行事による欠食、学級閉鎖といった事象が発生した場合であり、最終的に年度末をもって実食分の精算が行われることになる。

⑤ 第3子以降学校給食費無料化について

市では、第3子以降の学校給食費の無料化(以下、「無料施策」という。)を実施している。

監査実施時点において、市ホームページに以下のように案内されていた。

○第3子以降学校給食費無料化について

子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策を推進することを目的に第3子以降学校給食費の無料化を下記のとおり実施しています。

条件に該当し、無料化を希望する保護者の方は、申請書を提出してください。

○実施時期

平成 24 年度 9 月から

○無料化の対象

次の全てに該当する者とします。

1. 対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。
2. 同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を 3 人以上養育していること。
3. 学校給食費に未納がないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、無料化の対象としません。

1. 生活保護及び就学援助の認定により既に学校給食費相当額の給付を受けている者
2. その他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者
3. 対象児童及び生徒が在学する学校において学校給食が実施されていない場合

○提出書類

「第 3 子以降学校給食費無料化申請書」

(注意) 兄弟での申請の場合は、それぞれ申請してください。なお、市立小中学校及び特別支援学校の場合は、申請書の提出は不要です。

○提出先

学校が指示する提出先に提出してください。

提出先の指示がない場合は、直接、教育委員会総務課まで提出してください。

○提出期限

学校が指示する期限までに提出してください。

提出期限後、転入等により新たに該当する場合は、速やかに提出をお願いします。

○ご注意

市立学校以外の学校給食費無料化は、保護者の申請によるものです。該当要件を満たす方でも、申請がない場合には無料にできませんのでご注意ください。

一方、資料の閲覧とヒアリングの結果、無料施策を改めて整理すると、以下のような
る。

- 1) 給食費が無料化される対象児童生徒は、兄弟姉妹全員が小中学校（前橋市立学校に限らない）に在学する場合の第 3 子以降の者である。つまり、第 3 子以降であっても、兄弟姉妹が卒業により小中学校に在学しなくなれば、無料化の対象者とはならない。

2) 第3子以降かどうかは、市の担当部局で学籍簿のデータから情報を抽出して対象者をピックアップする。学籍簿データには世帯番号が付されており、イレギュラーな状況を除けば、世帯単位での情報抽出が可能となっている。

【対象者が前橋市立小中学校に在学している場合】

3) 保護者からの別途申請は不要である。市で把握した無料化対象となる生徒児童及びその保護者連名宛てに、「第3子学校給食費無料化決定通知書」を交付している

【対象者が前橋市立小中学校以外の学校に在学している場合】

4) -1 対象者が前橋市立小中学校以外の学校に通っている場合、保護者は「第3子以降学校給食費無料化補助金」の申請書の提出が必要である。

4) -2 実際には、対象者が在学している学校に対して事前に取りまとめ依頼を行っているため、保護者は学校を通じて市に申請書を提出することとなる。

4) -3 補助金額は前橋市立小中学校給食費相当額が上限となり、一食当たり単価×提供日数を支給することとなる。事実上の補助金は、前橋市立小中学校給食費相当額である。なお、市内には中央中等教育学校があるが、こちらの学校は県立であり、牛乳給食のみ実施のため、主食及び副食分は補助の対象とはならない。また、補助金は、年度末に一年分の請求を受け付け、出納整理期間中に保護者の口座へ振込を行う。

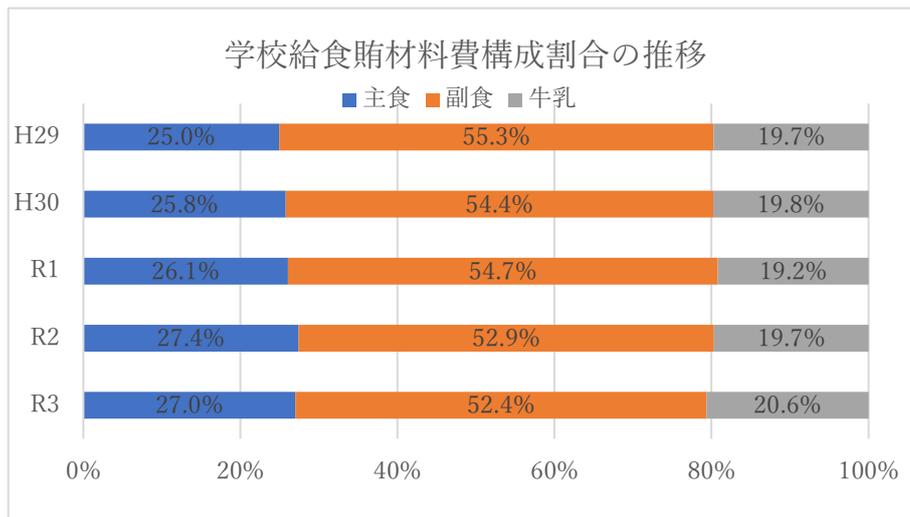
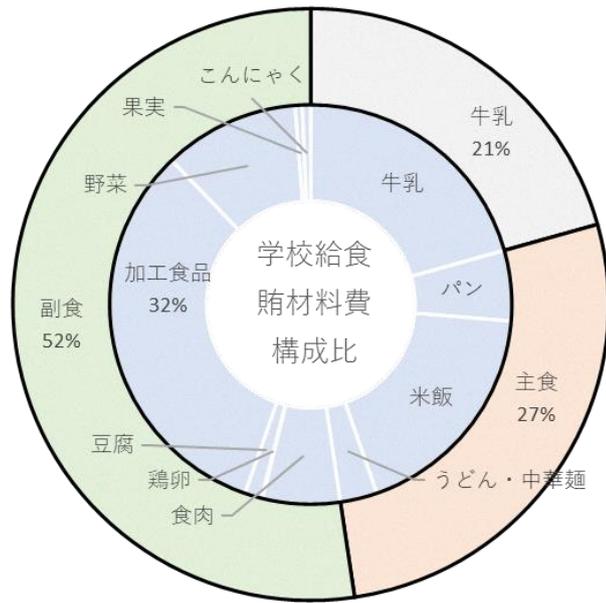
⑥ 学校給食の賄材料費について

支出面において毎年経常的に多額に発生する学校給食の賄材料費について、令和3年度の決算額内訳を示すと以下の図の通りである。およそ13億円の賄材料費を支出している一方、給食費として納入された額は12億3,370万円であるから、差額は公費負担をしていることとなる。

【学校給食賄材料費】

金額単位:千円未満切捨

牛乳	牛乳	269,786	269,786
主食	パン	74,456	353,199
	米飯	239,971	
	うどん 中華麺	38,772	
副食	食肉	81,471	684,545
	鶏卵	929	
	豆腐	17,712	
	加工食品	425,422	
	野菜	142,664	
	果実	7,615	
	こんにゃく	8,729	
合計		1,307,531	



学校給食用の食材につき、主食（ご飯、パン、麺）については公益財団法人群馬県学校給食会と随意契約している。主食の価格につき、パンは、群馬県学校給食用基本物資価格会議で同意された県下統一価格であり、米飯及び麺類は前橋市向けの独自価格ではあるが、同価格会議で同意され決定した価格となる。実際に納品を行う業者は、同法人が別に契約している配送業者又は委託加工業者となる。

牛乳については、小中学校は、学校給食用牛乳供給事業に係る学校給食用牛乳の供給条件に基づき、供給業者が1者に決まっております。また、供給金額も定められている。そして、代金清算を公益社団法人群馬県学校牛乳協会が行っている。市立幼稚園(3園)は、幼

稚園用牛乳の納入が可能な牛乳供給資格業者が市内で3者のみであるため、各1者ずつで各園に供給している。

副食のうち、令和3年度における加工食品以外の食材の調達方法は以下の表のとおりである。

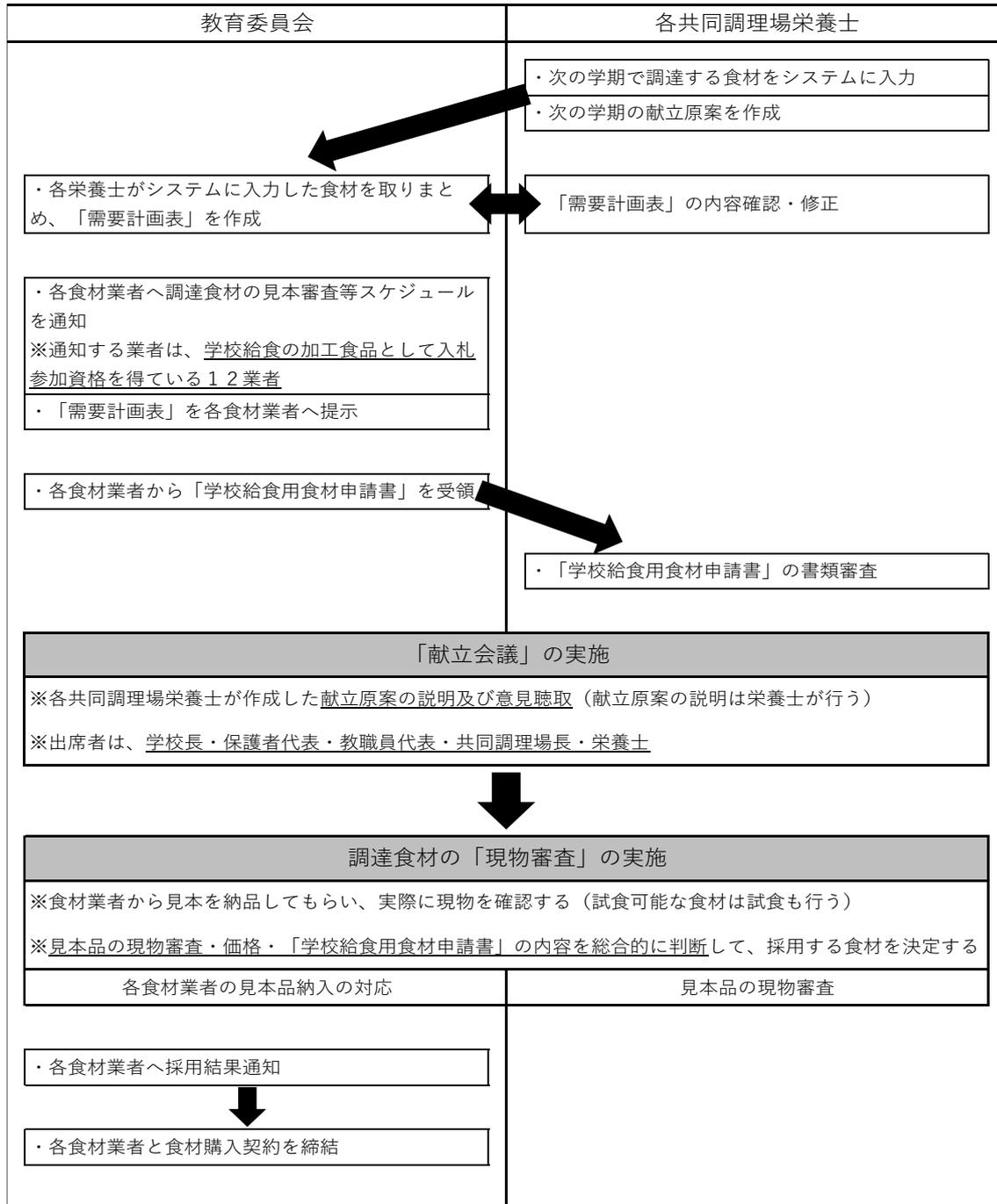
食材	契約形態	価格決定方法
豚肉	1者随意契約(年度) 食肉(豚肉)の納入資格を得ている業者が1者のみのため	価格の1/2は市況に応じ、1/2は一定額
鶏肉 (前橋産もも肉以外)	指名競争入札(毎月)	-
鶏肉 (前橋産もも肉)	1者随意契約(年度) 前橋産ブロイラー納入可能な業者が1者のみのため	見積額
鶏卵	2者随意契約(年度) 鶏卵納入資格は2者のみのため	市況に応じる
豆腐類 (厚揚げは加工食品)	4者随意契約(年度)	定額
青果(野菜、果物)	青果物の納入資格を得ている業者のうち、入札参加資格又は小規模事業者の資格を有する全ての者	市況に応じる
こんにゃく類	1者随意契約(学期毎)	見積額
焼きそば麺	1者随意契約(年度)	見積額

食材は地産地消を推奨していることから、肉・野菜を中心に基本的に前橋産のものを使用することとしている。また、もも肉以外の鶏肉を除き随意契約となっているが、納入資格を得ている業者が1者しかないことや、複数者あっても供給の安定を考えると単純に価格競争がなじまないためである。

副食の中で全体でも調達額の1/3を占める加工食品につき、選定の流れ(フロー図)は以下のようにになっている。

学校給食用食材選定の流れ（フロー図）

<調味料・加工食品等>



※全体の期間は概ね2か月程度

上記の通り、学校給食に用いる加工食品については学期ごとに「現物審査」を行っていることが特徴的である。書類審査の他、価格、味、見た目、調理のしやすさで評点を行い、採用業者を選定している。

食材購入に際しては、全て学校給食用食材契約書（以下、「契約書」という。）が締結

されている。献立は各共同調理場において献立システムを用いて作成し、そのシステムを通じて共同調理場が食材発注を行っている。毎月 10 日前後に各校から翌月の行事予定が示され、20 日頃に翌月分をまとめて発注する。共同調理場納入時には検収のうえ、毎月月末締めでまとめて請求され、30 日以内に支払となっている。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため急遽休校になってキャンセルのできない牛乳やその他食材については、フードバンクや困窮世帯に対して寄贈した他、市内に展開するスーパーマーケットに有償譲渡が行われ、可能な限り廃棄を出さない努力が行われている。

⑦ 学校給食に係る業務委託

業務内容（契約内容）	前橋市学校給食南部共同調理場調理配送等業務
相手先	株式会社東洋食品
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
契約日	令和 2 年 3 月 9 日
予定価格	385,470,000 円(税抜)/3 年間
契約金額	385,470,000 円(税抜)/3 年間
落札率	100.0%
契約方法	公募型企画提案方式
随意契約理由	-

業務内容（契約内容）	前橋市学校給食西部共同調理場調理配送等業務
相手先	株式会社東洋食品
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日
契約日	令和 2 年 3 月 9 日
予定価格	295,590,000 円(税抜)/3 年間
契約金額	295,590,000 円(税抜)/3 年間
落札率	100.0%
契約方法	公募型企画提案方式
随意契約理由	-
業務内容（契約内容）	前橋市学校給食東部共同調理場調理等業務

相手先	株式会社東洋食品
契約期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日
契約日	令和3年3月9日
予定価格	166,860,000円(税抜)/2年間
契約金額	166,860,000円(税抜)/2年間
落札率	100.0%
契約方法	公募型企画提案方式
随意契約理由	-

市では、民間活力の導入や財政の効率化を図るために、平成18年度に関係団体の代表6名、学識経験者2名、公募により選ばれた市民代表2名による前橋市学校給食共同調理場民間委託検討委員会を組織し、全4回の会議の結果、「調理及び配送業務については、定年退職に伴い正規職員が減少傾向にある現状を踏まえると民間委託化を図っていくことが望ましい」とされた。そして、民間委託により期待できる効果として、以下のことが考えられるとした。

- ・調理業務等を任せることにより、学校栄養職員に時間的ゆとりが生まれるため、さらに児童生徒等に対する食育の充実を図ることが期待できる。
- ・既存の共同調理場との競争原理が働くことにより、全体の相乗効果が期待できる。
- ・将来的な経費の削減が期待できる

委員会では民間委託の対象とする具体的な共同調理場名を示すことはしなかったが、これを受けて、平成20年度からの南部共同調理場での調理業務の民間委託を開始し、平成27年には配送業務も民間委託化した。

その後、平成28年5月になって市教委総務課にて「前橋市学校給食共同調理場適正化計画」を策定し、共同調理場のさらなる効果的・効率的な運営を図るため、新たに共同調理場の民間委託を実施して運営方法の適正化を図るべく、西部共同調理場の調理部門の民間委託を開始した。

さらに平成30年10月に至り、市教委総務課にて「共同調理場の適正化（民間委託等）に関する基本方針」を策定し、東部共同調理場の調理及び配送業務の委託化を検討し、「運営の適正化（民間委託）」を推進することとし、結果、令和3年度から東部共同調理場での調理業務の民間委託が開始された。

業務委託にあたっては、基本的には公募型プロポーザル形式が採用されたが、南部共同調理場での平成 27 年度からの 2 年間の配送業務については指名競争入札方式とされた。しかしながら、この際に落札した業者が食品配送につき不得手であり、調理と配送業務の委託先が別業者となったことで調整がうまくいかなくなるといった弊害が発生したため、以後、調理・配送は業務委託する際にはその業務を分けることなく、同一ですることとなった。

業務委託を実施している共同調理場の推移についてまとめると、以下のようになる。

年度	南部		西部		東部	
	調理	配送	調理	配送	調理	配送
H20	委託 (8)	市での運営	市での運営	市での運営	市での運営	
H21						
H22						
H23	委託 (10)					
H24						
H25						
H26	委託 (10)	委託 (3)				
H27						
H28						
H29	委託 (2)		委託 (6)			
H30						
H31						
R2	委託 (1)		委託 (1)		委託 (7)	
R3						
R4						

() 内の数値は、応募(入札)業者数。H27～H28 の南部共同調理場の配送業務のみ指名競争入札で、それ以外は全て公募型プロポーザル。

なお、監査期間中に令和 5 年度からの南部・西部・東部各共同調理場の調理・配送業務委託の公募型プロポーザルが行われ、南部は 2 者、西部は 3 者、東部は 2 者が応募し、上記 3 調理場全て、現在の委託先が優先交渉権者として選定された。

⑧ 学校給食費の滞納債権について

過去3年間の給食費の収入の推移及び収入未済額を示すと以下の通りである。

(単位：千円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	現年分	滞納繰越分	現年分	滞納繰越分	現年分	滞納繰越分
調定額	1,183,273	20,317	1,097,728	19,687	1,233,707	18,695
収入済額	1,177,295	6,447	1,092,090	6,631	1,229,100	7,466
不能欠損額	0	170	0	0	0	111
収入未済額	5,978	13,699	5,638	13,056	4,606	11,117
	計 19,677		計 18,694		計 15,723	
収納率	99.49%	31.73%	99.49%	33.68%	99.63%	39.94%

令和元年度の収入未済額が19,677(現年分5,978+滞納繰越分13,699)千円となっており、令和2年度の滞納繰越分調定額は19,687千円であるため、9,380円の差異が生じている。これは、令和元年の出納整理期間中に返金する額があったものの、返金先口座が不明で5月31日までの出納整理期間中に処理できなかった額であり、異常なものではない。

前橋市は全市的に債権滞納管理に厳格であることで知られているが、給食費もその例外ではない。参考までに、近隣主要市の給食費滞納額の状況は以下のようになっており、これを見ると前橋市の滞納額は県内近隣主要市に比べ桁違いと言っていいほど少ない。

(群馬県内主要市給食滞納額の状況(令和3年度 伊勢崎市のみ令和2年度))

(単位：千円)

	高崎市	伊勢崎市	太田市	前橋市
現年額	5,399	78,670	13,044	4,606
滞納繰越分	95,942		103,834	11,117
滞納額計	101,341		116,876	15,723

※1:伊勢崎市は学校給食センター事業費として特別会計となっている。

※2:各市決算書から作成。

給食費の滞納に対して専任の職員がいるわけでないが、総務課学校給食係全員に加え、ときには共同調理場の場長も含め、全部局的にその徴収に努めている。

具体的には、児童手当からの申出徴収を図り、電話催告及び臨戸訪問を継続的に行うとともに、当番制で夜間訪問や休日訪問を実施するほか、学校側の協力を得たうえで三者面談後に面会し納付交渉を行っている。令和3年度には、文書、電話、訪問あわせてのべ3,133件の催告を行った。さらに、令和3年度には高額滞納者に対し総合的な判断の下、法的措置（支払督促の申し立て）を行っている。

⑨ 共同調理場の整備について

合併前の旧前橋市域内においては、昭和41年に城南共同調理場が開設されたのを皮切りに、順次共同調理場を開設し、昭和50年8月に全小中学校が共同調理場方式となった。その変遷を簡単にまとめると以下の通りである。

	東部	西部	南部	北部	宮城	富士見	粕川	中央
昭和 40年4月							開設	
40年9月					開設			
41年4月	開設 ※1							
41年11月				開設 ※2				
45年4月						開設		開設 ※3
46年4月		開設						
47年2月			開設					
50年8月				北部				
55年8月								建替
平成 元年1月		移転 開設						
4年4月							建替	
6年4月	移転 開設							
14年9月			移転					

			開設					
16年4月					建替			
17年4月						建替		
19年8月				移転 開設				
23年3月								廃止 統合
29年3月							廃止 統合	

※1:城南共同調理場として開設

※2:南橋共同調理場として開設

※3:桂萱共同調理場として開設

現在の共同調理場の概要は以下の通りである。

人数は令和3年5月1日現在

共同調理場名	開設年月	建物面積(m ²)	受配校	学級数	対象調理食数			職員数 (臨時は除く)
					児童生徒	教職員	合計	
東部	H6.4	1,782	14校	235	4,806	403	5,209	※ 8
西部	H1.1	1,603	13校	203	4,789	339	5,128	※ 3
南部	H14.9	2,551	16校	257	6,184	440	6,624	※ 3
北部	H19.8	3,066	15校 1園	238	5,622	427	6,049	32
宮城	H16.4	561	5校 2園	46	765	98	863	8
富士見	H17.4	1,366	5校	74	1,707	124	1,831	8
計			68校 3園	1,053	23,873	1,831	25,704	62

※東部は調理業務を、西部・南部は調理業務及び配送業務を民間委託

共同調理場は、市のインフラ設備としての規模も相応に大きいことから、前橋市教育施設長寿命化計画(平成30年3月改定)でも以下のように述べられているところである。

既存の共同調理場の運営にあたっては、まず第一に、安全安心な学校給食の提供と衛生管理面の徹底が求められることから、施設自体(躯体)の老朽化だけでなく、調理関連の大型設備や衛生関連設備(揚げ物機、焼き物機、蒸気釜、真空冷却機、冷凍冷蔵庫、食缶洗浄機、トレー洗浄機、コンテナ洗浄機、消毒保管設備等一式)の老朽化・劣化に伴う更新(入れ替え)についても検討しなければなりません。

こうした点を踏まえ、本市では従来から、老朽化した共同調理場を概ね30~35年で更新(移転新築)する整備手法を採用し、更新時点の「学校給食衛生管理基準」や関連法規に照らして、必要とされる設備や調理面積、最新の機能を備えた共同調理場の整備(移転新築)を行ってきました。

こうした共同調理場の移転新築事業には、大規模な移転用地と多額の経費が必要となることから、厳しい財政状況が続く中、現有施設の使用年数を延ばし、財政負担を減らす延命化の取組みが課題となっています。

(…中略…)

施設の使用年数を延ばすための具体的な延命化の方針については、老朽化が進む古い共同調理場から順次、個別に検討を行う必要があります。また、実際の延命化工事の実施にあたっては、給食の提供に支障が生じないように、工期が夏季休業期間中に限られることとなります。こうしたことから、延命化工事の完了までには複数年かかることが想定されますが、財政負担については平準化を図れるものと考えています。

これを踏まえ、平成元年1月に開設された西部共同調理場につき、30年以上が経過することから、平成30年度になって基本設計を始め、翌令和元年度に実施設計をし、さらに令和2年度から7期にわたり、既存建物の改修延命化工事を図る方針を取った。

しかしながら、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により夏期休業期間が短縮されたことから工事に着手できず令和3年度に繰り下げとなり、令和3年度においては世界的な半導体不足の影響を受け設備の調達ができなかった。すなわち、現下で既に当初予定から遅れが生じている状況である。

(2) 実施した手続

市ホームページのほか、契約関連書類等を閲覧し、市教委事務局総務課学校給食係に業務の流れのヒアリングを行った。

給食費の収納においては、給食費減免等申請書の綴りを網羅的に閲覧し、申請書の内容の入力状況を確認するため、当該綴りからサンプルで11件抽出した。収納サンプルの結果は、以下のとおりであり、非違事例は発見されなかった。

【収納サンプルの結果】

申請日	発生年月日	学年	年間 収入額	摘要
令和4年1月20日	令和4年1月19日	中学2年	37,410	1/19起算43日分欠食
令和4年1月7日	令和4年1月7日	中学職員	42,920	1/7起算51食分欠食
令和4年7月7日	令和4年7月7日	中学1年	37,120	申請7/14以後欠食
令和3年12月1日	令和3年12月6日	上に同じ	上に同じ	解除12/6復活
令和3年8月27日	令和3年9月1日	小学4年	39,700	9/1以後飲料控除 (第三子無料化対象)
令和3年9月1日	令和3年9月1日	小学職員	41,710	9/8以後飲料控除
令和3年7月12日	令和3年7月6日	小学1年	15,600	7/13まで提供
令和3年6月17日	令和3年6月28日	中学3年	39,150	解除6/28以降復活
令和3年6月18日	令和3年6月23日	小学職員	12,480	6/25以後停止 6/24まで提供
令和3年6月7日	令和3年6月7日	中学2年	49,380	6/14以後飲料停止
令和3年4月1日	令和3年4月7日	小学1年	37,050	当初から飲料停止

(3) 現場視察

共同調理場については現場視察を行った。現場視察の状況は以下の通りである。

視察日：令和4年11月25日(金) 午前：北部共同調理場 午後：西部共同調理場

視察場所	視察内容
北部共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の調理風景を2階の展望窓から観察 ・調理場の概要及び業務内容のヒアリング ・調理場に保管されている資料の閲覧

西部共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理後の調理場内を現場視察 ・ 残渣の回収状況の観察 ・ 建物外観及びボイラー室、受水槽の視察 ・ 調理場の概要及び業務内容のヒアリング ・ 調理場に保管されている資料の閲覧
---------	---

北部共同調理場は、市直営の調理場のうち規模が大きいことから、西部共同調理場は調理配送業務を委託しているうえ大規模改修を実施していることから、それぞれ視察場所として選定した。

(4) 監査結果及び意見

① 前橋市学校給食費減免申請書（減免申請書）の様式について【結果】

（現状）

減免申請書上、「発生年月日」を記載することとなっている。発生年月日の意味するところが、ある減免申請書では減免開始日であったり、ある減免申請書では申出日としての取扱いであったりと、統一されていない。各学校現場においても混乱が生じていると考えられる。

（問題点）

「申出から給食提供 6 日目以降の給食費を減額」としている基準では申出の起算日が重要となってくるが、減免申請書上、いつから減額されるか明確ではない。

（改善策）

減免申請書上の様式を見直すか取扱いの徹底を図り、現場で混乱が生じないようにするべきである。

② 私的理由での減免等の取扱いについて【結果】

（現状）

減免申請書の綴りを通覧していたところ、年末年始に帰省するという理由で、給食提供日 2 日（12/23：終業式かつ給食提供日と 1/7：始業式かつ給食提供日）の減免を行ったケースがあった。

（問題点）

「前橋市学校給食費の徴収に関する要綱」第 4 条第 2 項では、「病気や事故等により学

校給食を連続して6日以上受けないときは、その旨の届出があった日から5日を除き、学校給食を受けなかった日数に応じた学校給食費を減額する」とされている。すなわち、本来、申出日から5日間は給食費の減免はないこととなる。そして、以下③長期欠席時の減免等の取扱いについての場合とは異なり、私的理由であり、保護者への通知文においても「自己都合による欠席や断続的な欠席は減額の対象外」と明示しているところである。そのため、このケースは本来であれば減免とならない。

(改善策)

規則を明らかに逸脱した運用がなされていたため、これを改める必要がある。

③ 長期欠席時の減免等の取扱いについて【結果】

(現状)

長期欠席の場合、申出から給食提供6日目以降の給食費を減額することとされている。しかしながら、実態的に、例えば新学期が始まって以来児童・生徒の長期欠席状態（いわゆる不登校）が続き、減免の届出が出されるのは新学期からしばらく経ってからという場合がある。その場合、届出をした日から6日目以降ではなく、届出がなされた日を起点として給食費を徴収しないとする処理を行っていることがある。

(問題)

規程通りであれば、届出があった日から5日については給食費を徴収する必要があるが、実態は必ずしもそのようにはしていない。柔軟に対応しているともいえるが、取扱いに統一性がなくなる可能性があり、統一的な取り扱いをすべく定めた要綱と実態とに乖離が発生している状況にある。

(改善策)

要綱通りの取扱いに統一すべきであるが、要綱が実態に即していないのであれば、要綱の見直しが必要である。

④ 第3子以降の学校給食費無料化に関するホームページ記載の不十分性について【意見】

(現状)

市の学校給食費の無料化に関するホームページ上での案内は、その条件を記載したり、

提出先、提出期限等を記載したりしているが、内容が不明確であり、不十分な内容となっている。

(問題点)

第3子以降であっても兄弟姉妹が小中学校に在学していなければ対象外となるが、これはホームページ上の記載でも理解できるとはいえ、表記が分かりやすいとは言い難い。

また、市立小中学校在学中の第3子以降については、減免申請書の提出は不要であるが、「申請がない場合には無料に出来ません」との表記があるため、混乱を招くものとなっている。

さらに、市立学校以外に在学する対象者の保護者が市に提出するのは補助金申請書であって、事後的に補助金が支給されることになるが、これはホームページ上からは読み解けず、実際に提出する書類「第3子以降学校給食費無料化に伴う補助金交付申請書兼承諾書」とは異なる名称を案内している。

(改善策)

学校給食費の無料化の施策について、該当者する保護者に対しては学校から案内を送付している。そのため、市のホームページの役割はどちらかというと対外的アピールの意味合いが強いものと考えられるが、保護者に対して分かりやすい説明をする必要がある。

⑤ 第3子以降学校給食費無料化の補助金交付要綱の記載について【意見】

(現状及び問題点)

補助金交付要綱上の書類名称は「第3子以降学校給食費無料化申請書」であるが、様式上の書類名称は「第3子以降学校給食費無料化に伴う補助金交付申請書兼承諾書」となっており、異なっている。

また、保護者が2名となる世帯につき、対象者となるかの解釈に疑義が出る。親の世帯にその子2人が属していて、さらにその子に子がいるという場合、世帯は同じであって保護者が2名いることになる。無料化施策の対象が「同一世帯で小中学校に在学する児童及び生徒を3人以上養育していること。」とされているが、世帯単位で見れば児童生徒が3人以上であるが、保護者単位であれば2人に留まるという世帯につき、趣旨からすれば無料化施策の対象外とするところ、文理上では対象となりうることとなる。そのため、無料化施策の取扱いの解釈に疑義が生じかねない文面となっている。

(改善策)

補助金交付要綱上の様式名称の整合性を取るとともに、解釈の疑義が出ない文面とすべきである。

⑥ 給食費未収金の督促、回収事務の委託について【意見】

(現状)

給食費については、私債権で、年間最大発生額は5万数千円と債権額としては少額の部類であり、かつ、その保護者が滞納している児童生徒が卒業・転出した場合、学校を通じたの接触が困難となるため、保護者への連絡が疎遠になるという性質がある。また、単純に給食費が未納だからといってその給付を行わない(該当児童生徒に給食を提供しない)ということは、教育上望ましからざることであるため、保護者から申し出がない限り、該当児童生徒に対して給食の提供を中止するのは現実的に不可能である。そして、このことを逆手にとって保護者の規範意識が低下することも考えられうる。

係る債権の性質を持つ給食費の滞納について、総務課学校給食係では、係をあげて取り組んでおり、夜間訪問といった粘り強い対策を行っている。その結果、直近の令和3年度末の滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて15,723千円まで減少してきており、近隣市域(P109参照)に比してもかなりの少額であると評価できる。

(問題点)

債権回収業務における総務課学校給食係の負担は少なくなく、通常業務の傍らでやっていることから、これをできるだけ低減する必要がある。そのため近隣他市では督促や回収業務を弁護士へ委託する動きがある。弁護士への委託実施にあたっては費用対効果を見極める必要があるが、規範意識の低い保護者に対しては有効であると見込まれる。

(改善策)

債権回収業務における学校給食係の負担を低減する点から未収金の督促・回収を弁護士に委託することを市でも検討されたい。

⑦ 食材発注において数量確定の取扱いについて【意見】

(現状及び問題点)

加工食品の契約につき、市ホームページにおいても契約書のひな型を公表しているところである。当該契約書上、第1条にて受注者が発注者に売り渡す物資の品目、規格及び契

約金額（単価）を定めており、第5条にて「発注者（注：前橋市）は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止し、もしくはこれを打ち切ることができるものとする。」としているが、当該契約書上、発注数量の確定については定かではない。

実際には毎月の発注の段階で、発注書にて週単位での数量確定日を示しており、およそ二週間前に設定されている。（たとえば、令和4年10月24日から31日の週は、10月11日が注文確定日とされた）。一方でこれに限らず、現場ではモノや業者によっては直前キャンセルに対応しているところもあり、数量確定の取扱いが一樣ではない。

（改善策）

食品の汎用性や融通性の違いにより直前キャンセルの対応度合いの差があるのは理解できるが、市は当然に公正な契約が求められており、出来る限り事前にキャンセル条件を明示しておくことが望ましい。また、食材の性質に応じて、数量確定期限を設け、事前に示すのが望ましい。

⑧ 西部共同調理場の更新工事について【意見】

（現状）

西部共同調理場においては、大規模改修延命化工事をする事としたが、工事期間が夏季休業中に限られるという大きな制約条件下で実施していることから、当初予定においても工期が7期にわたる予定となっている。しかしながら、コロナ禍と世界的な半導体不足という外部要因に起因するものであるため致し方ない面もあるとはいえ、既にその工期も後ろ倒しになっている状況にある。

（問題点）

定期的実施される学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準に定める学校給食調理場検査において、西部共同調理場は、主に設備の老朽化を起因とした不良事項が指摘され続けている状況にある。そのため、速やかな更新工事が求められているが、現時点で当初予定通りに進んでいない。

（改善策）

西部共同調理場の更新工事が予定通りに進んでいないのであれば、設備の老朽化による不良事項が発生していないか十分にモニタリングする必要がある。

⑨ 東部共同調理場の更新について【意見】

(現状)

東部共同調理場は平成6年4月開設であり、そろそろ更新時期を迎える。現時点で具体的な計画にまでは至っていないということであるが、共同調理場の次の大規模更新は東部共同調理場が第一候補となる。

東部共同調理場も西部共同調理場と同様の5,000食強の調理食数であり、建物面積も東部が1,782㎡、西部が1,603㎡と似たような規模である。

ここで、北部共同調理場は、6,000食の調理規模で建物面積が3,066㎡と、東部・西部に比べて倍近い建物面積を有する。このため、北部共同調理場においては、現在の衛生管理基準で求められる、肉・野菜といった食品の検品を別の場所で行うことや、調理上の動線を交差させないといったことがクリアできている。

(問題点)

現場視察を行った西部共同調理場においては、既存建物はそのままであることから、建物自体のキャパシティの制約を受けている。すなわち、現在求められている、最大級の衛生管理基準をクリアするには相応の床面積が必要となるが、西部共同調理場ではこれをクリアするのは困難である。

同規模の東部共同調理場においても事情は同様である。

(改善策)

東部共同調理場においては、予算の制約もあるが、衛生管理基準に配慮した計画にすることが望まれる。

⑩ 委託と直営の経費試算比較における算出方法について【意見】

(現状)

市では共同調理場において調理・配送業務の委託を進めており、その理由として経費削減も挙げられているところである。その委託の効果としての経費削減額の試算は、3年ごとの業務委託期間の選定時に行っている。この試算において、委託の場合と仮に直営した場合の比較をしているが、その直営していたと仮定した場合の試算を、現在直営している北部共同調理場の金額を基礎とし、調理食数に応じて行っている。すなわち、仮に直営した場合の経費を北部共同調理場の人件費×各調理場食数/北部調理場食数で算出している。

(問題点)

調理・配送業務の委託で主な経費となるのは人件費と、さらに付随するユニフォームといった消耗品であり、必ずしも調理食数に直線的に比例するものではない。

(改善策)

現在の試算方法は簡便的ではあるが、本来の数値とかけ離れている可能性がある。そのためより精度の高い試算を行うことが望まれる。本来であれば、直営の場合の試算は、直営とした場合に必要となる人員を見積もり、職位に応じた賃金を積算していくべきである。

⑪ 残留農薬検査業務の有効性について【意見】

(現状)

市は、独自の施策として、ポジティブリスト制度による学校給食における安全な給食の提供を継続するため、学校給食で使用される食材について残留農薬検査を実施している。

業務内容（契約内容）	令和3年度学校給食用物資残留農薬検査業務
相手先	株式会社食環境衛生研究所
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	40,000円(税抜)/(単価：1検体あたり)
契約金額	40,000円(税抜)/(単価：1検体あたり)
落札率	100.0%
契約方法	指名競争入札（3者指名、1者辞退）
随意契約理由	-

当該業務では、学校給食に使用される残留農薬一斉分析を260項目にわたって実施している。調理場毎に行っており、令和3年度は年2回実施した。その結果は以下の通りである。

実施日	受付日 6/23 報告日 7/19		受付日 10/20 報告日 11/12	
	仕入先	対象物品	仕入先	対象物品
富士見	風ラインふじみ	キャベツ	風ラインふじみ	ねぎ
宮城	風ラインふじみ	きゅうり	松島商店	オレンジ
北部	前橋学校給食・青果	キャベツ	前橋学校給食・青果	キャベツ

	販売協同組合		販売協同組合	
南部	JA 上川淵	トマト	前橋学校給食・青果 販売協同組合	小松菜
西部	サニーズマーケット	小松菜	サニーズマーケット	にら
東部	前橋学校給食・青果 販売協同組合	たまねぎ	中部営農センター	ねぎ

(問題点)

検査結果としてはすべて基準値を下回っている状況にある。また、これまで基準値を上回った対象物品はない。検査業務をすること自体に意義があることかもしれないが、実態的には検査の意義が薄れている状況にある。

(改善策)

検査業務のあり方（出口）を検討することが望まれる。

なお、職員が実施している給食用食材の放射性物質検査についても、これまでに基準値を上回った対象物品がないことから同様である。

⑫ 学校給食残さりサイクル業務仕様書について【意見】

(現状)

令和3年度の学校給食残さりサイクル業務仕様書において、残さの予定排出量を約1,200kg/日としており、これは令和4年度でも同様であった。しかしながら、業務委託者から報告された学校給食残さりサイクル数量確認書にて報告された実績排出量は、令和3年度年間平均で1日当たり800kgを下回る水準である。

業務内容（契約内容）	令和3年度学校給食残さりサイクル業務 (北部、東部、西部、南部)
相手先	リプロテック株式会社
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	8,500円(税抜)/(収集運搬費:1台あたり) 18円(税抜)/(残さ処理費:1kgあたり)
契約金額	8,500円(税抜)/(収集運搬費:1台あたり) 18円(税抜)/(残さ処理費:1kgあたり)

落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	一般廃棄物は、原則、市内処理とするところ、食品廃棄物に関し、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を得ているのが市内で一社のみであり、一般企業でも実績がある。

なお、余り物（手を付けられていない食品）については、持ち帰りが禁止されているため共同調理場等へ回収される。そこから別業者（養豚業者）が無償で回収している。

（問題点）

毎年継続的に随意契約とならざるを得ない業務であるが、予定排出量いかんによっては見積単価が変動する可能性がある。

（改善策）

毎年発生する業務委託の仕様書においては、単に前年の複写ではなく、前年の実績等を勘案して見直すべきである。

⑬ 学校給食残さの数量把握について【意見】

（現状）

学校給食残さりサイクル業務委託費は、車両台数及び重量を基準とした単価契約である。その重量は計量証明書に基づいて共同調理場毎に集計された数値が業務委託者から報告され、さらに共同調理場全てを集計し、市教委へ報告している。そのため、当然ながら重量に関する情報は市教委でも把握できる。

（問題点）

残さ量そのものについて市教委において注力してモニタリングしているわけではなく、例えばグラフ化して視覚的な資料を作成しているというわけではない。

学校給食の残さ量をいかに減らすかはもとより大きな課題であり、近年は持続的成長を図る概念が広まっていることから、食品に係る廃棄物を減少させることにいっそう社会的な関心が集まっているところである。

（改善策）

市教委としても残さ数量をモニタリング指標とし、その削減のために重点的なプロジェクトとすることが望まれる。

⑭ 食器破損時の対応の明確化及び食器棚卸について【意見】

(現状)

食器については市が所有しており、その洗浄作業は外部に委託している。食器にはご飯茶碗、汁わん、皿（大）、皿（小）とあり、令和3年度の実績では合わせて一日平均84,500枚程度を洗浄している。

食器破損につき、洗浄を直接の原因として破損・汚損することは稀で、ほとんどは経年劣化に伴うものであり、業務委託先で破損が発見された場合業務委託先で廃棄されることとなる。

業務内容（契約内容）	令和3年度学校給食用食器類洗浄保管業務 (東部、西部、南部、北部)
相手先	協同組合 群馬炊飯センター
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格	8.10円(税抜)/(食器1枚あたり)
契約金額	8.10円(税抜)/(食器1枚あたり)
落札率	100.0%
契約方法	随意契約
随意契約理由	学校給食で使用する大量の食器類を洗浄、消毒及び保管する特殊な業務であり、安全性と処理能力を両立した設備を有し、実施することが可能な業者は一社のみである。

(問題点)

業務仕様書上及び契約書上、食器破損時の取扱いが明示されていない。また、保管業務も委託しているが、食器類の定期の棚卸をさせることとなっておらず、市自ら棚卸をしているわけでもない。

(改善策)

食器破損時の取扱いにつき委託仕様書上明確化するとともに、定期的に食器数をカウントし、管理することが望まれる。

(5) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容（契約内容）	学校給食共同調理場排水処理施設維持管理業務 （東部共同調理場以下 6 施設）
相手先	環境システム株式会社
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 （地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
予定価格	2,974,000 円(税抜)
契約金額	2,970,000 円(税抜)
落札率	99.9%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-

業務内容（契約内容）	学校給食共同調理場自家用電気工作物保安管理業務 （東部共同調理場以下 5 施設）宮城は対象外
相手先	本多電気管理事務所
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日 （地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
予定価格	1,068,000 円(税抜)
契約金額	984,000 円(税抜) →996,000 円(税抜) 令和 3 年度 （西部共同調理場の設備容量の変更）
落札率	92.1%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-

業務内容（契約内容）	学校給食共同調理場廃水処理施設汚泥処分 （東部共同調理場以下6施設）
相手先	株式会社タカヤマ
契約期間	令和3年7月21日から令和4年3月31日
契約日	令和3年6月23日
予定価格	13,000円/トン(税抜)
契約金額	13,000円/トン(税抜)
落札率	100%
契約方法	随意契約
随意契約理由	本市物品役務に係る入札参加資格の産業廃棄物処理の認定を受け、かつ、群馬県知事等から汚泥処分許可を得ている必要があるが、当該条件を満たし、業務履行可能な業者は他にいないことから、確実な業務の履行が見込まれる

業務内容（契約内容）	学校給食共同調理場廃水処理施設清掃及び汚泥収集運搬 （東部共同調理場以下6施設）
相手先	東毛清掃株式会社
契約期間	令和3年7月21日から令和4年3月31日
契約日	令和3年6月23日
予定価格	20,000円/トン(税抜)
契約金額	15,000円/トン(税抜)
落札率	75%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-

業務内容（契約内容）	学校給食共同調理場高所窓硝子、換気扇、吸気口、フードダクト等清掃業務（東部共同調理場以下6施設）
相手先	東毛清掃株式会社
契約期間	令和3年7月21日から令和3年8月26日
契約日	令和3年6月23日

予定価格	3,000,000円(税抜)
契約金額	2,350,000円(税抜)
落札率	78.3%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-

業務内容(契約内容)	学校給食共同調理場空調設備保守点検業務 (東部、南部、及び富士見共同調理場)
相手先	株式会社ヤマニ熱工業
契約期間	令和3年7月21日から令和3年8月26日
契約日	令和3年6月23日
予定価格	2,856,000円(税抜)
契約金額	2,850,000円(税抜)
落札率	99.8%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	-

9. 総合教育プラザ

(1) 概要

① 施設概要

総合教育プラザは、市内に分散していた教育機関を統合し、教育行政の充実を図るため、平成9年7月に開設した。

その後、平成22年4月の組織改組により、総合教育プラザを課担当として位置付けるとともに、相互連携による事務の円滑化と運営の効率化を図るため、総合教育プラザに教育資料館、視聴覚ライブラリー(令和4年度より図書館へ移管)、教育研究所及び幼児教育センターを統合した。施設に関するデータは以下のとおりである。

(施設内容)

所 在	前橋市岩神町三丁目1番1号
開 館	平成9年7月1日
敷地面積	4,293.59 m ²

建築面積	2,337.04 m ²
延床面積	7,971.32 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 高層棟（地上6階・地下1階）及び低層棟（地上2階）

② 事業概要

ア 教育資料等の収集・保存

貴重な教育資料を後世に引き継ぐため、前橋市の教育の歩みを中心とした広範な教育資料を収集、保存、整理し、一部館内展示を一般公開している。また、教育史の研究者等に対する資料提供や企画展示を開催している。

<目 的>主として本市に関わる教育資料を収集、保存、整理及び展示し、市民の教育に対する理解と関心を高め、もって教育文化の振興に寄与する。

<受付時間>火曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

<事 業>

常設展示：近代学校設立以前より、戦後の教育に至るまでの教科書・校具・教具など展示

企画展示：「前橋市小中学校の新設と統合の歴史」（令和3年度）

イ 視聴覚教材・機材の貸出

学校及び社会教育関係団体等に対し、視聴覚教材や機材の貸出を行っている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
DVD等教材	330本	261本	301本
プロジェクター等機材	176件	60件	48件

（出典：「前橋市の教育」より抜粋）

ウ 教職員研修

市は、「県都前橋 教育のまち」の実現に向けて、「夢や希望を育む学校文化」を創造し、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に活動する子供」を育てる教育を推進する。経験年数や学校内外での役割等、教職員のキャリア段階に応じた研修を計画、実施し、「情熱と使命感、児童生徒理解に基づいた、確かな授業力と経営力を身に付けた教師」への成長を支援している。

教職員の研修については、以下法令等により定められている。

〈教育公務員特例法〉

第二十一条

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第二十二条

教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(以下 省略)

〈地方公務員法〉

第三十九条

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

〈地方教員行政の組織及び運営に関する法律〉

第四十五条

県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項に規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

市の教職員が受講する、総合教育プラザで実施される研修内容は以下のとおりである。

【教職員研修の内訳】

分類	ねらい	研修講座名
(指定) 節目研修	教職員としてのライフステージに応じて求められる教科、領域、生徒指導等に関する指導力や各種の経営力を高める。また、自己研修課題の追求について交流することで、視野を広げたり、専門性を高めたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校初任者研修 ・小中学校2年経験者研修 ・小中学校3年経験者研修 ・小中学校4年経験者研修 ・小中学校5年経験者交流会 ・小中学校6年経験者交流会 ・中堅教諭等資質向上研修
(指定) 職務研修	職務に応じた実務能力や、教科、領域等や各種教育における市の重点施策を実現する力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・新任転任校長（副校長）研修 ・新任教務主任研修 ・新任研修主任研修 ・新任転任事務職員等研修 ・人権教育授業研修 ・臨時教員研修
経営研修	学校教育の充実を目指した企画力、提案力、実践力を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営研修Ⅰ ・学校経営研修Ⅱ
(指定) テーマ別推進研修	今日的な教育課題への対応、日々の授業改善、生徒指導の充実等について理解を図り、実践的指導力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語授業力向上研修 ・小学校プログラミング教育に関する研修 ・ICT 授業づくり研修 ・中学校「考え、議論する道徳」の授業づくり研修 ・人権教育研修 ・教育相談研修
(指定) 成果発表会	長期研修・特別研修研究員の研究成果を市内に広く発信する。	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋長期研修 ・前橋特別研修研究成果発表会
希望研修	教科、領域等における専門性を高め、子供理解に基づいた実践	<ul style="list-style-type: none"> ・新任特別支援学級担任研修 ・臨時教員研修（希望）

	<p>的指導力を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つながる英語ひろば ・つながる ICT ひろば ・ひろがる道徳ひろば ・性の多様性と人権～学校／教職員編～ ・読み物資料を用いた授業づくり ・一人一人を大切にする特別支援教育 ・いじめ防止対策推進法に則った学校における取組 ・学習指導の改善を目指す手立て～指導と評価の一体化～ ・主体性を育む学級活動の授業づくり ・「考えながら話す」小学校英語授業の実践 ・一歩先の授業づくり～全国学力・学習状況調査から考える授業改善（算数・数学）～ ・キャリア教育の理解と推進 ・一歩先の授業づくり～全国学力・学習状況調査から考える授業改善（国語）～ ・主体性、対話的で深い学びを実現する指導の工夫
<p>出前研修</p>	<p>市内小・中学校・特別支援学校からの要請に応じて、校内研修の活性化に向け、総合教育プラザ教育研修センター指導主事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業づくりサポート ・研修運営サポート <p>（国語・社会・外国語・道徳・特別活動・人権・学習評価・授</p>

	が学校を訪問し、支援を行う。	業改善等)
実践研修	市や学校課題の解決に向けた実践研究を通して授業実践力と学校経営参画能力を高め次世代教育を創造する人材を育成する。	・前橋長期研修 ・前橋特別研修
他課所管の研修	担当教科や校内分掌等の役割に応じ、指導力や経営力の向上、日常の活動や行事の円滑な運営に資する。	・各教科等主任研修 ・各教科実技講習会 等

(出典：「前橋市の教育」より抜粋)

【令和3年度教職員研修実施状況】

分類	研修名	実施回数（参加人数）
(指定) 節目研修	・小中学校初任者研修	14回（608人）
	・小中学校2年経験者研修	4回（160人）
	・小中学校3年経験者研修	5回（238人）
	・小中学校4年経験者研修	4回（100人）
	・小中学校5年経験者交流会	2回（56人）
	・小中学校6年経験者交流会	2回（64人）
	・中堅教諭等資質向上研修	9回（241人）
(指定) 職務研修	・新任転任校長（副校長）研修	1回（14人）
	・新任教務主任研修	2回（26人）
	・新任研修主任研修	2回（50人）
	・新任転任事務職員等研修	2回（37人）
	・人権教育授業研修	1回（91人）
	・臨時教員研修	1回（15人）
経営研修	・学校経営研修Ⅰ	1回（47人）
	・学校経営研修Ⅱ	1回（68人）
(指定) テーマ別 推進研修	・外国語授業力向上研修	1回（50人）
	・小学校プログラミング教育に関する研修	1回（46人）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 授業づくり研修 ・ 中学校「考え、議論する道徳」の授業づくり研修 ・ 人権教育研修 ・ 教育相談研修 	<p>3回 (136人)</p> <p>1回 (36人)</p> <p>1回 (71人)</p> <p>7回 (906人)</p>
(指定) 成果発表会	・ 前橋長期研修・前橋特別研修研究成果発表 (オンラインによる研修)	1回 (84人)
希望研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任特別支援学級担任研修 ・ 臨時教員研修 (希望) ・ つながる英語ひろば ・ つながる ICT ひろば ・ ひろがる道徳ひろば ・ 性の多様性と人権～学校／教職員編～ ・ 読み物資料を用いた授業づくり ・ 一人一人を大切に特別支援教育 ・ いじめ防止対策推進法に則った学校における取組 ・ 学習指導の改善を目指す手立て～指導と評価の一体化～ ・ 主体性を育む学級活動の授業づくり ・ 「考えながら話す」小学校英語授業の実践 ・ 一歩先の授業づくり～全国学力・学習状況調査から考える授業改善 (算数・数学)～ ・ キャリア教育の理解と推進 ・ 一歩先の授業づくり～全国学力・学習状況調査から考える授業改善 (国語)～ ・ 主体性、対話的で深い学びを実現する指導の工夫 	<p>1回 (26人)</p> <p>21回 (7人)</p> <p>2回 (3人)</p> <p>9回 (106人)</p> <p>2回 (11人)</p> <p>1回 (41人)</p> <p>1回 (36人)</p> <p>1回 (64人)</p> <p>1回 (35人)</p> <p>1回 (75人)</p> <p>1回 (50人)</p> <p>1回 (63人)</p> <p>1回 (84人)</p> <p>1回 (39人)</p> <p>1回 (75人)</p> <p>1回 (41人)</p>

出前研修	・授業づくりサポート及び研修運営サポート (国語・社会・外国語・道徳・特別活動・人権・学習評価・授業改善等)	19回 (552人)
------	---	------------

(出典：「令和3年度総合教育プラザ研究紀要研究研修事業報告」抜粋)

【上記実施研修の研修課題】

- ・学習指導要領等の理念の具体化に向けて研修内容を見直すと共に、一人一台端末の積極的な利活用を含めた ICT 活用指導力の向上を目指した研修など、引き続き、必要な支援や方策等を探っていく。
- ・各研修講座において、受講者がより主体的に学び、学校における取組の更なる推進につながるような研修内容とする。
- ・リモート研修のメリット、デメリットを検証し、各研修講座の趣旨と照らしながら、受講者の職務やキャリア段階に応じた研修方法を弾力的に考えていく。

エ 教育相談の実施

悩みを持つ青少年やその保護者等からの来所相談・電話相談・Eメール相談に、2人の相談指導員と1人の特別支援相談員が対応し、相談者の悩みの軽減や解消を図っている。

また、専門機関職員や臨床心理士を相談専門員として委嘱する体制を整備し、専門的な知識が必要な難しい事案にも対応し、相談者を支援している。

【相談事業実績】

相談者別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母	318	213	359
本人	137	47	78
父	13	10	19
家族	10	6	18
教師	4	10	7
その他	5	2	1
計	487	288	482

学識別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児	0	0	0
小学生	329	211	271
中学生	124	31	97
高校生	23	19	54
大学生	3	7	7
他学生	1	17	2
有識者	0	0	0
無職者	0	0	0
成人	7	3	51
計	487	288	482

(出典：「前橋市の教育」より抜粋)

オ 幼児教育の充実

幼児教育に関わる調査・研究、各種研修、就学等に関する相談、情報提供等を通して、本市における幼児教育の充実を図るとともに、スムーズに小学校生活へとつなげている。

【幼児教育センター事業実績】

実施内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各種研修会	10回開催 617人	5回開催 156人	10回開催 560人
保幼小連携地区ブロック研修会	130人	中止	60人
出前研修・出前相談	91校	50校	64校
電話相談	1,075件	1,109件	1,035件
面接相談	279件	294件	286件
発達相談	52人	42人	57人
ことば相談	29人	29人	27人
幼児教室	86人 1,487時間	82人 799時間	76人 982時間

(出典：「前橋市の教育」より抜粋)

【事業計画】

項目	計画内容
調査・研究	①幼児教育の充実に関する研究 ②まえばし幼児教育充実指針の周知・活用
教員・保育士の資質向上	①こども教育研修会の実施 ②保幼小研修会の実施 ③幼児教育アドバイザーによる出前研修・ 出前相談の実施 ④市立幼稚園保育研究会の実施
保幼小連携の推進	①保幼小連携地区ブロック研修会 ②報告書の作成 ③保幼小連携全体研修会
各種相談	①子育て井戸端会議 ②就学にかかわる相談
情報提供	①幼児教育センターだよりの発行 ②市ホームページによる各種案内

(出典：「前橋市の教育」より抜粋)

カ 学校評価

市教委では、以下規定に基づき、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、市教委活動及び事務事業について、点検及び評価を実施している。

学校評価についての根拠法令等は以下のとおりである。

〈学校教育法〉

第四十二条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その

他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第二十八条）、中学校（第四十九条）、高等学校（第六十二条）、中等教育学校（第七十条）、特別支援学校（第八十二条）、専修学校（第一百三十三条）及び各種学校（第一百三十四条第二項）にそれぞれ準用する。

〈学校教育法施行規則〉

第六十六条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するように努めるようにするものとする。

第六十八条

小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第三十九条）、中学校（第七十九条）、高等学校（第一百四十二条）、中等教育学校（第一百零三条）、特別支援学校（第一百三十五条）、専修学校（第一百八十九条）及び各種学校（第一百九十条）にそれぞれ準用する。

〈地方教育行政の組織及び運営に関する法律〉

第二十六条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有す

る者の知見の活用を図るものとする。

(2) 実施した手続

以下の資料を確認し、必要に応じて担当課等への質問を実施した。

- ・前橋市の教育（令和4年度、令和3年度、令和2年度）
- ・教育振興計画
- ・教育行政方針
- ・令和2年度及び3年度市教委事務点検・評価報告書

また、総合教育プラザの現地視察により、備品等の確認を実施した。

(3) 監査結果及び意見

① 教育資料館（総合教育プラザ3F）の来場者数減少について【意見】

（現状）

教育資料館の来場者数は以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、年々減少している。

【教育資料館の入場者数】

	令和3年度	令和2年度	令和1年度	平成30年度	平成29年度
展示室 入場者数	325人	315人	1,264人	1,406人	1,331人
企画展 入場者数	147人	140人	408人	577人	545人
資料リファレ ンス等	178人	140人	384人	331人	406人

※展示室入場者数は企画展入場者数を含む

（問題点）

教育資料館の来場者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいですが、年々減っており、市民の貴重な教育資料を目にする機会が減ってしまっている。

（改善策）

教育資料館の目的が、貴重な教育資料を目にしてもらうことで市民の教育に対する理

解・関心を高めてもらうことであるので、常設展示及び企画展示の広報活動をさらに広め、現在平日のみの開場を土日も開場するなど、来場者を増やす検討をすべきである。

② 視聴覚室（総合教育プラザ 2F）の利活用状況について【意見】

（現状）

令和4年4月から視聴覚ライブラリー業務を図書館へ移管し、現在視聴覚室は使用しておらず、学校から引き揚げた使用済みタブレットやパソコン類を保管している状況である。

（問題点）

現在の視聴覚室は、不要物の物置の状態となっており、本来の目的を果たせていない状況である。

（改善策）

視聴覚室は、令和5年4月以降は、会議や講演・講習等での利用を考えているとのことであるが、使用済みタブレットやパソコン類は、今後の利活用等を含め関係各課と相談の上、早急に対応することが必要である。

③ 総合教育プラザの収蔵庫、倉庫内の物品管理について【意見】

（現状）

総合教育プラザの収蔵庫に各学校からの資料が過剰収納されており、かなり古いものもあり、収蔵庫の大半を占めている状況である。

また、総合教育プラザの倉庫についても、収蔵庫同様に利用可能かどうか不明なものが過剰に保管されている状況である。

（問題点）

収蔵庫や倉庫が古い物品が多くを占めており、有効的な活用が出来ているとは言い難い状況である。また、備品の実査においても、整理整頓されていない備品もあり、備品台帳と現物の照合に時間を要するものもあった。

（改善策）

収蔵庫について、相当な時間は要するが、一度棚卸をして、廃棄すべきもの保存すべきものを区分して、保存すべきものについては、データ保存が可能かどうかも含め、検討すべきである。また、備品類についても、備品の適正な管理上、誰でも分かるように整理整

頓して保管する必要がある。

④ 総合教育プラザの利用頻度の少ない部屋等の利活用について【意見】

(現状)

総合教育プラザには、研修会場となることもあり、多くの研修室や会議室、実習室があるが、利用頻度の少ない研修室や会議室、実習室がある。

(問題点)

新型コロナウイルス感染症の影響があり、集合研修がリモート研修に置き換わったこともあり、近年の研修室等の利用頻度は少なくなっており、市有財産の有効活用という面では、有効的な利活用方法を検討する必要がある。

(改善策)

研修室等の利用については、今後、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた場合でも、研修内容によって、リモート研修は継続されるものと思われる。そのため、研修室は新型コロナウイルス感染症の流行前と同様の利用は見込まれないと考えられる。このことから、市教委に限らず、本庁の他部署での利用や外部団体への部屋の貸し出し等を検討すべきである。

外部団体の部屋の貸し出しについては、現在、総合教育プラザの2Fの一室を前橋市退職校長会事務局に賃貸している。部屋の賃料については、規程に基づき計算され、減免の対象となっている。賃料の減免対象としては、以下のとおりである。

退職校長会は、先進的な教育行政の取組発表や、教育講演会等を行う「群馬教育の日推進大会」や「現職校長との連絡協議会」等を企画・運営しており、市の教育長をはじめとする市教委職員や本市所管の学校の校長等が参加して、様々な有益な情報を得て本市教育施策や本市所管の学校の学校経営に活かしているなど、本市教育行政への貢献は極めて大きい。

また、退職校長会の会員で構成する教育ボランティア人材バンクは、市教委にも登録しており、本市の教育活動や、本市所管の学校の教育活動にボランティアとして様々な人材を派遣できる制度であり、本市教育の振興に大きな力となるものである。

その他、「退職校長会だより」を作成し、本市教育長をはじめ、多くの職員や本市所管の全ての学校に配布しており、本市教育行政施策をより充実したものにしていくための貴重な情報源となっている。

10. 学校健康診断事業

(1) 概要

① 事業の目的

学校保健安全法第 13 条及び第 15 条、並びに労働安全衛生法第 66 条の規定により、園児、児童、生徒及び教職員の健康診断を実施し、健康保持増進を図ることを目的としている。

② 事業の内容

市内の小学校（本校 46 校、分校 2 校）、中学校（本校 21 校、分校 1 校）、特別支援学校（1 校）、高等学校（1 校）の児童、生徒・教職員に対して学校医による健康診断等を実施している。児童生徒等の検査項目は栄養状態、脊柱・胸郭・四肢、皮膚、結核、心臓、尿、眼、視力、耳鼻咽喉、聴力、歯科、貧血の 12 項目（小学校、特別支援学校の小学部は 11 項目）を実施している。

③ 事業費の推移

（単位：千円）

	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
決算額	117,814	120,285	122,978

※近年は新型コロナウイルス感染予防のための消耗品費の購入増加により増加傾向にある。

④ 事業費の内訳（R3 年度）

（単位：千円）

費目	決算額	主な内容
消耗品費	6,228	就学時健康診断用品、健康診断検査器具、保健調査票用紙代、ニトリルグローブ代、手指消毒アルコール代
通信運搬費	325	就学時健康診断通知等郵送料
業務委託料	6,346	オージオメータ保守業務、健診用器具滅菌業務、産業医委託料
健康診断委託料	110,077	就学時健康診断、学校医等委託料、児童生

		徒健康診断、学校教職員健康診断、ストレスチェック、長時間労働に係る医師による面接指導
合計	122,978	

⑤ 健康診断受検率

貧血の検査以外の検査項目は100%に近い受検率で推移しているが、健診当日の欠席や不登校の児童・生徒がいる影響から100%に届いていない。また、貧血の検査に関しては注射器で血液を抜く血液検査であるため、保護者にリスクを説明したうえで希望者に対して実施していることから、他の項目に比較して受検率が低い水準となっている。

ア 小学校（本校46校、分校2校）

（単位：％）

		栄養 状態	脊柱 胸郭 四肢	皮膚	結核	心臓	尿	眼	視力	耳鼻 咽喉	聴力	歯科
令和 1年度	男	99.8	99.3	99.3	99.3	99.4	99.8	99.0	99.1	99.3	99.7	99.3
	女	99.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.8	99.0	98.7	99.3	99.8	99.3
令和 2年度	男	99.6	99.2	99.2	99.2	99.3	99.7	98.5	98.7	99.3	99.6	98.6
	女	99.7	99.2	99.2	99.2	99.3	99.7	98.7	98.7	99.2	99.7	99.0
令和 3年度	男	99.8	99.3	99.2	99.2	99.2	99.7	98.8	99.3	99.2	99.7	99.2
	女	99.8	99.2	99.2	99.2	99.2	99.6	98.8	99.0	99.4	99.8	99.1

イ 中学校（本校20校、分校1校）

		栄養 状態	脊柱 胸郭 四肢	皮膚	結核	心臓	尿	眼	視力	耳鼻 咽喉	聴力	歯科	貧血
令和 1年度	男	99.3	97.6	97.8	97.7	97.7	99.2	96.7	96.7	98.1	99.4	97.5	89.9
	女	99.4	97.9	98.1	97.9	98.0	99.0	97.2	95.9	98.4	99.6	97.5	93.5

令和 2年度	男	98.6	97.0	97.0	96.9	97.1	98.8	95.0	96.2	98.2	98.5	96.5	85.5
	女	99.0	97.9	97.9	97.9	98.0	98.6	96.0	95.1	98.7	99.0	96.9	93.1
令和 3年度	男	98.9	97.0	97.1	96.9	97.1	98.8	95.3	93.9	97.6	98.9	96.4	82.2
	女	99.1	96.9	97.0	96.9	97.1	98.5	96.1	91.7	97.9	99.1	96.6	89.6

ウ 高校

		栄養 状態	脊柱 胸郭 四肢	皮膚	結核	心臓	尿	眼	視力	耳鼻 咽喉	聴力	歯科	貧血
R1	男	99.6	99.3	99.3	100.0	100.0	99.6	96.7	99.6	100.0	100.0	99.3	76.6
	女	100.0	98.6	98.6	99.3	99.3	99.1	98.6	100.0	100.0	100.0	98.6	87.2
R2	男	99.6	99.6	99.6	99.0	99.0	100.0	96.8	78.9	99.6	99.5	97.9	76.3
	女	99.3	99.5	99.5	100.0	100.0	99.5	97.0	67.1	99.3	99.3	99.1	82.5
R3	男	100.0	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	97.6	100.0	100.0	100.0	97.2	62.1
	女	99.8	98.6	98.6	100.0	100.0	98.8	94.3	99.8	99.8	99.6	96.5	71.1

エ 特別支援学校（小学部）

		栄養 状態	脊柱 胸郭 四肢	皮膚	結核	心臓	尿	眼	視力	耳鼻 咽喉	聴力	歯科
R1	男	97.8	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	93.5	89.1	93.5	58.7	89.1
	女	100.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	85.0	100.0	95.0	75.0	95.0
R2	男	91.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	93.0	98.2	96.5	75.4	87.7
	女	95.2	85.7	85.7	85.7	85.7	81.0	90.5	95.2	90.5	52.4	76.2
R3	男	96.6	98.3	98.3	98.3	98.3	96.6	96.6	94.8	93.1	55.2	86.2
	女	95.8	95.8	95.8	95.8	95.8	83.3	95.8	95.8	95.8	70.8	91.7

オ 特別支援学校（中学部）

		栄養 状態	脊柱 胸郭	皮膚	結核	心臓	尿	眼	視力	耳鼻 咽喉	聴力	歯科	貧血
--	--	----------	----------	----	----	----	---	---	----	----------	----	----	----

			四肢										
R1	男	100.0	96.4	96.4	96.4	96.4	100.0	96.4	92.9	96.4	60.7	96.4	100.0
	女	90.0	85.0	85.0	85.0	85.0	80.0	65.0	90.0	95.0	55.0	85.0	85.0
R2	男	96.3	88.9	88.9	88.9	88.9	92.6	92.6	92.6	92.6	59.3	85.2	63.6
	女	90.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	75.0	75.0	65.0	60.0	75.0	100.0
R3	男	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	93.1	93.1	93.1	75.9	82.8	50.0
	女	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	94.4	88.9	94.4	88.9	72.2	83.3	40.0

(2) 実施した監査手続

以下の資料を確認し、必要に応じて担当課等への質問を実施した。

- ・前橋市の教育（令和4年度、3年度、2年度）
- ・当初（一次）歳出予算要求書
- ・学校保健管理事業関係綴
- ・学校医出勤予定関係綴

また、令和3年度、2年度、元年度の予算整理簿より金額的重要性を加味して任意にサンプリングした契約関係書類を閲覧した。

(3) 監査結果及び意見

① 健康診断の未受診者への受診勧奨の明文化について【意見】

（現状）

各学校において健診終了後、未受診者の保護者に通知及び電話で受診勧奨し、受診結果を提出していただくよう依頼している。それでも受診しない場合には、長期休業前（夏・冬）や教育相談等の場面をとらえて受診勧奨を行っている。

（問題点）

健康診断の結果、要治療の学生・生徒への治療勧奨については、実務必携で明文化されている。しかし、未受診者の受診勧奨については、市の要綱等で明文化されていない状況である。

（改善策）

要治療の学生・生徒への治療勧奨と同様に未受診者への受診勧奨についても明文化を検討する必要がある。

(4) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容（契約内容）	令和3年度学校保健諸検査業務
相手先	公益社団法人 前橋市医師会
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格（税抜）	<p>受診者1人あたり</p> <p>① 基本健康診断 1,390円</p> <p>② 尿検査 100円</p> <p>③ 胸部X線検査 1,000円</p> <p>④ 総合診察 1,290円</p> <p>⑤ 血液検査 3,030円</p> <p>⑥ 心臓健診 960円</p> <p>⑦ 聴力検査 390円</p>
契約金額（税抜）	<p>受診者1人あたり</p> <p>① 基本健康診断 1,390円</p> <p>② 尿検査 100円</p> <p>③ 胸部X線検査 1,000円</p> <p>④ 総合診察 1,290円</p> <p>⑤ 血液検査 3,030円</p> <p>⑥ 心臓健診 960円</p> <p>⑦ 聴力検査 390円</p>
落札率	<p>受診者1人あたり</p> <p>① 基本健康診断 100%</p> <p>② 尿検査 100%</p> <p>③ 胸部X線検査 100%</p> <p>④ 総合診察 100%</p> <p>⑤ 血液検査 100%</p> <p>⑥ 心臓健診 100%</p>

	⑦ 聴力検査 100%
契約方法	随意契約
随意契約理由	相手先は、専門的な検査機材による適正な検査業務が可能であること。また、検診車を保有しており、各学校に出向いて検査をすることができ、学校現場に支障をきたす恐れが少ないため、適正に業務実施することが見込まれる。上記より、競争見積に適さないため随意契約により契約を締結している。

業務内容（契約内容）	令和3年度学校歯科保健予防業務
相手先	前橋市学校歯科医会
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約日	令和3年4月1日
予定価格（税抜）	<p>① 市立学校の学校保健管理業務 歯科医師1人 年額 106,233 円</p> <p>② 市立学校の就学時健康診断業務 歯科医師1人1回出勤につき 18,160 円</p> <p>③ 歯科刷掃指導業務 歯科医師1人1回出勤につき 15,791 円 歯科衛生士1人1回出勤につき 5,619 円</p> <p>④ 口腔衛生管理業務 歯科医師1人 年額 17,019 円</p> <p>⑤ 事務費 1件につき 100 円</p>
契約金額（税抜）	<p>① 市立学校の学校保健管理業務 歯科医師1人 年額 106,233 円</p> <p>② 市立学校の就学時健康診断業務 歯科医師1人1回出勤につき 18,160 円</p> <p>③ 歯科刷掃指導業務 歯科医師1人1回出勤につき 15,791 円</p>

	歯科衛生士 1 人 1 回出勤につき 5,619 円 ④ 口腔衛生管理業務 歯科医師 1 人 年額 17,019 円 ⑤ 事務費 1 件につき 100 円
落札率	① 市立学校の学校保健管理業務 100% ② 市立学校の就学时健康診断業務 100% ③ 歯科刷掃指導業務 100% ④ 口腔衛生管理業務 100% ⑤ 事務費 100%
契約方法	随意契約
随意契約理由	本件業務は、これまで保健総務課において前橋市歯科保健予防業務として社団法人前橋歯科医師会と契約を締結していた。平成 23 年 2 月 16 日付けで、学校歯科保健衛生の振興を目的として上記団体が社団法人前橋市歯科医師会に設立され、平成 23 年度から本件業務を上記団体から継承することとなったため選定するものである。なお、この団体は、市教委が委嘱する学校歯科医及び社団法人前橋市歯科医師会に入会している者をもって構成されていることから、実績及び歯科医師の構成人数から適切な業務遂行能力があると認められる。上記より、競争見積に適さないため随意契約により契約を締結している。

業務内容（契約内容）	令和 3 年度学校環境衛生管理業務
相手先	一般社団法人 群馬県薬剤師会 前橋市学校薬剤師会
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
契約日	令和 3 年 4 月 1 日
予定価格（税抜）	① 飲料水等の水質検査 1 検査につき 6,500 円 ② 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 4,000 円 ・遊離残留塩素

	<ul style="list-style-type: none"> ・ pH 値 ・ 大腸菌 ・ 一般細菌 ・ 有機物等 ・ 濁度 <p>③ 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 10,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総トリハロメタン <p>④ 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 400 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度（循環ろ過装置の処理水） <p>⑤ 簡易専用水道検査 1 検査につき 18,000 円</p>
契約金額（税抜）	<p>① 飲料水等の水質検査 1 検査につき 6,500 円</p> <p>② 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 4,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊離残留塩素 ・ pH 値 ・ 大腸菌 ・ 一般細菌 ・ 有機物等 ・ 濁度 <p>③ 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 10,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総トリハロメタン <p>④ 水泳プール水の水質検査 1 検査につき 400 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度（循環ろ過装置の処理水） <p>⑤ 簡易専用水道検査 1 検査につき 18,000 円</p>
落札率	<p>① 飲料水等の水質検査 100%</p> <p>② 水泳プール水の水質検査 100%</p> <p>③ 水泳プール水の水質検査 100%</p> <p>④ 水泳プール水の水質検査 100%</p> <p>⑤ 簡易専用水道検査 100%</p>
契約方法	随意契約
随意契約理由	本業務（検査）を実施できる厚生労働省指定機関であり、適正な

	検査業務が可能であるため選定する。以上より、競争見積に適さないため随意契約により契約を締結している。
--	--

11. 体力向上推進事業

(1) 概要

① 事業の目的

中学校部活動への外部指導者派遣や関係団体に対する運営費補助等により、生徒の自主的な活動意欲を育て、体力づくりに取り組む環境を推進する。

② 事業の内容

前橋市小学校体育研究会と前橋市中学校体育連盟に対して運営費を補助する。

また、中学校部活動に外部指導者の派遣、市内で開催される関東・全国大会等の運営費を補助する。

③ 事業費の推移

(単位：千円)

	令和1年度	令和2年度	令和3年度
決算額	19,588	10,725	13,696

④ 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目	決算額	主な内容
報酬	1,831	部活動指導員
共済費	5	部活動指導員
報償費	1,828	中学校運動部活動指導協力者報償
役務費	86	部活動外部指導者スポーツ安全保険料
負担金補助及び交付金	9,946	前橋市小学校体育研究会補助金、前橋市中学校体育連盟運営補助金
合計	13,696	

(2) 実施した手続

以下の資料を確認し、必要に応じて担当課等への質問を実施した。

- ・前橋市の教育（令和4年度、3年度、2年度）
- ・当初（一次）歳出予算要求書
- ・中学校部活動指導協力者派遣事業関係綴
- ・部活動指導員関係綴
- ・学校体育団体補助金関係綴

また、令和3年度、2年度、元年度の予算整理簿より金額的重要性を加味して任意にサンプリングした補助金について、補助金等交付事務が適切に行われているか関係書類を閲覧した。

(3) 監査結果及び意見

特筆すべき事項は、発見されなかった。

(4) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の事業について書類を確認した。

補助対象事業	令和3年度 第52回全国中学校柔道大会
相手先	群馬県中学校体育連盟
金額	2,000,000円
事業の実施期間	令和3年8月22日から令和3年8月25日まで

12. 小・中学校の統廃合の実績と計画

(1) 概要

国は、昭和32年に「学校統合の手引」を作成し、昭和33年には小・中学校の学校規模（学級数）の標準を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきた。また、過去には学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られたことから、昭和48年に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることや、小規模校の利点を踏まえ、総合的に判断した場合存置する方が好ましい場合もあることなどを通達した。

各市町村は、こうした通達や手引を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化に係る検討を行ってきており、全体として見れば5学級以下の小規模校は減少し、標準規模の学校は増加傾向にある（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～平成27年1月27日

発行)」(以下、「手引き」という)。また手引きには、学校規模の適正化が必要となる背景として、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい」と記載されている。

この手引きを参考に、策定された「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針(平成20年8月19日発行)」(以下、「適正基本方針」という。)によると、前橋市における小中学校の適正規模の基準と適正配置の考え方は次のとおりとなっている。

① 適正規模の基準

小学校においては、多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1学年平均2学級を下限とする12学級から18学級。

中学校においては、多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに部活動等の活性化を促し、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成等の教員確保が可能となる、1学年平均4学級を下限とする12学級から18学級。また、学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とあり、同規則79条にて中学校に準用される。

なお、適正基本方針によると、小学校1, 2年生は30人学級、他の学年は40人学級で算出するとあるが、「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」によると、令和3年4月より他の学年は35人学級が編成できるようになる。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条2項では、小学校1, 2年生は35人学級、他の学年は40人学級を標準としている。

② 適正配置の考え方

学校教育の充実と児童生徒に望ましい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現することは、児童生徒に通学区域の変更をもたらすこととなる。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

③ 適正規模・適正配置の検討対象校及び推進の方策

適正基本方針では、小中学校の適正規模の基準を下回る学校を「小規模校」、適正規模の基準を上回る学校を「大規模校」とし、平成26年度の推計値でも適正規模への回復が見込めない学校を適正規模に向けての検討に取り組む対象校とした。なお、適正配置の基本

的な考え方にに基づき、適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とした。

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」と「学校の統合」という2つの方策を各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ行うこととする。

「通学区域の見直し」にあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮する。また、通学区域を見直す際には、保護者や地域に対し、その意義と内容を説明し、理解を深める場を設定する。なお、事例によっては、段階的に通学区域の変更を進めることとする。さらに、小中学校の連携を図り、義務教育である9年間を見通したカリキュラムを編成しやすくするため、可能な限り同一の小学校から同一の中学校への通学ができる小中学校の配置を考えることとする。この考え方は次の「学校の統合」についても同様とする。

「学校の統合」は、統合の趣旨、実施方法等について、以下の(ア)、(イ)を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととした。

(ア) 新設校としての設置

「学校の統合」は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とする。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とする。

(イ) 設置場所

新設校は、原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定する。また、新設校については、教育環境の充実を図ることとする。なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討することとする。

④ 適正規模・適正配置の具体的な進め方

(ア) 小規模校の適正規模・適正配置

「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて、次のように検討を推進する。

a. 小規模校を含む複数の学校が集中する地域においては、地域の枠組みを考慮し、

「通学区域の見直し」と「学校の統合」を組み合わせ、適正規模・適正配置を実現する。

b. 小規模校と他校が隣接している場合においては、学校の立地条件により、それぞれ次の方法により適正規模・適正配置を検討する。

- ・隣接した学校が小規模校の場合は、統合による適正規模・適正配置を検討する。
- ・隣接した学校が適正規模校である場合には、「通学区域の見直し」と「学校の統合」という考え方のうち、適切な方法により、適正規模・適正配置を検討する。
- ・小規模校が点在して存在している地域では、通学区の見直しや登下校の安全に効果的なスクールバスの導入を含め、通学手段の確保による統合等により適正規模・適正配置を検討する。

また手引きによると、小規模校の対応の目安は以下のようになっている。

【小学校の場合】

- ・1～5学級：複式学級が存在する規模

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

- ・6学級：クラス替えができない規模

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

- ・7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来

的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

- ・9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

【中学校の場合】

- ・1～2学級：複式学級が存在する規模

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいと、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

- ・3学級：クラス替えができない規模

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

- ・4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

- ・6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することができる学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる

教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

・9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数の教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模

標準には満たないものの、おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模。教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

(イ) 大規模校の適正規模・適正配置

隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。

また、手引きによると①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築、④学校規模は見直さず、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった対策が例示されている。特に31学級以上の学校がある場合には、速やかにその解消を図ることを促している。

(単位：校)

区分 規模	小学校		
	A	B	B-A
	平成20年	令和4年	増減
11 学級以下 (小規模校)	17	16	-1
12～18 学級	19	26	7
19 学級以上 (大規模校)	9	4	-5
合計	45	46	1

(単位：校)

区分 規模	中学校		
	A	B	B-A
	平成20年	令和4年	増減
11 学級以下 (小規模校)	10	10	0
12～18 学級	11	10	-1
19 学級以上 (大規模校)	0	0	0
合計	21	20	-1

参考：前橋市立小学校・中学校の適正規模・適正配置（平成20年策定）
前橋市の教育（令和4年度）

(2) 監査結果及び意見

① 適正規模、適正配置の見直しについて【意見】

(現状)

「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針(平成20年8月19日付)」が策定されたころより、小学校は適正規模校が7校増加、小規模校が1校減少し、大規模校が5校減少している。中学校は適正規模校が1校減少している。前橋市における小学校の適正規模・適正配置は進んできているが、今後の少子化を見据えさらなる適正化が求められる。

(問題点)

小中学校の適正規模・適正配置について、学級数や生徒児童数の現状把握はされているものの、将来を見据えた定期的な検証が行われていない。「通学区域の見直し」や「学校の統合」を行うには、各児童生徒の通学距離や通学路の安全性、地域社会の合意形成と検討課題は多岐にわたることから、進捗状況の管理は馴染まないところがあるが、生徒児童数の増減や今後の動向を踏まえた、定期的な検証を行うことが、よりよい教育環境を整備するために必要と考える。

また、小学校においては、小規模校の中でも6学級の学校が散見され、手引きによれば「クラス替えができない規模」である。その中でも令和4年5月1日現在の児童数が100名に満たない小学校が4校ある。

(改善策)

「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針(平成20年8月19日付)」で検討に取組むとされた対象校の中で未実施校はあるものの、平成20年の状況から変わってきている小中学校もあり、ゼロベースで現在と将来の見込みを勘案し、小中学校の適正規模・適正配置に取り組む。

また、3年に1度程度を目安に適正規模・適正配置の定期的な検証し、現状分析と方針の修正を行う仕組みを整備することが望ましい。別途、将来の児童生徒数の減少に対応するため、学校統合の適否の検討を開始するための基準(要検討基準)を定めておくことも考えられる(例:小学校で全児童数が200人を下回る場合、100人を下回る場合、各学年が単学級になった場合等)。

特に上記した児童数が100名に満たない4つの小学校については、統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討し、今後も小規模校として活用していくのか、適正規模・適正配置を推進するのか、今後の対応・対策の速やかな検討が望まれる。また、

小規模校として活用する場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策及び小規模校のデメリットの解消策や緩和策を検討・実施する必要がある。

13. 小・中学校の就学奨励(援助)事業の実績と計画

(1) 概要

① 就学援助制度事業

就学援助制度は、経済的な理由で子供に義務教育を受けさせることが困難な保護者を対象に、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度である。援助を希望する保護者の申請に基づいて、家族の状況、学校長の意見を判断して、市教委が認定する。

支給時期は、原則7月下旬、10月下旬、1月下旬の年3回。

② 就学奨励制度事業

特別支援教育就学奨励制度は、小学校、中学校の特別支援学級等の学校生活に必要な費用の一部を国および地方公共団体が補助する制度。援助を希望する保護者の申請に基づいて、市教委が認定する。

支給時期は、原則10月下旬、12月下旬、3月下旬の年3回。

(単位：千円)

事業	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績
就学援助	117,976	112,132	105,068	97,376	113,156	107,961
就学奨励	113,213	112,098	97,095	88,178	100,085	93,498

(2) 監査結果及び意見

① 指名業者数について【意見】

契約 i. 物品買入(加湿空気清浄機 16 台)

業務内容(契約内容)	令和2年度 物品買入(加湿空気清浄機 16 台)
相手先	有限会社 群馬通信機サービス
契約期間	令和3年3月31日
契約日	令和2年10月21日
予定価格	1,024,000 円(税抜)

契約金額	1,024,000 円(税抜)
落札率	100.0%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	入札結果日令和2年10月15日、見積依頼日：令和2年10月1日

契約 ii . 物品買入(加湿空気清浄機 17 台)

業務内容 (契約内容)	令和2年度 物品買入(加湿空気清浄機 17 台)
相手先	株式会社 たけのうち電器 前橋営業所
契約期間	令和3年3月31日
契約日	令和2年10月29日
予定価格	1,088,000 円(税抜)
契約金額	1,067,600 円(税抜)
落札率	89.2%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	入札結果日令和2年10月29日 見積依頼日：令和2年10月7日

(現状)

契約 i の取引は、加湿空気清浄機(型番:KI-NX75(W))を第一中学校に 16 台納品する契約であり、契約 ii の取引は、加湿空気清浄機(型番:KI-NX75)を第六中学校に 17 台納品する契約である。色の指定があるか否かが違うだけであり、予定価格はともに A 社から見積を入手して作成し、1 台あたり 64,000 円で同額となっている。

それぞれ、4 者の指名競争入札であり、指名競争入札の結果は以下のとおりであった。

契約 i . 加湿空気清浄機 16 台 (色指定あり)

業者	入札価格	摘要	(参考) 単価
A 社	1,024,000	落札	64,000
B 社	1,034,000	予定価格超過	64,625
C 社	1,064,000	予定価格超過	66,500

D社		失格	
----	--	----	--

契約 ii . 加湿空気清浄機 17 台（色指定なし）

業者	入札価格	摘要	(参考) 単価
E社	1,067,600	落札	62,800
A社	1,088,000		64,000
F社	1,139,000	予定価格超過	67,000
G社	1,173,000	予定価格超過	69,000

(問題点)

契約 i で A 社が落札し、他は 1 者失格、2 者予定価格超過だったことから、契約 ii では A 社のみ残して指名業者を他の業者に変更している。

予定価格の算定では、契約 i では A 社を含む 2 者から見積書を入手し、低い価格であった A 社の見積価格を予定価格とした。契約 ii でも A 社を含む 2 者から見積書を入手し、低い価格であった A 社の見積価格を予定価格とした。

「前橋市物品購入等契約事務取扱要領」では、予定価格が 80 万円以上の場合には、おおむね 4 業者以上を指名業者数とするとされている。契約 i と契約 ii の取引ともに形式的には 4 者による指名競争入札となっているが、4 業者の中には予定価格を決定するにあたり見積書を徴求した者が入っており、当該業者は、結果として予定価格超過の入札額であり、実質は 3 業者による指名競争入札となることが予め予想されるところである。

(改善策)

予定価格を算出するにあたり複数業者から見積書を徴求することは多々あると思うが、その場合には高い見積書を提出した業者を除いても「前橋市物品購入等契約事務取扱要領」に定める指名業者数以上になるようにすることが、望ましい。

(3) 契約書類を確認したその他の取引

監査の実施にあたり、以下の契約について契約書類を確認したが、監査結果及び意見として、特筆すべき事項はなかった。

業務内容（契約内容）	令和 3 年度 物品買入(書画カメラ 26 台)
相手先	株式会社 前橋大気堂
契約期間	令和 3 年 7 月 30 日
契約日	令和 3 年 6 月 23 日

予定価格	1,332,000 円(税抜)
契約金額	1,209,000 円(税抜)
落札率	90.7%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	新品の書画カメラを細井小学校に 24 台、桃川小学校に 2 台納品する。

業務内容 (契約内容)	令和 2 年度 物品買入(印刷機 13 台)
相手先	株式会社 オオタヤ
契約期間	令和 2 年 7 月 31 日
契約日	令和 2 年 6 月 15 日
予定価格	月額 6,630,000 円(税抜)
契約金額	月額 6,045,000 円(税抜)
落札率	91.1%
契約方法	指名競争入札
随意契約理由	—
備考	新品の印刷機(型番: DD6650P)を中川中学校、若宮小学校、天川小学校、広瀬小学校、荒牧小学校、下川淵小学校、新田小学校、大胡小学校、粕川小学校、時沢小学校、鎌倉中学校、木瀬中学校、特別支援学校へ各 1 台ずつ、計 13 台納品する。

業務内容 (契約内容)	平成 31 年度 物品買入(印刷機 14 台)
相手先	株式会社 細野事務器
契約期間	令和元年 6 月 28 日
契約日	令和元年 5 月 17 日
予定価格	7,000,000 円(税抜)
契約金額	6,552,000 円(税抜)
落札率	93.6%
契約方法	指名競争入札

随意契約理由	—
備考	新品のデジタル印刷機(A3)を市内小学校9校及び中学校5校に1台ずつ納品する。

14. 外国語教育推進事業の予算と実績

(1) 概要

外国語教育推進事業として、外国語指導助手（ALT）を設置している。外国語教育の振興を図るため、英語を母語や公用語とする外国青年の外国語指導助手を小学校6校・各中学校及び市立前橋高校に配置するとともに、小学校や幼稚園に訪問させることにより、本市の英語教育や国際理解教育の充実・向上に資することを目的としている。

平成29年度から27名を採用しており、令和3年度も27名の外国語指導助手が前橋市内に配置された。外国語指導助手は、英語担当教員と一緒にチームティーチングによる英語での授業や、小学校3・4年生の外国語活動、国際理解教育の補助を行っている。このほか、夏季休業中に実施する「中学生英会話教室」の講師、市立前橋高校の「English Camp」のゲスト、秋に開催する「英語弁論大会」の審査員、各中学校での弁論大会に向けての指導補助も行っている。これらの活動を通じて、児童・生徒は生きた英語に触れ外国人との会話等を体験することで、外国語によるコミュニケーションや外国の文化についての興味や関心を高めることができる。

一方で、勤務校の教員は、外国語指導助手の協力で学習指導に必要な研修を行ったり、日常的な交流を行ったりすることで、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うことができるなど、職員の国際理解に係る識見を広げ深めることにも役立っている。

また、外国語指導助手とは別に、小学校に15名の前橋イングリッシュサポーター（注）を配置し、英語の授業を行うことに不安を感じている教員のサポートをできるようにしている。

（注）イングリッシュサポーターとは、小学校における外国語活動・英語科の授業のサポート、小学校における外国語活動・英語科の授業に関わる教材作り等のサポート、その他、小学校英語教育の充実に関連する業務を行う会計年度任用職員である。

過去3カ年の当該事業の予算実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績
外国語推進	142,894	140,535	140,190	137,652	135,743	134,480

※主な内容は、人件費。

(2) 監査結果及び意見

特筆すべき事項は、発見されなかった。

15. 市の奨学金制度

(1) 概要

市は、「前橋市奨学資金貸与条例」(昭和44年3月31日条例第22号)を制定し、一定の条件を満たすものに対して教育資金を貸与する事業を行っている。その目的は、市内に居住する優秀な生徒であって、経済的理由により修学困難なものに対して、学資を貸与し、教育の機会均等を図ることである。一定の条件は以下の5つであり、これをすべて満たすものが貸与の対象となる。

- ① 品行方正、身体健全、学業優秀であって志操堅固である者
- ② 市内に居住する者
- ③ 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学中の者
- ④ 資力がなくて就学困難である者
- ⑤ 他の制度による育英又は奨学等の資金の給与又は貸与を受けていない者

奨学金の貸与額は、以下のとおりであり貸与する奨学金は無利子である。

- ① 国立及び公立の学校に在学する者 月額12,000円
- ② 私立の学校に在籍する者 月額18,000円

奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てて市長に申し込み、市教委は、「前橋市奨学資金貸与審査委員会」を設置し、当該委員会の意見を聞いたうえで貸与の可否を決定し、その結果を市長に報告する。その結果を受けて市長は申請者へ通知する。

奨学金は、貸与が完了または廃止された翌月から6か月を経過した後、10年以内（1年に4回の納期）で返還することとなっている。ただし、大学その他の上級の学校に在学する場合や、災害や病気その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難と認められた場合は、市長は、奨学金の返還を延期することが出来る。

貸与の条件の④である「資力がなくて就学困難である者」の世帯の所得について令和4年度の普通奨学生の基準は、概ね以下の基準による。

世帯人数	世帯構成（参考例 父 母年齢40歳として算定）	所得基準参考額
2人	父または母、本人	約161万円
3人	父、母、本人	約216万円
4人	父、母、本人、中（小）学生	約269万円
5人	父、母、本人、中（小）学生、未就学児	約303万円

貸与が確定した場合には、規則を守り、学業に励むこと。貸与完了後は、市の返還計画に従い遅滞なく返還すること。転退学・休学・復学、市からの転出については遅滞なく報告すること。他の奨学制度からは給付及び貸与は受けていないこと等を記載した誓約書を提出することとなっている。

令和3年度末（令和4年3月31日）現在における返済の滞納者の人数および金額は以下のとおりである。

令和3年度末における滞納者および金額	
21人	3,839,500円

上記のうち上位5人の金額は以下のとおりである。

上位5名の滞納額（円）	
A	627,500
B	448,000
C	390,000
D	325,000
E	304,000
合計	2,094,500
全体に占める率	54.55%

滞納者のうち、最も古いものは以下の通りである。

貸与年度（貸与期間）	昭和 60 年 4 月 1 日～昭和 62 年 3 月 31 日
貸与月額	10,000 円
貸与額合計	360,000 円
返還年度	昭和 63 年 4 月 1 日～平成 9 年 3 月 31 日
既返還額	320,000 円
未納額	40,000 円
最新返還日	令和 4 年 10 月 31 日

不能欠損処理の過去 5 年間の実績額は以下のとおりである。

年 度	不能欠損処理額（円）
平成 29 年度	48,000
平成 30 年度	48,000
令和元年度	24,000
令和 2 年度	0
令和 3 年度	242,000
合 計	362,000

過去10年間における調定額、収入済額、不能欠損額、収入未済額の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	項目	調定額	収入済額	不能欠損額	未収入済額
平成24年度	当年度収入予定額	3,882,000	3,342,000	0	540,000
	当年度前収入予定額	5,096,000	776,000	381,000	3,939,000
	合計	8,978,000	4,118,000	381,000	4,479,000
平成25年度	当年度収入予定額	3,102,000	2,598,000	0	504,000
	当年度前収入予定額	4,704,000	568,000	48,000	4,088,000
	合計	7,806,000	3,166,000	48,000	4,592,000
平成26年度	当年度収入予定額	2,880,000	2,106,000	0	774,000
	当年度前収入予定額	4,640,000	485,000	48,000	4,107,000
	合計	7,520,000	2,591,000	48,000	4,881,000
平成27年度	当年度収入予定額	2,609,000	2,004,000	0	605,000
	当年度前収入予定額	4,881,000	306,000	48,000	4,527,000
	合計	7,490,000	2,310,000	48,000	5,132,000
平成28年度	当年度収入予定額	2,496,000	2,010,000	0	486,000
	当年度前収入予定額	5,132,000	340,000	48,000	4,744,000
	合計	7,628,000	2,350,000	48,000	5,230,000
平成29年度	当年度収入予定額	3,024,000	2,543,000	0	481,000
	当年度前収入予定額	5,230,000	430,000	48,000	4,752,000
	合計	8,254,000	2,973,000	48,000	5,233,000
平成30年度	当年度収入予定額	2,820,000	2,292,000	0	528,000
	当年度前収入予定額	5,233,000	762,000	48,000	4,423,000
	合計	8,053,000	3,054,000	48,000	4,951,000
令和元年度	当年度収入予定額	1,824,000	1,429,000	0	395,000
	当年度前収入予定額	4,951,000	658,000	24,000	4,269,000
	合計	6,775,000	2,087,000	24,000	4,664,000
令和2年度	当年度収入予定額	1,344,000	945,000	0	399,000
	当年度前収入予定額	4,680,000	725,500	0	3,954,500
	合計	6,024,000	1,670,500	0	4,353,500
令和3年度	当年度収入予定額	960,000	891,000	0	69,000
	当年度前収入予定額	4,445,500	433,000	242,000	3,770,500
	合計	5,405,500	1,324,000	242,000	3,839,500

(2) 監査結果及び意見

① 滞納債権管理が不十分なことについて【結果】

(現状)

市は、A債務者に対し、昭和62年度から平成元年度の3年間に奨学資金として396,000円を貸し付けた。これに対しA債務者は平成2年度から平成11年度の間、返還金のうち154,000円は返還したものの、残額の242,000円については、平成11年1月29日の返還を最後に、返還していない。その間、本人は転出しており住所の確認が困難であり、返還に係る納付書を送付したが、相手先に到達したか否かは不明であった。台帳のメモによれば、A債務者の母親が貸与手続きを行い、返還も母親が行っていたようであるが、過年度の請求に対しては「全て納めた」等の主張を繰り返し、返還(納付)を拒否していたようである。

令和元年度に職権による居住地調査を行い、この調査より本人の現住所が判明した。そこで納付書を送付したが、滞納の状況は変わらなかった。

令和3年度にあらためて本人に納入通知書を送付したところ、電話及び窓口において本人が時効を主張し、時効の援用書類も提出されたため現存する債権の徴収が不可能となったことにより、前橋市財務規則第50条の規定に基づき、不能欠損処分を行った。

・奨学金貸与額 396,000円(昭和62年4月から平成元年3月分まで)

・返済額 154,000円分(14回分)

(内訳)

平成2年分 22,000円(平成2年度第3期、第4期分)

平成3年分 22,000円(平成3年度第1期、第2期分)

平成8年分 22,000円(平成8年度第1期、第2期分)

平成9年分 44,000円(平成9年度第1期、第2期分)

平成10年分 44,000円(平成10年度第1期、第4期分)

合計 154,000円

・未納金額 242,000円

(内訳)

平成3年第3期～平成7年第4期分 198,000円

平成8年第3期、4期分 22,000円

平成 11 年第 1 期分、第 2 期分	<u>22,000 円</u>
合 計	242,000 円

・最終弁済日

平成 11 年 1 月 29 日

・時効の期間満了日

平成 21 年 1 月 29 日

(問題点)

A 債務者は、最初の返済期間の平成 2 年度は第 3 期、第 4 期と返済したものの、平成 3 年度の第 3 期及び第 4 期は返済を実施していない。また、A 債務者は時期が不明であるが、市から転出している。貸与申請時に市に提出する誓約書には、市から転出する場合には市に報告することとなっている。これに対して市は、平成 11 年 1 月 29 日の返済期限を最後に返済を行っていないにもかかわらず、継続して追跡調査を実施していない。平成 22 年になって千葉県銚子市に催告書を送付したようであるが、その後、令和 2 年 2 月に長期未納者に対する戸籍調査を実施するまでは、追跡調査を実施していない。結果として、A 債務者は、最終催告から 10 年が経過したことを理由として時効を主張し、市はこれを認めざるを得ず、不能欠損処理とした。

そもそも、公共団体の債権は、その財源が税金であり、10 年もの間督促手続を実施せず債務者から時効を援用され、不能欠損処理するという事自体、不作為とする法令違反である。公共団体が不能欠損処理するのは、あくまでも債務者について所得調査、財産調査等を実施し、回収が困難であると判断した場合に限定されるべきと考える。

また、正常に返済している他の債務者と比較すると公平性の原則に反する。

(改善策)

市教委は、職権による居住地調査権があるのであるから、居住地が不明となった段階で早期に職権により居住地を確認し、督促状の送付等回収手続を継続すべきである。

第4 学校現地往査

1. 監査の概要

幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高校から下記の選定方法に基づき選定した先について、往査を行った。

選定基準	対象学校
高等学校から選定	市立前橋高校
特別支援学校から選定	特別支援学校
大規模中学校から選定	南橋中学校
統合して間もない中学校から選定	明桜中学校
新校舎中学校から選定	みずき中学校
大規模小学校から選定	永明小学校、東小学校
小規模小学校から選定	白川小学校
統合して間もない小学校から選定	芳賀小学校、わかば小学校
分校を擁している小学校から選定	滝窪小学校
合併して間もない旧町村の小学校から選定	粕川小学校
幼稚園から選定	まえばし幼稚園、おおご幼稚園

サンプリングにより抽出した往査先について下記内容を主として現地往査を実施した。

- ①学校が一般会計で購入する消耗品、備品等について
- ②学校が一般会計以外で個別に購入する消耗品、備品等について
- ③私費会計について
- ④教職員の働き方改革の取り組み状況
- ⑤職員の勤怠管理状況
- ⑥校舎の老朽化
- ⑦備品の管理について
- ⑧学校図書室の図書管理の状況
- ⑨就学援助費等の支給について
- ⑩特別支援教育就学奨励費
- ⑪学校給食費の徴収について
- ⑫情報システムについて

2. 実施した監査手続

実施した監査手続は以下のとおりである。

確認事項	内容	結果及び意見
① 学校が一般会計で購入する消耗品、備品等について	<ul style="list-style-type: none"> ・購入等に関する個別の内部規定はあるか ・発注はどのようになされているか ・納品チェックはどのようになされているか ・支払はどのようになされているか ・証憑はどのようになされているか 	(個別事項) I. 備品購入時の所管選択について(指摘)
② 学校が一般会計以外で個別に購入する消耗品、備品等について	<ul style="list-style-type: none"> ・購入等に関する内部規定はあるか ・発注はどのようになされているか ・納品チェックはどのようになされているか ・支払はどのようになされているか ・証憑はどのようになされているか 	
③ 私費会計について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で管理している私費にはどのようなものがあるか、会計報告等はなされているか ・管理規則等はあるか ・学校で管理していない私費にはどのようなものがあるか(例えば部活費等) ・管理方法(預金通帳、現金)、内部統制は構築されているか ・過去1年間の収入支出の内容確認。 ・徴収目的以外の支出はないか。 	
④ 教職員の働き方改革の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務の存在 ・留守番電話の設置状況 ・その他、学校で取り組んでいること 	
⑤ 職員の勤怠管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・出退勤管理システムの運用状況 ・勤務時間の記録 ・時間外勤務の内容 	
⑥ 校舎の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の修繕が必要な場合、要望すれば対応がなされているか 	

⑦ 備品管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品台帳への登録手続（購入と廃棄） ・ 現物確認は実施されているか ・ P C やタブレットなど電子機器の管理状況 ・ 備品の現物確認（サンプル） 	<p>（共通事項）</p> <p>I . 備品管理について（意見）</p> <p>（個別事項）</p> <p>II . 備品管理について（意見）</p>
⑧ 学校図書室の図書管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の購入、廃棄手続フロー ・ 図書台帳の登録手続（データ管理・紙面管理） ・ 現物確認は実施されているか ・ 図書の定期的な見直しは実施しているか（古い本、壊れた本、本の補修など） ・ 図書の現物確認（サンプル） 	<p>（共通事項）</p> <p>II . 蔵書点検について（意見）</p>
⑨ 就学援助費等の支給について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請～支給までの手続確認 ・ 過去からの繰越残高の有無 	
⑩ 特別支援教育就学奨励費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請～支給までの手続確認 ・ 過去からの繰越残高の有無 	
⑪ 学校給食費の徴収について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収～支払までの手続確認 ・ 業務担当区分について ・ 徴収方法、管理について ・ 過去からの繰越残高の有無 ・ 異例取引（金額変更、返金手続など）の対応 	
⑫ 情報システムについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ管理について ・ 個人情報管理（学校だより、学校ホームページ掲載、授業資料など） ・ 個人情報以外の管理（テスト問題など） ・ U S B メモリーの取り扱いなど 	

3. 監査の結果及び意見

(共通事項)

① 備品管理について【結果】

(現状)

年1回実施される備品の確認は、契約管理課より各課の備品データ(備品一覧)が出力され、「備品の確認マニュアル」に基づき実施される。

学校(園)の備品の確認は、上記データ出力後、学校教育課が確認案内を学校(園)へ通知し、実施した結果は「備品確認結果報告書」が学校教育課へ提出される。

備品確認時は、学校(園)の担当職員が備品データを加工後担当教員へ割当、現物確認を実施している。出力元データは財務会計システムだが、学校(園)共通の様式で現物確認しているわけではなく、学校(園)ごとに独自の様式で実施している。

(問題点)

学校で確認結果を査閲したところ、確認方法及び確認結果の精度は各学校、あるいは担当職員により差があり、全体として現物確認に一定の精度が担保されていなかった。

また、学校教育課は備品確認の通知、確認方法の提示はしているものの、現場の実施状況の確認・評価はなく、全体的に精度を向上、維持する仕組みは見受けられなかった。結果として、計上漏れや廃棄処理漏れなどが発生していた。

例えば、学校往査時にサンプリングにて確認したところ以下のようなものが見受けられた。

現物あるが、台帳に記載がないもの	・市立前橋高校 ・みずき中学校 ・明桜中学校 ・永明小学校 ・東小学校 ・白川小学校
台帳に記載されているが、現物が見受けられないもの	・明桜中学校
台帳上は廃棄処理済みであるが、実際には現物があるもの	・特別支援学校 ・東小学校 ・白川小学校
現物廃棄済みであるが、台帳に記載されたままのもの	・永明小学校

表示票（備品シール）の貼り付け漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ・白川小学校 ・粕川小学校 ・まえばし幼稚園 ・おおご幼稚園
同一番号の表示票（備品シール）となっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・滝窪小学校
備品台帳の設置場所、個数、品名の記載誤り	<ul style="list-style-type: none"> ・滝窪小学校 ・粕川小学校

（改善策）

i. 通年の備品管理

学校（園）の備品管理は年間を通して担当教員によるため、学校全体で一定の管理精度を保つことが必要である。

この点、例えば備品一覧から設置箇所単位でリストを作成し、年度開始時に担当教員を決定、通期の管理を依頼し、購入、廃棄、移動を随時更新することが考えられる。これにより、年1回の備品確認が効率的に実施可能となること、また転任直後の引き継ぎが容易となるメリットもある。なお、担当の備品管理リストは前橋市として統一のフォームで実施することが下記iiの観点から望ましい。

ii. 学校教育課のモニタリングによる確認精度の維持・向上

学校教育課が学校（園）の備品確認結果を評価することで全体として備品確認の精度を向上し、管理状況の改善を図る。

例えば、年度ローテーションで学校（園）を回り、実際の確認結果を検証（サンプルで独自の現物確認をする）、管理状況をチェックし改善点があれば指摘するなど備品確認チェックリストを作成して評価する事が挙げられる。

検証対象は3年から4年に1回を対象とし、前年に要改善事項があった学校は連続で確認対象とするなど計画的に実施することが望ましい。

② 図書の蔵書点検について【結果】

（現状）

学校の図書について、学校教育課指導係では図書の棚卸について指示を出しておらず、学校任せとなっている。このため、往査した小中学校及び市立前橋高校では、蔵書点検を

実施していなかった。

前橋市内のすべての小中学校において、令和2年1月に「学校図書システム 探調 Tool DX」を導入しており、棚卸機能もついているが活用されていない。市立前橋高校では、平成24年4月から「情報館 v 7」を導入しており、こちらも棚卸機能がついているが活用されていない。

(問題点)

担当課では特に指示していないため、学校任せとなっており、学校では主体的に蔵書点検していない。蔵書点検を実施しないと、図書の紛失等に気が付かない。実際に市立前橋高校では、6冊をサンプリングし、現物確認を行った結果、下記の1冊の現物を確認できなかった。

登録番号	受入年月日	書名	著者	定価	摘要
901035621	2001/04/15	僕たちは、この海で出会った	小林 深雪	388	

(改善策)

図書も市有財産であり、学校教育課指導係が主体となって、各小中学校及び高校で図書の蔵書点検を実施することが必要である。

③ 学校預り金に関するマニュアルの活用について【意見】

(現状)

学校預り金について、市教委は平成30年1月に「学校預り金ガイドライン」を作成し、各校に配布している。それによると「学校預り金に係る会計処理は、各校ごとに会計処理方法が異なっているため、全市統一された会計処理体制の構築が困難な状況にある。また、会計処理を行っている教職員にとって、集金事務や会計簿などの各種帳簿類の作成に係る事務負担が大きく、教職員本来の業務への時間不足に繋がっている。…こうした課題の解決を図るため…学校規模やこれまでの学校預り金の取組といった背景を考慮すると、統一的なシステムやマニュアル（を作成するの）ではなく、各校の現状に合ったマニュアル作りが必要である。」としている。これに基づき各学校に往査し、学校預り金に関するマニュアルの作成状況を確認したところ、滝窪小学校を除き往査時にはマニュアルは作成されていないとのことであったが、後日、作成されていることが判明した。

(問題点)

平成30年1月に配布された「学校預り金事務ガイドライン」によれば、「学校の規模

や、学校預り金への取り組みの状況といった各学校の背景を考慮すると統一的なマニュアルではなく、各校の現状に合ったマニュアル作りが必要である。」とされているように、各学校での会計処理やその背景が異なるのであるから、学校預り金についてマニュアルを作成し、これに従い処理を行うことは、重要であると考え。なお、多少の相違はあるとしても同じ市立学校であり、統一的なマニュアルを作成することも可能であると考えられる。

(改善策)

各学校において、現状おこなわれている学校預り金の会計処理の仕方、金額の集金の仕方等又はその背景等を考慮したマニュアルが作成されているのであれば、それに従った処理が望まれる。また、マニュアルが存在することにより、担当者が交代したときや、事務担当者が不在時でも処理が必要な場合にほかの人が代わって処理することが可能になるのであるからマニュアルを活用することが望ましい。

④ 学校預り金処理に係わる書類の検印について【意見】

(現状)

各学校に往査し学校預り金に係る証憑を確認したところ、担当者印、責任者印の押印が一切なかった。

(問題点)

学校預り金は、保護者やPTA同窓会等から委任を受けているものである。担当者印、責任者印等が一切押印されていないと誰が処理したのか、誰が承認したのか全く不明である。「学校における経理事務 チェックポイント」においては、担当者は決まっており、担当者以外の方が記入するということはほとんどないのかもしれないが、後日確認するときには不効率である。処理されたものには、処理担当者が誰なのかすぐわかるようにしておく必要がある。

(改善策)

担当者印、責任者印が必要な箇所には押印しておくことが、後日確認するときには有効である。

⑤ 預り金の納品書におけるチェックマークが記載されていないことについて【意見】

(現状)

各学校に往査し学校預り金に係る納品書におけるチェックマークを確認したところ、チェックマークが一切記載されていなかった。

(問題点)

納品時のチェックマークは、納品時に納品書と現物の数量が合致しているか否か確認し、請求書が来た段階で請求書の数量と納品書の納品数量が合致しているか否か確認するものである。これらの納品現物と最終的な請求までが合致して初めて支払いが可能なものである。これら証憑関係の全てが合致しているか否か確認が出来ないのは問題である。

(改善策)

物品の購入をしたときは、納品された数量と納品書の数量、請求書の数量が全て一致するように確認してから支払いをすることになるので、納品数量等にはチェックマークを付すべきである。

⑥ 修繕案件について【意見】

(現状)

学校側(学校教職員)で実施される法定点検は下記のとおりである。

- ・ 定期の安全点検 (月 1 回の安全点検、毎学期 1 回以上の点検)
- ・ 臨時の安全点検(必要に応じて。行事の前後、災害時等)
- ・ 日常の安全点検(日常的に)

また、設置者(教育施設課)は 3 年に 1 回実施される学校施設建築物・建築設備点検の他、各種安全・保守点検を定期的に行っている。

上記点検や日常利用の中で修繕箇所が判明し学校側で修繕不可と判断した場合、「修繕施工願」を教育施設課へ提出する。その後、教育施設課が現場を確認し要修繕と判断された場合、修繕が実施される。

(問題点)

緊急性の高い修繕案件を除くと予算や工事難易度により適時修繕が実施されないことが多い。

(改善策)

緊急性の高い修繕が必要な箇所、特に事故の発生が高い箇所については、予算や工事難

易度等を考慮しながらも優先度を高く修繕工事等を実施すべきである。

(個別事項)

(1) 高校

① 備品購入時の所管課が未選択なことについて【結果】

(現状)

購入した備品について所管先を確定する「物品所管通知書」を確認したところ、備品購入時に「市立前橋高等学校」と所管選択をすべきところ、所管選択が適切にされず、備品の所管が「学校教育課」となっているものがあつた。そのため備品確認の際、購入後に「学校教育課」から所管振替処理されている備品が複数確認された。当該備品については、市立前橋高校で購入、納品されているにも関わらず「表示票」が添付されない状態で利用されていた。

学校教育課の担当者に確認したところ、市立前橋高校のみ、購入時に「市立前橋高等学校」と所管選択しないと所管が「学校教育課」となってしまう、かつ表示票も印刷されないため上記に至ったとのことである。

(問題点)

市立前橋高校での購入物品が、他の所管扱いになるため表示票が添付されない。また、所管が異なるままだと毎年実施される物品確認の際、担当学校の備品一覧に計上されないことになるため、現物確認漏れとなる可能性が高い。

(改善策)

市立前橋高校では、上記ケースが発生しうるため、備品購入の際は所管選択、表示票の添付を一層周知徹底すべきである。

② 自動販売機設置に係る市有財産賃貸借契約書について【結果】

(現状)

市立前橋高校では自動販売機設置業者（ベンダー）に市有財産を賃貸借することで、自動販売機を設置させている。その状況は以下の通りである。

物件番号	貸付場所	区分	契約期間	台数
高校-1	① 体育館サブアリーナ	建物	平成30年4月1日から令和4年11月30日まで	1台
	② けやき館			1台

高校-2	①	体育館サブアリーナ	土地		1台	
	②	けやき館			1台	
高校-3	①	体育館サブアリーナ			1台	
	②	けやき館			1台	
高校-4	駐車場				令和3年4月1日から令和4年11月30日まで	1台
高校-5	駐車場				平成29年12月1日から令和4年11月30日まで	1台

このうち、建物に設置させている自動販売機は電気料金を実費精算し、駐車場に設置させている自動販売機2台については、電気料金はベンダー自らが負担している。

(問題点)

自動販売機設置に係る市有財産賃貸借契約書(以下、契約書)のうち、上記物件番号「高校-4」につき閲覧したところ、前橋市が甲、ベンダーが乙であり、第8条に以下の記載があった。

(メーターの設置並びに電気料及びその支払)

第8条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)を甲の指示するところにより設置しなければならない。

2 甲は、前項のメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料を計算するものとする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、納期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

すなわち、契約書上は、市(甲)が電気料を計算し、ベンダー(乙)が市に対して電気料を支払うこととなっている。

しかしながら、現状また仕様書上において、電気料金はベンダー負担となっており、市は現に実費精算を行っていない。そのため、当該条項は現状に即していないものとなっている。

(改善策)

当該自販機は駐車場に設置されているものであるため、電気料計算は独立して行えるも

のであり、建物内に設置されているもののように電気料金の実費精算を行わず、業者が直接電気料金を負担している現状の方が正しい状況であるといえる。

契約書に上記の条文が記載されてしまったのは、作成部署である市立前橋高校事務担当が契約書を作成する上で、建物に所在する上記高校 1～高校 3 の契約書を参照（コピーアンドペースト）したことによるものと考えられ、その意味で単純なエラーであると思われる。

とはいえ、契約書において真実と異なる条文が記載されているのは問題であり、その作成にあたっては慎重に対応すべきである。

③ 寄附金収入処理が行われていないことについて【結果】

（現状）

市立前橋高校では、令和 3 年 7 月 21 日から令和 3 年 8 月 5 日までを委託期間として、特別教室棟の 2 階の教職員室の前の空きスペースのあったところに、本校生徒の学習スペースとして「メディアモール」を開設させた。当該工事は元々廊下部分の空きスペースであったところに、フリーな学習スペースを設けることにより、本校生徒の対話的で深い学び、そして、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ姿勢を育む「第 1 の空間」と、進取勤勉の体現のため、自学自習する「第 2 の空間」を提供することを目的としたものである。当該工事は、総額で 10,131 千円を要した工事である。その内訳の主なものは以下のようにになっている。

内 訳	金 額
机、テーブル	2,963 千円
デスクパネル（パーテーション）	2,243 千円
チェア、会議椅子等	2,109 千円
収納棚	258 千円
LEDタスクライト	712 千円
床工事	764 千円
その他	1,081 千円
計	10,131 千円

この事業は、総額で 10,131 千円が投資されているが、その財源は、P T A 会計の教育振

興費特別会計から支払われているものである。

(問題点)

「メディアモール」は、市立前橋高校生徒の学習スペースとして学校が学校のスペースの一部を全生徒に対して提供するための改装工事である。その契約方法は、指名競争入札であり、指名先は市内業者6社である。予定価格を設定し、監督員、検査員を教職員から選定している。このような手続きを取るということは、明らかに学校の設備の一部として学校は認識しており、PTAのための設備を設置したものではないと取れる。ということであれば、このような支出は、本来公費の一般会計の中から行われるべきであり、PTAの教育振興費特別会計が負担するものではない。市立前橋高校は、市教委が昭和46年2月1日に定めた「学校施設寄附取扱要綱」に基づき、「施設(用地、建物、設備、備品)充実のために民間から寄附のあった場合は、強制的寄附の募集の弊害を取り除くため、取り扱いはこの要綱による」とし、寄附を受け入れる場合の注意点、寄附の受け入れの手続等を行っている。市立前橋高校はこれより以前、平成24年3月28日に、「ハイエースワゴン」1台、3,255千円を、寄附金として同じく高等学校PTAより受け入れしている。この要綱によれば、「メディアモール」改装工事費用は、PTAから学校に対する寄附ではないかと思料する。これらの一連の支出はPTA会計からされており、市は、寄附金収入として処理すべきである。

(改善策)

民間から施設等の寄附等があった場合には、それが学校で使用するものあるいは生徒が使用すべきものである場合には、寄附金収入として処理すべきである。「学校施設寄附取扱要綱」では、寄附を受け入れる際の手続きのほか申込書の様式まで規定している。市立前橋高校はこれらの手続きに則りこの工事の結果を寄附として受け入れるべきであった。

④ 購入した固定資産が固定資産台帳へ記載されていないことについて【結果】

(現状)

PTAは上記「メディアモール」の工事に伴い、机・椅子・テーブル・デスクパネル(パーテーション)、収納棚等の固定資産を購入している。しかし、これら一連の工事関係の支出を学校で寄附金収入として処理していないため、当該工事に伴い購入したが固定資産が固定資産台帳には記載がなされていない。

(問題点)

「メディアモール」改装工事費用として購入した机や椅子、デスクパネル（パーティション）などは、学校に設置されているものであり、生徒が使用するものであるから、固定資産台帳へ計上すべきと考えるが、計上されていない。そもそもこの一連の工事は、寄付金収入として処理されていない。従って、その工事に関わる設備や備品についても何ら処理されておらず固定資産台帳へ記載すべきであったが記載されていない。

(改善策)

市立前橋高校は寄附された備品を確認し、固定資産台帳又は備品台帳等に記載して記録を残しておくべきである。

⑤ P T Aから委任を受けた業務の完了報告が行われていないことについて【結果】

(現状)

市立前橋高校のP T A会長は、同校校長に対して令和3年5月7日に令和3年度におけるP T A会計に係る委任を行っている。これにより高等学校事務の職員がP T A会計（一般会計、部活動振興費特別会計、教育振興費特別会計、記念事業特別会計、記念事業積立基金）を担当し記帳事務を行っている。

(問題点)

市立前橋高校の校長は、P T A会長からP T A会計に関する委任を受けているにもかかわらず、その結果について報告を行っていない。会計事務の委任を受けている以上、会計期間が終了した段階で、収入・支出等の状況、予算の消化等に関する状況についてP T A会長に結果を報告するのが委任を受けたものの義務であるが、それが行われていない。

(改善策)

市立前橋高校の校長は、P T A会計の会計年度が終了し、決算整理等が終了した段階で速やかにP T A会長に結果を報告すべきである。P T Aはこの結果報告を受けてP T Aの監事が監査等を行い、P T A総会に向けて業務が実施されることになる。

⑥ 納品書にチェックマークが付されていないことについて【意見】

(現状)

先述の「メディアモール」改装工事では、多数の設備、備品を株式会社H社より購入している。これについて令和3年9月6日にH社より「納品書」を受取り、同日に「請求書」

を受け取っている。納品書には、48品目が記載されており、納品数量について上位5点は以下のようにになっている。

番号	品名及び規格	数量	単価 (円)	金額 (円)
1	LEDタスクライト	36	19,800	712,800
2	デスクトップワイドローパー	24	33,660	807,840
3	デスクトップサイドパネル	24	22,000	528,000
4	オフィスチェアピコラ	18	26,510	477,180
5	オフィスチェアピコラ	18	26,510	477,180

(問題点)

上記の納品書を閲覧したところ、検収者印(受領印)欄には押印があったものの、個々の品名欄、数量欄、金額欄にはチェックマークが全く記載されていなかった。納品チェックの有無を確認したところ、納品チェックは行っているが、チェックマークは付していないとのことである。納品チェックを実施しているのに個々の項目にチェックマークがないのは後日数量に差異が生じた場合に問題である。労力をかけて個別に納品チェックをしたのであれば、その都度個々の項目にもチェックマークをすることが後日の確認のためにも有用である。

物品の購入をした場合には、まず、納品時に現物の数量と納品書の数量を確認し、その後、請求書が届いたときに納品書の数量と請求書の数量が合致していることを確認する。実際に納品された数量、納品書の数量、請求書の数量が全て一致して初めて支払いの業務が可能になるものである。

(改善策)

物品の購入をしたときは、納品された数量と納品書の数量、請求書の数量が全て一致するように確認してから支払いをするため納品数量等についてチェックマークを付すべきである。

⑦ 公費負担と私費(P T A)負担の区分に基づく適切な寄附受入手続について【結果】

(現状)

P T Aの一般会計から「校務協力費」の名目で年間多額の金額が支払われている。そのうち令和3年度において7万円を超える金額の支払いは以下のとおりである。

番号	日付	項目	内容	金額
1	11/12	校務協力費	RSO インク FII 黒 8 本 他	94,820
2	12/9	校務協力費	環境推進トナー2本	73,040
3	12/21	校務協力費	RSO インク FII 黒 8 本 他	74,250
4	3/1	校務協力費	環境推進トナー5本	76,340
5	3/9	校務協力費	環境推進トナー2本	73,040
6	3/17	校務協力費	アイデアの AI 時間割 2022 標準版	83,600
7	3/22	校務協力費	RSO インク FII 黒 10 本 他	88,220
合 計				563,310

注：7万円以下の支出も多数あり年間になると150万円を越える可能性がある。

(問題点)

公費（市が予算化して支出する金額）と私費（保護者が負担して支出する金額）の区分については、学校（園）は他の行政官庁とは異なり、教育の場であるがゆえに児童・生徒等や保護者の個人負担の経費が存在し公費と共に教育活動を支えているという特性上、両者を明確に区分することは困難である。しかし、これについては行政が線引きすることにより活動そのものが制限されることは避けるべきであるとした考えのもと、学校教育における公費と私費の負担区分の考え方を別表による「学校教育における公費・私費の負担区分に関する取扱い基準」に基づくことを基準とするとしている。それは以下のとおりである。この取扱基準で考えると上記の物品は寄附物品であると考えられるが、寄附の受入手続が行われていない。

【学校教育における公費・私費の負担区分に関する取扱基準】

※公費・・・市で予算化されている公的な支出

※私費・・・保護者が支出

区分	区分詳細	内 容
公費負担とすべき経費	直接教育活動費	学級、学年、学校(園)単位で共同で使用または備え付けするものの経費とその管理のための経費とする。
	間接教育活動費	学校の管理運営費及び施設費とし、当該学校(園)の経営上必要な経費とする。

	<p>なお、予算計上されていない経費や公費、私費の負担区分上判断しがたい経費については、別記「特別の配慮を要する経費」に掲げる事例を参考にして地域性や学校経営、教育方法の差異等の事情からその必要性を判断し個別に公費・私費の負担区分を決める。</p>	
<p>私費負担とすべき性質の経費</p>	<p>児童生徒等個人の所有物にかかる経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校(園)、家庭のいずれにおいても使用できるものにかかる経費 2 学年、学級、特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するものにかかる経費 <p>例) ① 指定物品 名札、制服、体育着、上履き、体育館シューズ等</p> <p>② 教科書以外の個人用図書 参考書、辞典類等</p> <p>③ ノート類 各種学習ノート</p> <p>④ 各種文房具 筆記用具、筆箱、下敷、小刀、コンパス、分度器等</p> <p>⑤ 補助教材 各種ワークブック、資料集、白地図類、ドリル類等</p> <p>⑥ 部活動等にかかる個人所有の物品 楽器、運動着、剣道着、柔道着、ユニフォーム、テニス・卓球ラケット等</p>

<p>教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又はそれから生ずる直接的利益が児童生徒等に還元されるものに係る経費</p>		<p>例) ① 学習材料 書道の半紙、画用紙、模造紙、絵の具セット等</p> <p>② 実習材料 調理実習材料、工作材料、被服手芸の材料等（ただし、実態上学校側が予め用意して支給すべきことを適当と認められるものは公費負担とすることが望ましい。）</p> <p>③ 学習活動 遠足・修学旅行費、児童生徒会費、校外体験学習等の食費等</p> <p>④ 学校給食の食材料等</p>
---	--	---

別記「特別の配慮を要する経費」

予算計上されていない経費や公費、私費の負担区分上判断しがたい経費については次の事例に照らして具体的に検討し、公費の負担の範囲などを個別に判断する。ただし、公費負担と判断されるものでも、市の予算に計上されていないものは、事前に担当課と協議すること。

事例	判断
<p>校外体験学習等の交通費・宿泊費、映画、音楽等の共同鑑賞費</p>	<p>原則、私費負担とすべきである。ただし、小学校の郷土学習における交通費（バス借上料等）については、「郷土学習実施ガイドライン」で規定されている公費負担範囲及び期間内において公費負担とする。</p>
<p>教育研究団体等に対する負担金、分担金</p>	<p>教員の専門性に対応する研修機会の確保及び研究団体の自主性の保持という観点にたつて次のように判断する必要があると考えられる。</p> <p>① 学校(園)、学年及び学級が構成単位になっている研究団体については、その分担金、負担金は公費で負担することを原則とする。</p> <p>② 校長会、教頭会等の職能団体や特定の個人で構成される研究団体について、「会費」（基本的に予算計上されていない</p>

	<p>いもの)については個人の負担、「負担金」(法令外負担金)については公費負担とする。</p> <p>③ その他の研究団体等についてはその性格を検討のうえ①、②の原則にてらして負担区分を判断するものとする。</p>
窓ガラス等修繕費	<p>学校教育の管理下において破損したものは、公費負担とすべきである。ただし、学校教育の管理下において故意または重大な過失により破損したものは、私費負担も考えられる。</p> <p>(執行方法等詳細は別に定める)</p> <p>なお、学校施設開放等、学校教育の管理外で破損したものは、「前橋市立学校の施設の利用に関する規則」の規定により、原則私費負担とする。</p>
P T A等における学校施設等整備や教育活動支援等にかかる経費	<p>学校施設の備品、消耗品等の購入等、その他学校経営上必要な経費は原則として公費で負担するが、公費で用意している教育環境以上のものについて、P T A等の団体が、自主的な活動の一環として学校教育を支援するものの経費(※)であれば私費で負担することができる。</p> <p>ただし、次の経費はいかなる場合であっても私費負担とすることができない。</p> <p>【私費負担できない経費】</p> <p>①市町村の職員の給与に要する経費</p> <p>②市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費</p>

※「自主的な活動の一環として学校教育を支援するものの経費」…

学校支援経費としてP T A等で承認され実施が決定されているもの。

(改善策)

取扱基準の理解や寄附金に関する理解を深め、適切な寄附受入手続を行う必要がある。

(2) 中学校

① 備品台帳への記載が不明な備品【結果】みずき中学校

(現状)

校内を視察したところ、以下の備品があったが、みずき中の備品シールの添付がなかった。

設置場所	年度	備品品名	個別番号	金額	摘要
校長室		絵画			注1
教材庫	356	カード キャビネット	22058		注2

注1：寄附されたものであるため、絵画に備品シールの添付がなかった。

注2：二中の備品シールのみであり、みずき中の備品シールは貼付されていなかったが、みずき中の備品台帳に二中のシールの番号がそのまま登録されていた。(他の備品には、二中とみずき中の両方のシールが貼付されているものもあった。)

(問題点)

寄附されたもので、時価が30,000円以上かどうか不明なものについては、備品台帳に計上されていないため、学校の資産かどうか分からない。

みずき中のシールが貼付されていないため、みずき中の資産かどうか把握できない。

(改善策)

寄附された備品について、寄附されたものであることが分かるように、○年○月○日 ○○から寄附等のシールを貼付することが望ましいと考える。

また、統廃合により受け入れた備品について、新しい学校の備品シールを貼付する必要がある。

② USBの「学校持ち出し管理簿」の押印について【結果】みずき中学校

(現状)

USBを学校外に持ち出す場合には、持出者は「学校持ち出し管理簿」に持出の事由等を記載し、管理職員に提出し、管理職員は記載内容を確認し、「持出確認印」を押印し、持出しを承認するとされている。しかし、みずき中では「持出確認印」欄に管理職員ではなく、持出者が自ら押印し、管理職員の押印はなかった。但し、USBは管理職員が管理しているため、管理職員の関与なしに持ち出すことは出来ない。

(問題点)

USBの持ち出しをする場合にはUSBの「学校持ち出し管理簿」において管理職員の押印を受けなければならないところ、持出者本人が押印をしておき、USBの持ち出しに際して管理職員が承認した形跡がなかった。

(改善策)

USBの「学校持ち出し管理簿」の押印欄は管理職員が押印することとなっているのであるから管理職員が押印するよう改める必要がある。

③ 統廃合による新設校の教室数について【意見】みずき中学校

(現状)

みずき中は、平成23年4月に第二中と第四中が統合してできた新しい学校であり、令和3年度は生徒総数339名、1年生と3年生が4クラス、2年生が3クラスである。みずき中は5階建てであり、他の学校と比較して1人当たりの校舎面積が広い。

今回、往査した中学校3校の比較は以下のとおりである。

	南橘中	明桜中	みずき中
生徒数	517人	325人	339人
1人当たり校舎面積	12.7㎡	16.7㎡	21.7㎡
普通教室数	19	14	14
特別教室数	20	16	17

明桜中も、令和3年4月に春日中と広瀬中の統合により誕生した学校である。生徒数はほぼ同じであり、普通教室数も同じ14数であるが、特別教室数が明桜中は16室、みずき中は17室となっている。また、生徒数が1.5倍近い南橘中と比較すると1人当たりの校舎面積はみずき中が南橘中の倍近くとなっている。

(問題点)

これから少子化をむかえるにもかかわらず、1人当たりの校舎面積がこれほど必要なのか。他校と比較して多いのではないか。もっとコンパクトにして建設費を削減できたのではないかという懸念がある。

(改善策)

今後統廃合を実施し、新たな中学校を建設する際には、更なる少子化をむかえるにあたり、それだけの1人当たりの校舎面積が本当に必要なのかを検討し、今後の設備投資は極

力抑えるように努力されたい。

④ 寄附物品の受け入れについて【結果】南橋中学校

(現状)

毎年、卒業記念品等の物品寄附の受け入れが行われているが、規則に従った事務手続が行われていないものが見受けられた。

(問題点)

前橋市財務規則では、物品寄附の受け入れについて、次のように定められているが、規則に従った処理が行われていない。卒業記念品等の中には、備品に該当すると思われるもの(金庫など)も見受けられたが、備品台帳への記載はなく、物品管理が不十分である。

(物品寄附の受け入れ)

第 218 条 物品管理者は、物品の寄附申込みがあったときは、寄附申込書(物品)により受け入れし、かつ、次に掲げる事項を明らかにして市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 寄附者の住所及び氏名
- (2) 品目、規格及び数量
- (3) 評定額及び負担の有無
- (4) 維持費の見込額
- (5) 諾否についての意見

2 市長は、前項の規定により物品の寄附を受け入れたときは、寄附受入書(物品)を寄附者に交付するものとする。

3 物品管理者は、第 1 項の規定により物品の寄附を受け入れたときは、物品受入通知書により会計管理者に通知しなければならない。

(改善策)

備品管理が適切に行われていない場合、盗難や紛失に適時に対応できないことが想定される。物品寄附の受け入れ処理を周知し、今後は適切な物品寄附の受入事務を行う必要がある。また、過去の物品寄附は、古い物も多くすべてを遡及することは現実的ではないと思われるため、方針を定めて対応する必要がある。例えば、卒業記念品など目録で物品を特定できるものは、目録をもとに現物確認を行い。それ以外のものは、換金性の高いものに限って現物確認を行い処理する方法が考えられる。

⑤ 就学援助費会計に関係のない入金、出金について【意見】南橘中学校

(現状)

就学援助費は、原則的には、市から学校が管理する就学援助費の普通預金口座に振り込まれるが、当該普通預金口座に就学援助費ではない災害共済掛金の還付金が振り込まれていた。具体的には令和3年7月15日に400円が振り込まれ、同日に同額が引き出されているが、当該通帳の「日計簿兼現金出納簿」には、その入出金の記録がなかった。

(問題点)

就学援助費に係る普通預金口座は使途が特定されておりそれ以外に使用されるべきではなく、災害共済金の還付金の受け入れ口座として利用することは問題である。また今回の普通預金通帳への入金及び出金は、「日本スポーツ振興センター」からの振り込みであるが、その記録は間違いでなければ「日計簿兼現金出納簿」に記載すべきである。逆に普通預金通帳への入金が間違いであるならば、普通預金通帳の入金を取り消すべきである。

(改善策)

就学援助費の普通預金口座はその目的のためにのみ利用されるべきであり、他の目的には利用すべきではない。例外的に使用する場合には普通預金の入金と出金は、「日計簿兼現金出納簿」に必ず記載し履歴を管理すべきである。

(3) 小学校

① 安全総合点検報告書への記載漏れについて【結果】わかば小学校

(現状)

3階の北側の渡り廊下と校舎のつなぎ目に大きなクラックがあり、落下の可能性も高い。従来から修繕施工願は提出していたが、大規模工事の必要性があり即時対応できず、現状落下防止のネットで対応している。下記写真参照

学校	該当箇所	写真
わかば小学校	3階渡り廊下(東西)	

(問題点)

外壁側をみると縦のクラックの他、横のクラックも見受けられた。落下の危険性も高い

と考えられるが、要修繕箇所として認識されていなかった。過年度に複数回の修繕施工願を提出していたが、長年対応されなかったため、学校側での学校安全総合点検への報告も漏れていた。

(改善策)

安全総合点検報告書の記載要領を周知徹底し、危険度の高いと思われる箇所の報告を徹底すべきである。

② 超過勤務について【意見】白川小学校

(現状)

マル付けといった持ち帰り残業は発生するが、それを申請書に書かなければならないようにしているというような管理はしていない。留守番電話は設置していない（おそらく全市的なため、土休日に教頭宛てに真に緊急とは言い難い連絡がやってくる。

(問題点)

超過勤務は常態化しており、早期帰宅の取り組みは実施しているが、超過勤務が減少するには至っていない。

(改善策)

群馬県「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言「教職員の多忙化解消に向けて〔提言R4〕」に、「管理職は、持ち帰り業務を含め、教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、勤務時間の記録を集計、分析した上で教職員と共有を図り、当該データを校務分掌の調整や行事の精選など、業務改善に向けた具体的な取組に活用すること。」とあり、本来的には持ち帰り残業含めた勤務実態を把握することが望まれる。また、他市町村では休日対応として留守番電話を設置しているところが相当数あるが、前橋市では設置の予定がない（令和3年度市教委における学校の働き方改革のための取組状況調査 群馬県 文部科学省令和3年12月）とある。

③ 超過勤務について【意見】滝窪小学校

(現状)

教職員の勤務状況を確認したところ超過勤務の教職員で、45時間超の教職員が1名から2名（教頭+運動会など行事担当教職員）いる。また、留守番電話は設置されておらず、休日の電話に対してはボイスワープにて教頭の携帯電話に転送（令和4年年4月～10月の間

で問い合わせは2～3件)される仕組みとなっている。勤務時間を減ずる取組としては、月曜日及び水曜日は15時05分に下校とし、以後を会議や教材研究に充てることとしている。その他には、こまめな声かけを実施している。

また、登校は個別登校で、下校は集団下校である。放課後は、授業が早く終わる低学年児童は、集団下校の時間まで「遊び場」と称する時間を設け、ボランティアの指導員(保護者・卒業生の保護者など)が面倒をみている。指導員の都合がつかない場合は、教職員が対応することもある。

(問題点)

教職員の超過勤務は常態化している。

(改善策)

業務の分散が考えられるが、職員数など体制の面から抜本的な改善策はないのが現状である。

④ 学校施設の利用管理簿について【結果】芳賀小学校

(現状)

市では、市立の小中学校・特別支援学校の施設を学校教育に支障のない範囲内(授業や部活動等で使用しない時間帯)で地域に開放している。鍵を開放管理者に返還する際に、市教委で定められた管理簿に利用日や利用時間、利用団体名を記載することとなっている。

この管理簿は利用団体の責任者が記載するのみであり、開放責任者が記載する欄がない。

(問題点)

開放責任者の記載欄がないため、鍵の受け渡しを正しく実施したことの証拠とならない。

(改善策)

開放責任者がサインする欄を設け、鍵の受け渡しの責任の所在を明確にする必要がある。

⑤ 金丸分校の納品書綴りに本校の納品書が綴られていることについて【結果】滝窪小学校

(現状)

滝窪小学校は、金丸分校を有しているが、金丸分校の納品書綴りを通査していたところ以下の本校に対する納品書が綴られていた。

納品日	予算科目	納品名称	数量	単価 (円)	金額 (円)
令和3年8月16日	消耗品費	熱中症予防 提示シート	1	2,970	2,970

(問題点)

納品書は、本校と金丸分校では別々に綴られており、後日、証憑確認をする際においても問題となる。

(改善策)

具体的な作業は、事務職員の方が行っているが、事務職員の方の作業が完了した段階で月に1回程度、上司又は別の職員の方が綴じ込みの正確性について確認する必要がある。

(4) 幼稚園

① 公費と私費の負担区分について【意見】 おおご幼稚園

(現状)

前橋市立おおご幼稚園の年長の令和3年度の学年教材費(私費)から、折り紙、画用紙、ジョーロ等として18,202円が支出されている。

(問題点)

市教委から発出されている「学校教育にける公費・私費・の負担区分に関する方針」(平成24年12月1日公布、平成25年4月1日施行)によると、学校教育における公費・私費の負担区分の考え方は「学校教育における公費・私費の負担区分に関する取扱基準」(平成24年12月1日公布、平成25年4月1日施行)によるものとしている。取扱基準によると公費負担とすべき経費は以下のように規定されている。

- ・直接教育活動費…学級、学年、学校(園)単位で共同で使用または備え付けするものの経費とその管理のための経費とされるもの
- ・間接教育活動費…学校の管理運営費及び施設費とし、当該学校(園)の経営上必要な経費とする

また、私費負担とすべき性質の経費としては以下のように規定している。

- ・児童生徒個人の所有物に係る経費
 1. 学校(園)、家庭のいずれにおいても使用できるものに係る経費
 2. 学年、学級、特定の集団の全員が個人用の教材教具として使用するものに係る経費
- ・教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童生徒に還元されるものに係る経費

上記の取扱基準によれば、ジョーロ等は、学級、学年、学校（園）単位で、共同で使用または備え付けするものの経費であり、直接教育活動経費として公費負担とすべきところ、私費負担の経費として支出されている。

（改善策）

上記取扱基準においても、公費と私費の負担区分は判断しがたいものがあるが、明らかに区分できるものについては、予算の計上の時から適切に区分すべきである。